

環 境

1	環境保全活動の推進	225
2	緑の保全と緑化の推進	230
3	水 環 境 の 保 全	232
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	237
5	し尿処理及び浄化槽の 普 及 促 進	244
6	環 境 総 合 セ ン タ ー	246

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（１）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定されているが、平成27年度に社会情勢の変化や政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等へ対応するため、見直しを行う。

基本理念

- ①豊かな自然と文化の保全と活用
- ②環境の変化への対応と適応
- ③環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④環境と経済・社会の調和
- ⑤環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ①豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ②くまとの風土を活かした都市をつくる
- ③環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとした「くまもと環境フェア」を開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。一方で、市民の身近な温暖化対策やゴミ減量の取り組みとして、レジ袋の削減に向け、スーパーや商店街等と市民団体、本市との間で「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成23年度からは、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用している。

平成27年度からは、「第4次熊本市役所グリーン計画」の計画期間が開始し、本市の事務事業に伴う更なる環境負荷の低減に取り組んでいる。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年10月より施行している。

④ 地球温暖化対策

地球環境問題の中でも、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を温室効果ガス排出量の少ない低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年3月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定した。その後、平成27年3月には、これまでの取り組み状況を踏まえて、市民一人ひとりの具体的な取り組み事例を示すなどの改訂を行い、学識経験者や事業者、市民団体等との連携を図りながら、計画に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを推進している。

⑤ 創エネ・省エネの推進

再生可能エネルギーの導入促進に向け、平成26年度までに、本市公共施設61施設への太陽光発電システムの設置や住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置費の一部助成などに取り組んできた。平成27年度には、家庭での創エネ・省エネを効率化させるスマートハウスの普及促進に向け、モニター助成に取り組んでいる。また、市民の省エネ・省資源に関する実践行動を促進するために、ライフステージ別環境教育カリキュラムの運用や「CO₂ダイエットクラブ」事業などにも取り組んでいる。

⑥ パートナーシップによる環境保全活動の推進

市民、市民活動団体、事業者、市の4つの主体が協働関係を築き、各々の環境行動の更なる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施などを行っている。また、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審議会

環境審議会（昭和63年10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期3年）

開催回数 全体会0回（平成26年度）

力 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 0回（平成26年度）

キ 公害苦情処理件数

平成26年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数225件と前年度よりは減少しているが過去4年間の平均値197件と比較すると増加していた。種類別の割合を見ると、騒音が43%と最も多く、次いで水質汚濁が26%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（平成22年度～平成26年度）

種 別 \ 年 度	22	23	24	25	26
大 気 汚 染	31	28	42	48	22
水 質 汚 濁	29	55	33	47	58
土 壌 汚 染	0	1	1	1	1
騒 音	57	62	72	81	96
振 動	4	9	5	12	11
悪 臭	26	30	43	49	27
そ の 他	2	6	8	7	10
計	149	191	204	245	225

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成26年度の事前指導件数 512件

(2) 大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況は全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が新たな課題となっている。このような中、平成27年3月に、これまで7カ所で行っていた大気汚染の常時監視測定局を8カ所（一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局2局）に適正配置を行い、効率的に大気汚染状況を把握できる体制を整え、ホームページ等での情報の提供に努めている。

また、光化学オキシダント等の注意報発令区域の見直しを県と行い、より分かりやすい情報発信が出来るようになった。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成26年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、平成26年度は、注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質については、一日平均値が、新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがあるとの予測から、平成26年度は2日間（内、熊本市該当は2日間）、熊本県下において注意喚起が出された。

環境基準達成状況

（平成22年度～平成26年度）

測定項目		二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光 化 学 オキシダント					一酸化炭素					微小粒子状物質					
環境基準		1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下で あり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下である こと。					1時間値の1日平 均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内又 はそれ以下であ ること。					1時間値の1日平 均値が 0.10 mg /m ³ 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.2 mg/m ³ 以下で あること。					1 時 間 値 が 0.06ppm 以下で あること。					1 時間値の 1 日 平 均 値 が 10ppm 以下で あり、かつ、1 時間値の 8 時 間 平 均 値 が 20ppm 以下で あること。					1 年平均値が 15 μ g/ m ³ 以 下であり、か つ、1日平均値 が 35 μ g /m ³ 以下である こと。					
環境基準による 大気汚染の評価		長期的評価					長期的評価					長期的評価					短期的評価					長期的評価					短 期 及 び 長期的評価					
		1 日平均値の高 い方から 2%除 外値が 0.04ppm 以下であり、か つ、1 日平均値 が 連 続 して 0.04ppm を超え ないこと。					年間の 1 日平均 値の低い方から 98%値が 0.06ppm 以下である こと。					1 日平均値の高 い方から 2%除 外値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、か つ、1日平均値が 連続して 0.10 mg /m ³ を超えない こと。					1 時 間 値 が 0.06ppm 以下で あること。					1 日平均値の 高い方から 2% 除 外 値 が 10ppm 以下で あり、かつ、1 日平均値が連 続して 10ppm を超えないこ と。					1 年平均値が 15 μ g/ m ³ 以 下であり、か つ、1日平均値 の低い方から 98%値が 35 μ g /m ³ 以下であ ること。					
年度		22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	×
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○※	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	△	×	
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	△	×	
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	△	×	
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成、○*は、機器故障による年間測定日数不足のため参考値、—は測定機の設置なし

注2 △は年度途中の機器設置のため環境基準の評価が出来ない測定局

注3 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

注4 平成27年3月に測定局の適正配置を行ったが、新たに設置した測定局は期間が短いため評価が出来ないことから表に記載なし

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブや低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ約 6 5 0 件有り、ばい煙発生施設の 8 割以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在）。この内、平成 2 6 年度は延べ 2 5 件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、公用車への低公害車導入、エコドライブ促進等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0. 0 6 p p m 以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成 1 8 年度から 5 カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約 1 2 0 区間）を実施した。平成 2 3 年度から、富合地区・城南地区・植木地区を含む全評価対象区間（約 1 6 0 区間）を 5 カ年間で実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関の利用促進等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成 2 6 年度は市街地及び固定発生源周辺の 9 地点において、夏期と冬期の年 2 回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内 2 地点（自動車排ガス測定局及び一般環境測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など 2 1 種類、また、市内 2 地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスから由来する 6 種類の有害大気汚染物質について毎月 1 回測定を行い、モニタリングを実施している。平成 2 6 年度の結果は、4 地点とも環境基準等を達成していた。

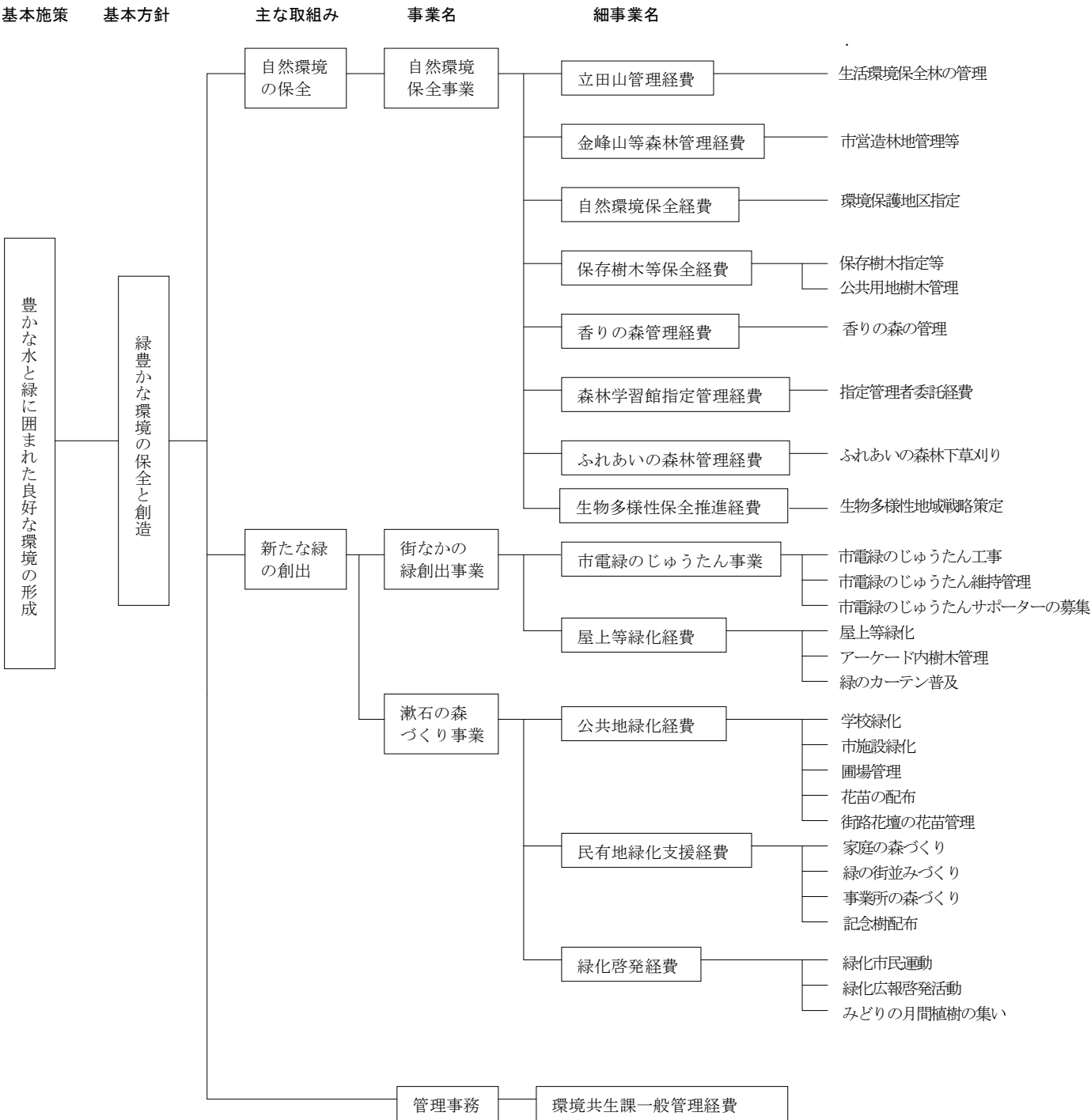
2 緑の保全と緑化の推進（環境共生課）

（１） 概要

本市における自然環境の保全や、緑の創出に対する取り組みは、市議会における「森の都都市宣言」（昭和４７年１０月２日）の議決以来、すでに４２年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年３月２８日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成１７年３月策定）」、「第６次総合計画（平成２１年３月策定）」、「第３次環境総合計画（平成２３年４月策定）」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

（２） 緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成26年度実績)

事業名		事業概要	備考	
自然環境保全事業	立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	150ha	
	金峰山等森林管理	市営造林地管理、「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担		
	自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数 開発行為協議数	14ヵ所 92件
	保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数	626本
	香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	4.1ha	
	森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数	1,833人
	ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーディキャンプ開催	ファミリーディキャンプ参加者	68人
街なかの緑創出事業	市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷に芝を植栽し、新たな緑の空間を創出する。サポーター制度により寄附を募り、事業の維持管理を図る。	既緑化区間 管理寄付金額	約935m 3,617,204円
	屋上等緑化	屋上やベランダの緑化への補助、市電軌道敷プランター花植栽、下通アーケード内樹木の管理	市電軌道敷プランター	35基
漱石の森づくり事業	公共地緑化	新設・未整備の学校や市施設の植栽等、地域・市施設等に花苗の配布（松葉ボタン・パンジー）、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理、城山・花園園場の管理	学校緑化工事ヶ所 市施設緑化工事ヶ所 花苗配布（自治会等）	9ヵ所 2ヵ所 1,688団体
	民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助	家庭の森づくり補助 緑の街並みづくり補助 事業所の森づくり補助 記念樹配布本数	29件 6件 14件 1,103本
	緑化啓発	「みどりの月間」を記念して植樹の集いを実施 市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランティアの育成、緑の募金運動の促進等	画図小学校 緑化市民運動	197名参加 13ヵ所

環境

3 水環境の保全（水保全課）

（１）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、更に、平成26年3月には「第2次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、平成27年3月には「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。更に、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、さらに、平成24年度には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同年6月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

（２）水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌やメールマガジンの配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、市民1人1日あたりの生活用水使用量218リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用途 \ 年度		21	22	23	24	25
上水道用	井戸本数(本)	124	132	132	128	123
	一日平均採取量(m³)	221,961	223,207	220,664	220,908	222,159
	年間採取量(m³)	81,015,452	81,470,208	80,762,910	80,631,519	81,088,065
養殖・農業・水産用	井戸本数(本)	1,427	1,381	1,363	1,336	1,303
	一日平均採取量(m³)	45,846	43,192	39,569	40,377	39,421
	年間採取量(m³)	16,733,862	15,765,070	14,482,140	14,737,667	14,388,664
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,287	1,255	1,233	1,212	1,188
	一日平均採取量(m³)	52,645	51,602	50,345	46,647	45,834
	年間採取量(m³)	19,215,515	18,834,620	18,426,347	17,026,068	16,729,339
合計	井戸本数(本)	2,838	2,768	2,728	2,676	2,614
	一日平均採取量(m³)	320,452	318,001	310,578	307,932	307,414
	年間採取量(m³)	116,964,829	116,069,898	113,671,397	112,395,254	112,206,068

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成26年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約825haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成27年3月31日現在）

所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	248.70	239.54	9.16	123.76	124.94	—
南阿蘇村	93.17	86.23	6.94	93.17	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—
合 計	825.40	730.65	94.75	273.17	226.56	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		88.520	11.48	33.09	27.45	39.46

樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	350.92	42.5
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	414.56	50.2
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカン、タブノキ	11.65	1.4
そ の 他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	48.27	5.9

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成26年度は、約441ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,324万m³の地下水かん養効果があったと推計される。当年度は、梅雨入り後の降雨量が極端に少なく、水稲田の代掻きの際に水不足が生じたため、転作田への水を一時確保できず、過去5ヵ年の平均推定かん養量と比較して、約135万m³の減少であったものの、熊本市で使用される地下水の約12%のかん養を行った。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用、ビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成26年度は計250本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成26年度)

有機塩素系化合物	硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
13本	29本	23本	27本	1本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域(河川;34地点、海域;6地点)の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められており、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成26年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は一般項目に関する基準6類型と全亜鉛等に関する基準4類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全リンに関する基準4類型及び全亜鉛等に関する基準2類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである(熊本市調査分)。

(平成26年度)

河川名	測定地点名	生物化学的酸素要求量(BOD)	溶存酸素(DO)	浮遊物質(SS)
白川	吉原橋	1.2	9.7	6
堀川	坪井川合流前	7.3	8.8	12
坪井川	堀川合流前	0.9	9.4	4
	上代橋	3.8	7.7	6
	千金甲橋	2.8	7.2	40
井芹川	山王橋	1.4	9.7	5
	尾崎橋	1.5	10.0	6
天明新川	六双橋	1.4	7.6	10

(注)単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成26年度は、公共用水域の水質(8検体)・底質(8検体)、地下水の水質(5検体)及び土壌(6検体)を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素系化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区 11 地区のうち 6 地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策開始後、地下水濃度は急激に減少しているが、今なお環境基準を超過している。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成 22 年度に策定した「第 2 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、農業者、農業関係者等と協働で施肥対策、家畜排せつ物対策、窒素流通対策等を更に推進した。また、第 2 次計画期間満了に伴い、「第 3 次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定した。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における窒素負荷削減対策として、熊本市家畜排せつ物処理施設の整備を進めている。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過する場合は、速やかに改善命令の発出等の対応を行っている。

(平成 26 年度)

法 令 名	届出事業場数	規制対象事業場数	H26 立入調査実施事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	1055	97	68
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	88	10	5
熊本県生活環境の保全等に関する条例	72	21	10

(4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域^(※)で共有する貴重な財産であることから、広域のかつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、横ばい若しくは上昇傾向にあるが、水収支でみると未だマイナス状態であり、また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況に、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存 3 組織を統合し、平成 24 年 4 月に（公財）くまもと地下水財団を設立した。

今後は、（公財）くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域 11 市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となって広域的・持続的な事業を展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の 11 市町村

(5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に 5 箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的に P R している。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えとともに、その魅力を内外に発信しており、現在 92 件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成 20 年度から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、景気情勢や人口動態など、廃棄物を取り巻く諸情勢を考慮しながら、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化(平成13年)、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成19年)、そして家庭ごみ有料化(平成21年)やプラスチック製容器包装の分別収集(平成22年)に取り組んできた。

また、平成22年度には、今後10年間を計画期間とする「熊本市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本計画ではごみの発生抑制を優先的な取り組みに位置づけるとともに、家庭ごみの更なる20%削減やリサイクル率30%などの成果指標の達成に向けて、各種施策を展開している。

さらに、平成26年10月からは、水銀を含むもの、爆発や火災の危険性があるものとして、家庭から排出された①蛍光管、②水銀体温計・水銀血圧計、③乾電池、④ガス缶・スプレー缶、⑤ライターの5品目を特定品目として分別収集に取り組んでいるところである。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収集量

(単位：t)

区 分 \ 年 度		22	23	24	25	26
直 営	北部クリーンセンター	28,898	25,907	26,006	19,969	19,270
	西部クリーンセンター	34,055	29,475	29,595	22,715	22,626
	東部クリーンセンター	36,140	31,126	31,337	24,301	22,932
委 託 収 集		43,608	57,608	57,385	77,789	81,652
許 可 業 者		69,034	70,933	70,147	71,015	73,044
自 己 搬 入		23,327	22,434	19,199	16,241	17,459
計		235,062	237,483	233,669	232,030	236,983
1 日 平 均 排 出 量		644	649	640	635	649
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		970	976	955	947	924

※ 平成22年度から拠点回収の量を自己搬入として計上している。

※ 平成24年度は九州北部豪雨（平成24年7月12日）による水害ごみを除いている。

イ 処理量

(単位：t)

区 分 \ 年 度		22		23		24		25		26	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼 却	西部環境工場	88,256	242	93,923	257	86,234	236	88,780	243	81,261	223
	東部環境工場	119,723	328	114,046	312	118,042	323	113,013	310	126,265	346
埋 立		6,321	17	6,172	17	5,681	16	5,613	15	5,599	15
再 資 源 化		20,781	57	23,361	64	23,671	65	24,557	67	23,838	65
計		235,081	644	237,483	649	233,628	640	231,963	636	236,963	649

(3) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5ℓ 相当）	4 円	—

※ いずれの価格も1枚当たり

※ 10枚を1セット（冊）で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(4) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

(平成27年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	150円

(5) 保有車両（廃棄物計画課）

(平成27年4月1日現在)

事業所名	バッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	6	5	1
西部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	5	7	1
東部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	5	6	1

（６）家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

- 目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る。
- 収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日、毎月２回 「紙」収集日、毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日、毎週１回
- 住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前８時３０分までに、町内のごみステーションへ搬出
- 収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

（単位：t）

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
収 集 量	24,079	27,266	26,850	27,102	25,758
再 資 源 化 量	19,873	22,198	22,499	23,332	22,423
委 託 料（千円）	668,931	856,206	868,850	877,522	1,001,855
資源物売却収入（千円）	150,479	194,179	195,614	178,601	219,138

- （注）１．委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
- ２．収集量－再資源化量＝選別残渣
- ３．平成20年度から売却代金を差し引かず別途歳入を計上
- ４．平成22年度からプラスチック製容器包装の収集量・再資源化量・委託料を追加して計上

（７）リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、牛乳パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、布類（古着）

集団回収実績

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
登 録 団 体	784	787	792	808	824
実 施 団 体	682	675	648	668	673
総 回 収 量（t）	7,755	7,595	7,241	7,296	7,069
助 成 総 額（千円）	50,875	50,061	48,152	48,764	47,732

- 注）１．回収量助成単価は、平成21年上半年期までは古紙類1kg当たり6円・古紙類以外1kg当たり4円、平成21年下半年期からは助成対象品目全て1kg当たり6円
- ２．実施回数助成は、平成21年下半年期から適用し、（実施回数-2回）×2,000円を交付（上限24,000円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで） ※平成27年度より

助成実績

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
助 成 基 数	258	128	137	148	74
助成総額（千円）	447	237	350	376	284

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1（1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで） ※平成27年度より

助成実績

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
助 成 台 数	334	163	862	423	314
助成総額（千円）	9,727	4,717	40,642	19,520	14,080

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所 在 地	東区戸島町2570番地（東部環境工場内）
建 築 面 積	545㎡
延 床 面 積	1,175㎡
構 造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内 容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介）
	・リサイクル品の展示、提供
	・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ）
	・リサイクル講座の開催
	・図書・資料室
	・リサイクル情報掲示
	・フリーマーケットの開催

来館者の状況

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
来館者（人）	23,165	25,032	30,510	33,405	33,905

(8) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450 t／日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600 t／日）の両工場（合計処理能力1,050 t／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。老朽化が著しい西部環境工場は、代替施設の整備を進めており、平成23年度に事業用地の取得、代替施設の整備・運営を公設民営（DBO）方式で実施する民間事業者の選定を行い、平成24年度は建設工事に着手した。平成28年3月に稼動予定。

ア 施設の状況

名称 区分	東部環境工場	西部環境工場
所在地	東区戸島町2570番地	西区城山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建設年月	平2.12～平6.3	昭58.3～昭61.3
建設費	22,505,489千円	9,203,272千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t／24時間（300t×2基）	450t／24時間（225t×2基）
破砕処理能力	30t／5時間	50t／5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
（健康増進施設）

名称 三山荘
所在地 東区戸島町2573番地
経営主体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）
開設年月日 平成2年10月16日
構造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷地面積 6,769㎡
建物面積 992.63㎡（浴室、大広間、多目的ルーム、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）
建設費 391,200千円
定員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
使用料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元自治会に所属している者は無料
小人（中学生以下）無料

名 称	東部交流センター
所 在 地	東区戸島町2588番地1
経 営 主 体	熊本市（指定管理者制度を導入し、㈱パブリックビジネスジャパンを指定）
開設年月日	平成19年10月10日
構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平家（一部高屋根）
敷地面積	15951.60㎡（足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）
建物面積	1088.77㎡（体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）
建設費	445,000千円
定 員	体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡） 多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）
使 用 料	体育館（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円 体育館（バドミントン）：一般460円／面・時間 高校生以下230円／面・時間 体育館（卓球）：一般220円／面・時間 高校生以下110円／面・時間 多目的室（全面使用）：午前2,800円 午後・夜間各3,700円 多目的室（半面使用）：午前1,400円 午後・夜間各1,850円 調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円 和室：午前500円 午後・夜間各700円 ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場

目 的	ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。
発電設備	復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力3,000kw （ハウス園芸施設への温水供給）
利 用 者	西部環境工場温水利用温室組合
施設面積	（農地面積） 約5,284㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式（60℃）
栽培品目	トマト、花き類
温室内容	ガラス温室

（9）最終処分場

名 称	扇田環境センター
-----	----------

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成21年10月から第二期工事に着手し、埋立容量895,000㎡を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000㎡分を確保し、平成25年3月に完成した。

ア 施設の状況

所在地	北区貢町1567番地
総敷地面積	235,700㎡
埋立面積	約80,200㎡
埋立容量	1,500,000㎥ 一期工事分 605,000㎥ 二期工事分 895,000㎥
供用開始	平成15年6月
工事期間	一期工事分 平成11年6月～平成15年3月 二期工事分 平成21年10月～平成25年3月

イ ふれあい広場

名称	戸島ふれあい広場 戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋立が終了し、平成25年4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。
所在地	熊本市東区戸島町1489番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、（株）パブリックビジネスジャパンを指定）
開設年月日	平成25年4月1日（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年9月1日）
敷地面積	65,528㎡
建設費	436,134千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下） 自由広場：1時間につき 500円
施設概要	パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等 駐車場 収容可能台数168台（無料）
名称	扇田ふれあい広場
所在地	熊本市北区釜尾町811番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、田上アクト共同企業体を指定）
開設年月日	平成25年9月1日
敷地面積	14,990㎡
建設費	265,467千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）
施設概要	パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台（無料）

（10）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者１０業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、平成１０年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

（２）処理対象人口と収集量

※３月３１日現在での推計

区分 \ 年度			22	23	24	25	26
処 理 対 象 人 口			724,773	725,005	731,815	732,877	733,516
内 訳	水 洗 化	公共下水道（人）	595,021	603,758	612,514	622,006	625,627
		浄 化 槽（人）	107,800	99,853	98,231	90,213	88,061
	く み 取 り（人）		21,892	21,334	21,010	20,598	19,768
	自 家 処 理（人）		60	60	60	60	60
収 集 量	くみ取りし尿収集量（k1）		18,390.8	17,158.4	17,017.4	15,647.8	15,101.1
	浄化槽汚泥収集量（k1）		66,209.8	64,082.6	62,667.8	60,623.0	58,193.4
	収 集 量 合 計（k1）		84,600.6	81,241.0	79,685.2	76,270.8	73,294.5

※23年度までの処理対象人口には外国人口を含めてないが、24年度分は外国人口を含めている。

（３）処理量（処理施設別）

（単位：k1）

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
秋 津 浄 化 セ ン タ ー	16,062.3	14,494.4	14,065.1	14,155.8	19,681.1
中 部 浄 化 セ ン タ ー	37,815.5	35,818.8	34,226.2	31,710.5	34,919.1
宇城広域連合浄化センター	11,503.9	11,438.2	11,464.6	10,835.7	0
山鹿衛生処理センター	19,218.9	19,489.6	19,929.3	19,568.8	18,694.3
計	84,600.6	81,241.0	79,685.2	76,270.8	73,294.5

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧 市 域 ７ 業 者 ・ 富 合 地 区 ２ 業 者（うち１業者は城南地区業者）
- ・ 城 南 地 区 １ 業 者 ・ 植 木 地 区 １ 業 者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

区分 \ 適用	処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
秋 津 浄 化 セ ン タ ー	旧市域 富合地区 城南地区	圧送90 k1／日（希釈前）	前処理後、東部浄化センターへ圧送
中 部 浄 化 セ ン タ ー		210k1／日	前処理後に下水処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	植木地区	92 k1／日	脱窒素活性汚泥法

(6) 浄化槽の設置状況

(単位: 基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,568	167	152	18	5	2	2,912
	全 ば っ 気 型	1,176	66	107	36	3	0	1,388
	分 離 ば っ 気 型	2,172	57	176	16	1	3	2,425
	接 触 ば っ 気 型	5,368	456	518	25	6	2	6,375
	計	11,284	746	953	95	15	7	13,100
合 併 処 理 槽		10,881	237	358	149	124	85	11,834
合 計		22,165	983	1,311	244	139	92	24,934

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度	22	23	24	25	26
補 助 対 象 基 数 (基)		277	249	274	254	235
補 助 対 象 人 槽 (人槽)		1,714	1,610	1,743	1,531	1,446
補 助 金 の 額 (千円)		62,192	118,667	134,314	122,364	115,374

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	西区花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光振興課
高 麗 門 手 洗 所	中央区新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 ト イ レ	中央区神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	東部土木センター
一 夜 塘 手 洗 所	中央区子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	北部土木センター
武 蔵 塚 手 洗 所	北区龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	北部土木センター
花 畑 パ ー ク ト イ レ	中央区花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	西部土木センター
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	中央区黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	中央区黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	文化振興課
八 景 水 谷 パ ー ク ト イ レ	北区八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	北部土木センター
白 川 パ ー ク ト イ レ	中央区草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	北部土木センター
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	西区松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊本県自然保護課
学 園 通 り ト イ レ	中央区大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パ ー ク ト イ レ	中央区辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	西部土木センター
古 城 堀 端 手 洗 所	中央区古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さ る す べ り 公 衆 ト イ レ	西区河内町岳	平6. 3	観光振興課
金 峰 山 頂 上 ト イ レ	西区河内町岳1881	平8. 10	熊本県自然保護課

6 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成24年4月1日、組織名を環境総合センターと改めた。

所在地 東区画図町大字所島404番地1

構造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人員 21人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

調査区分			年度		22		23		24		25		26		備 考
					検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質			126	510	144	720	144	720	115	3,561	316	12,205	PM2.5 有害金属等
		大気汚染物質			198	198	198	198	200	200	199	199	200	200	窒素酸化物等
		その他			222	1,603	80	561	105	1,088	98	605	90	584	酸性雨、アスベスト
		小計			546	2,311	422	1,479	449	2,008	412	4,365	606	12,989	
	水質汚濁	河川・海域	一般項目		288	1,890	286	1,880	286	1,963	287	1,917	295	1,922	pH、BOD、SS等
			健康項目		25	563	15	568	21	534	21	535	21	677	鉛、シアン、揮発性有機化合物
			環境ホルモン		24	168	24	168	16	112	8	56	8	48	ビスフェノールA、可塑剤等
		工場・事業所排水			77	497	85	592	72	598	65	535	84	627	BOD、水銀、鉛等
		その他			74	2,432	76	2,692	84	2,645	281	3,510	351	5,208	自主的調査等
		小計			488	5,550	486	5,900	479	5,852	662	6,553	759	8,482	
	悪臭物質				3	6	4	10	1	6	0	0	0	0	アンモニア、硫化物、トリメチルアミン等
	廃棄物関係				41	725	39	823	36	720	35	727	36	768	廃棄物埋立地関係
	精度管理				6	41	2	4	3	63	4	65	4	64	環境省の精度管理、酸性雨等
	その他				3	3	1	1	55	71	30	30	54	66	放射能空間線量、火災原因調査
	一般依頼検査				6	6	0	0	1	1	1	1	0	0	アスベスト含有試験(住宅建材)
	合計				1,093	8,642	954	8,217	1,024	8,721	1,144	11,741	1,459	22,369	

地下水関係業務

調査区分		22		23		24		25		26	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定 点 監 視 調 査	516	10,418	506	10,351	499	10,456	494	10,547	496	10,864
	汚 染 防 止 関 係 調 査	55	446	82	1,184	37	572	41	513	16	164
	浄 化 促 進 事 業	36	756	33	693	36	756	36	756	36	756
	地下水質モニタリング	323	4,665	255	4,455	314	7,418	296	7,247	278	6,945
	そ の 他	44	1,022	55	1,390	20	260	38	854	36	788
合 計		974	17,307	931	18,073	906	19,462	905	19,917	862	19,517

衛生科学関係業務

調査区分		22		23		24		25		26	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品 試 験	338	11,369	369	14,817	411	13,751	568	19,295	338	11,380
	飲料水、浴場水等の水質試験	438	2,010	425	1,937	412	1,880	444	2,233	288	1,476
	容器包装、おもちゃ等の試験	2	4	2	4	2	4	5	10	3	6
	家 庭 用 品 試 験	50	50	40	40	45	45	45	45	45	45
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		828	13,433	836	16,798	870	15,680	1,062	21,583	674	12,907

微生物関係業務

調査区分		22		23		24		25		26	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品	288	796	301	1,356	270	753	358	941	241	822
	環境（浴槽水・プール水等）	451	698	446	679	454	681	433	652	406	6,517
	食中毒（便・吐物等）	459	7,560	201	2,855	199	3,418	153	1,053	323	1,293
	感染症（O157等、発生動向調査）	248	677	190	365	159	688	238	1,123	334	453
合 計		1,446	9,731	1,138	5,755	1,082	5,540	1,182	3,769	1,304	9,085

環境学習業務

（平成26年度）

事 業 名		内 容	時期（回数）	参加人数
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	光の工作、放射能を知ろう、水のめぐみ、天気のおくみ、空気は力持ち	夏休み期間中 15日間（30回）	447 人
	ジュニア環境科学セミナー	江津湖の水環境調査 大気圧の科学	8月23、24日 （2回）	6 人
	親子環境探検隊	第1回：水生生物ウォッチング（上江津湖） 第2回：自然観察（金峰山）	9月28日 10月28日	43 人 52 人
	江津湖水生生物ウォッチング	水生生物観察会（江津湖）	5月25、31日 （2回）	66 人
	春休み子ども環境教室	音の不思議、ごみと地球温暖化、色の科学、結晶の科学	春休み期間中 4日間（8回）	62 人
	科学体感フェア	センターを開放し、業務に関連する実験や工作などの体験	11月9日 （1回）	765 人
	親子エコスクール	草花染めと押し花コースター作り、牛乳パックで紙すきはがき作り・X-masカード作り、万華鏡作りなど	6、9、12、1、2月 （9回）	96 人
	環境学習指導者研修会	小中学校で環境学習を担当している教職員を対象に研修会を開催する。	8月21、22日 （2回）	4 人
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習	毎月実施 （74回）	680 人
カブトムシ・クワガタ飼育講座		外来生物について講習会において危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発するもの。	夏休み （4回）	152 人
環境学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	随時 （48回）	2,836 人

農 水 商 工

1	経 済 振 興	251
2	農 林 水 産 業	272
3	食 肉 セ ン タ ー	281
4	競 輪 事 業	282
5	農 業 委 員 会	283

1 経 済 振 興

(1) 概 況 (産業政策課)

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口74万人、広域都市圏人口約110万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられる。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、急速に進展するグローバル化、少子高齢化の進展やそれに伴う人口減少社会の到来など、政令指定都市に移行して4年目を迎え、セカンドステージへと大きな飛躍に向けた動きを加速させなければならない時期を迎えている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組み、「熊本に住み、熊本で働ける」環境を整える雇用の拡充に努めている。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

また、全国トップクラスの農業力を活かした農産物のブランド化や販路開拓を推進する農商工が連携した事業、6次産業化等について支援している。

さらに、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「本市の豊かな自然環境や歴史的遺産、九州中央の地理的特性を生かした地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」に取り組んでいる。

(2) 産 業 政 策

ア 農商工連携の推進 (農商工連携推進課)

熊本市の農林水産資源を活用し、農商工連携又は6次産業化による新商品の開発を促進するため、その開発に必要な経費の一部を助成する「熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金制度」を設け、平成24年7月から運用を開始した。また、平成24年3月に「くまもと農商工連携サイト」を開設し、くまもとの魅力ある豊かな農林水産物に関する情報の発信を行なうとともに農商工業者の交流促進を行っている。

イ 創業支援 (産業政策課・商工振興課)

中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内にビジネス支援センターを設置し、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

また、創業して概ね5年以内の経営者及び中小企業後継者を対象に、実践的な講義内容を取り入れた「肥後創成塾」を熊本学園大学と共催で開催する等企業のステージに応じた段階的支援を実施しており、平成26年3月には民間事業者と連携して実施する創業支援の取り組みについて国による創業支援事業計画の認定を受けたところ。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ (大学連携型起業家育成施設) において、ライフサイエンス (生命科学) 分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣 (経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施するとともに、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費及び店舗賃借料を対象とした補助を実施している。

ウ 企業立地促進事業（産業政策課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成１１年４月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

中でも、平成２２年３月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致に積極的に取り組むとともに、九州新幹線鹿児島ルートの特快開業による交通利便性の向上や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、コールセンターや事務センター等のオフィス系企業の中心市街地への立地を促進していく。

具体的な取り組みとしては、企業誘致を積極的に推進するために、平成２４年度より企業立地促進条例を改正して企業立地補助制度を大幅に拡充し、企業立地を全庁的に支援していく庁内組織「熊本市企業立地推進本部」を設置した。

また、企業立地推進室及び東京事務所を中心に首都圏をはじめとした大都市圏において企業訪問等の誘致活動を行うとともに、民間の調査会社を活用した企業誘致情報収集の強化や企業立地専用ホームページの運営、企業立地関連見本市への出展等による情報発信を行っている。

さらには、誘致企業のフォローアップのため、立地企業懇話会を開催し企業ニーズの把握を行うとともに、オフィス系立地企業の人材確保のための就職講座の開催等、必要な支援策を展開していく。加えて、中心市街地へ集積が進んでいるオフィス系企業の更なる誘致に向け、新たなオフィスビル建設に対する支援策をモデル的に実施する。

エ フードパル熊本（商工振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の５つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：２５．７ｈａ 企業用地：１２．０ｈａ 組合共同用地：２．７ｈａ
熊本市管理用地：１１．０ｈａ

熊本市食品交流会館（商工振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地	北区貢町松の本５８１番地２								
敷地面積	１２，３５８．６２㎡								
駐車場面積	１８，０４１．６９㎡								
建物面積	２，２８０．８５㎡								
開設年月日	平成９年１１月１日								
建設費	９９９，０３８千円								
主な設備	多目的ホール、第１会議室、第２会議室、パーティールームＡ・Ｂ、イベント広場等								
管理運営	株式会社フードパル熊本へ委託（指定管理者）								

施設利用状況

	２４			２５			２６		
	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)
第１会議室	537	17,527	72.3	481	17,237	66.7	528	18,820	69.6
第２会議室	310	4,551	55.4	311	3,851	53.5	345	5,048	57.8
パーティールーム	538	17,777	57.3	464	16,395	52.5	507	19,732	56.6
イベント広場	41	14,537	12.5	46	16,261	13.9	41	8,956	12.5
多目的ホール	266	94,279	43.4	319	97,380	47.4	338	124,055	51.3

オ くまもと森都心プラザ（産業政策課・シティプロモーション課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年10月1日に開館した。（１）観光・郷土情報センター、（２）プラザ図書館（３）ビジネス支援センター（４）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

所在地	西区春日1丁目14-1
設置主体	熊本市
敷地面積	7,304.72㎡
延床面積	16,799.82㎡（うちプラザ面積9,568.37㎡）
構造	地下RC造、地上S造 地下1階、地上6階（うちプラザ2階～6階）
建設費	6,140,000千円
開館	平成23年10月1日
主要施設	6階 A会議室～D会議室 5階 プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室 4階 プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室 3階 プラザ図書館 2階 観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分 年度	プラザホール	多目的室	A会議室	B会議室	C会議室	D会議室	託児室
26	701件	439件	655件	567件	738件	758件	—
	79,345人	10,911人	9,419人	8,033人	9,272人	8,266人	934人

施設利用状況（有料施設以外）

区分 年度	観光・郷土情報センター	プラザ図書館	ビジネス支援センター
26	179,126人	800,840人	3,106人

カ 海外経済交流の推進（産業政策課・農商工連携推進課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、急速な拡大を続ける東アジア市場をターゲットに、その主要都市において見本市への出展や現地商談会を開催するとともに、現地日系百貨店等において熊本フェアを開催するなど地場製品の知名度向上を図る取り組みを進めている。また、国内においても、海外ビジネスセミナーや、海外バイヤーを招聘しての商談会の開催、さらに東アジア輸出支援アドバイザーの配置など取り組んでいる。

このような取り組みを効果的に進めるため、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、地場企業の販路拡大、グローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

キ 販路拡大支援（農商工連携推進課）

本市の強みである農林水産業を活かし、6次産業化と農商工連携を促進（新商品・新サービスの開発促進）するとともに、食品の販路拡大を目的として、九州農政局、九州経済産業局、JETRO熊本、九州・沖縄各県、各県農水商工業団体及び関係機関等の協力を仰ぎ、平成24年度より「九州食の展示商談会」を開催し、県内をはじめ九州各地から出展者を募集し、他団体の共催事業も取り入れながら、九州最大級のスケールにより県内外のバイヤーを積極的に誘致し、広域的な販路拡大の機会の提供と農商工連携・6次産業化の促進を行っている。

（3）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商工振興課）

中心商店街の活性化については、平成24年3月29日内閣総理大臣より認定を受けた2期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（商工振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化シーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（産業政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業員を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年 度 研修種別	22		23		24		25		26	
	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	件 数 (件)	受講者数 (人)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	13	264	16	17	246	321	17	354	19	304
パソコン・ワープロ研修	17	164	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	30	428	16	17	246	321	17	354	19	304

エ 共同化への支援（商工振興課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商工振興課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの(株)熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称	熊本流通業務団地造成事業		
事業主体	熊本市		
位置	近見・田迎・御幸地区 (昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)		
規模	52.9ha		
	{ 卸・運輸・倉庫施設	29.9ha	
	{ 公益的施設	0.5ha	
	{ 公共施設	22.5ha	

カ 熊本市流通情報会館（商工振興課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、(5)企業経営の情報サロンとしての5つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地	南区流通団地1丁目24番地		
設置主体	熊本市		
敷地面積	5,000㎡		
延床面積	6,943㎡		
構造	事務棟	鉄筋コンクリート造	地下1階、地上6階建
	展示棟	鉄筋コンクリート造	地下1階、地上1階建
建設費	1,871,900千円		
工期	昭和63年3月～平成元年3月		
開館	平成元年4月26日		
主要施設			
(事務棟)	6階	パソコン研修室、第4～第6研修室、ラウンジ	
	5階	第1～3研修室	
	4階	(株)熊本流通情報センター	
	3階	(株)熊本流通情報センター	
	2階	熊本流通団地協同組合、多目的ルーム	
	1階	会館事務室、常設展示コーナー	
	1階	展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡）	
(展示棟)	地下	駐車場	

会館利用状況

区分 年度	研修室								展示場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	第6研修室	パソコン 研修室	多目的 ルーム	
24	403 件	411 件	431 件	425 件	476 件	－	150 件	－	186 件
	34,281 人	17,854 人	7,660 人	4,746 人	7,890 人	－	1,911 人	－	68,437 人
25	405 件	421 件	351 件	367 件	456 件	355 件	69 件	91 件	223 件
	30,106 人	17,996 人	6,467 人	4,168 人	7,193 人	6,160 人	1,220 人	4,460 人	83,784 人
26	360 件	406 件	338 件	400 件	470 件	431 件	80 件	147 件	207 件
	27,862 人	17,641 人	6,292 人	4,448 人	6,129 人	7,954 人	1,107 人	6,188 人	86,126 人

※第6研修室及び多目的ルームについてはH25より稼働開始。

(4) 雇用対策（産業政策課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人对策

- ・新規学卒者を含む若年者や一般求職者に対する合同就職面談会や中高年齢者を対象としたライフプランセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。
- ・東京・名古屋にてUIJターン就職面談会を開催し、UIJターンサポートデスクによる面談会後の参加者のフォローアップを実施し、継続的な就職支援に取り組む。
- ・高校生に対し、高校単位で職業講話や面接トレーニング等のセミナーを実施し、職業観の養成と就職活動に必要なスキル向上等の支援を図る。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に雇用促進奨励金を支給することにより、障がい者の雇用拡大を図る。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額助成を行う。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人对策協議会

設 立 昭和39年4月

目 的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組 織 専門技能業種7団体により組織

活動状況 県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、会員企業の求人状況の説明や就職者の近況等の報告活動を実施している。また、会員企業へ就職した若年社員に対し「認定職業訓練校」及び「事業内高等職業訓練で職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立 昭和44年3月

目 的 職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組 織

普通会員 この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体

特別会員 熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会

活動状況 人材の確保・育成
勤労者の定着及び福祉の向上
職業安定機関との連絡の強化

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地对財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 嘱託員14人（平成27年4月現在）

主な事業 食肉センターと畜解体業務

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所 在 地 中央区南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362.32㎡

延床面積 1,773.38㎡

建物概要 第1校舎（鉄筋コンクリート造 3階建）1,011.46㎡
第2校舎（軽量鉄骨造 2階建）464.40㎡
機械作業室（軽量鉄骨造 平屋建）297.52㎡

訓練生数

（平成27年4月現在）

	左官	塗装	鉄筋	防水	屋根	型枠	和裁	計	1年	2年
平成23年度	10人	11人	2人	7人	2人	—	—	32人	17	15
平成24年度	4人	12人	7人	5人	4人		6人	38人	26	12
平成25年度	3人	11人	5人	8人	5人	2人	5人	39人	24	15
平成26年度	7人	12人	3人	7人	5人	5人	4人	43人	22	21
平成27年度	9人	15人	1人	14人	5人	6人	5人	55人	41	14

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって昭和54年に設置され、平成23年3月31日に本市に譲渡された施設である。

訓練の内容は、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座など、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター（指定管理者）

所 在 地 西区花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

実習場 鉄骨造平家建

敷地面積 11,362.26㎡

延床面積 2,960.88㎡（本館1,093.07㎡、実習棟1,567.81㎡、実習場300.00㎡）

事業内容

区分 年度	利用者数 (延べ人数)	職業能力開発訓練		語学講座	受託訓練	その他の 事業	短大	施設利用 指定事業 検定事業
		I T 以外	I T 関連					
22	28,895	7,033	2,948	1,404	10,835	0	1,530	5,145
23	27,159	6,094	2,658	1,559	10,774	0	804	5,270
24	31,067	6,764	2,435	945	12,835	2,151	204	5,733
25	31,077	7,479	2,040	578	14,278	2,318	0	4,384
26	35,438	7,501	2,583	595	15,923	2,188	0	6,648

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、健康相談、職業能力・スポーツ・趣味講座の開催、及び体育室や会議室等の貸出を行う。

名 称 熊本市勤労者福祉センター

設置主体 熊本市

管理運営 (一財)熊本市勤労者福祉センター(指定管理者)

所在地 中央区黒髪3丁目3番12号

敷地面積 2,436.42㎡

延床面積 1,422.37㎡

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室

2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

区分 年度	利用者数				貸館(円)	主催事業(円)
	健康相談	講座等	貸館・館外	計	利用料金	主催事業収入
22	1,735	30,294	43,890	75,919	6,167,150	18,035,825
23	1,593	29,519	38,894	70,006	5,537,680	17,783,700
24	1,481	32,598	36,319	70,398	5,077,530	18,139,475
25	1,780	37,597	35,298	74,675	5,094,400	20,189,025
26	1,765	39,986	37,234	78,985	4,572,850	21,108,700

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足 平成11年4月1日（昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行）
 管 理 運 営 （一財）熊本市勤労者福祉センター
 共 済 掛 金 1人月額 350円

区分 年度	加入状況		給付（結婚祝金等）		人間ドック受診補助	
	事業所	会員数（人）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
22	2,048	23,671	4,750	37,299	923	4,615
23	2,065	24,141	3,463	32,710	1,039	5,195
24	2,091	26,250	4,928	38,254	887	4,435
25	2,115	27,526	3,778	37,875	1,141	5,705
26	2,123	28,605	4,125	41,560	1,149	5,745

（５）中小企業経営の基盤強化（産業政策課）

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名 年 度	24		25		26	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
小 口 資 金 融 資	212	899,600	150	581,000	235	882,100
経 営 向 上 小 口 資 金 融 資	958	2,761,960	953	2,872,410	808	2,258,050
無 担 保 無 保 証 人 融 資	-	-	-	-	-	-
経 営 安 定 資 金 融 資	67	567,540	54	458,900	69	478,800
創 業 サ ポ ー ト 資 金 融 資	112	369,200	144	500,200	113	420,200
特 別 短 期 資 金 融 資	-	-	-	-	-	-
中 元 ・ 年 末 資 金 融 資	-	-	-	-	-	-
経 営 安 定 特 例 資 金 融 資	11	79,250	0	0	0	0
経 済 環 境 変 動 対 策 資 金 融 資	571	4,599,050	465	3,326,754	205	1,380,000
公 害 防 止 施 設 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
地 下 水 使 用 合 理 化 設 備 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
高 度 化 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
短 期 資 金 融 資	53	175,300	47	138,000	42	133,100
新エネルギー設備等資金融資	4	17,800	0	0	2	265,969
計	1,988	9,469,700	1,813	7,877,264	1,474	5,818,219

※無担保無保証人融資、特別短期資金融資、中元・年末資金融資は平成23年度をもって廃止

※短期資金融資、新エネルギー設備等資金融資は平成24年度から新設

ウ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定され、平成25年4月1日から施行された。この条例は、中小企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目 的	熊本市中小企業振興基本条例第8条における施策の基本方針に基づく、中小企業の振興に関する施策等について審議する。
委 員 構 成	15人以内 学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員
任 期	2年
開 催 状 況	第1回：平成26年 8月4日（月）10時00分～ 第2回：平成26年10月24日（金）14時30分～

（6）中小企業への各種助成（商工振興課）

ア 中小企業振興助成

助 成 の 種 類	助 成 対 象	助 成 措 置
事 業 助 成 金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利 子 補 助 金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内3カ年間
融 資 の あ っ せ ん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便 宜 の 供 与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区 分 \ 年 度		22	23	24	25	26
設立運営費	件 数	0	0	0	0	3
	金 額（千円）	0	0	0	0	300
高度化施設	件 数	0	0	0	0	0
	金 額（千円）	0	0	0	18571	0
利子補助金	件 数	0	0	0	0	0
	金 額（千円）	0	0	0	0	0

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	22	23	24	25	26
件 数	4	2	0	4	2
金 額（千円）	6572	7556	0	3990	907

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	22	23	24	25	26
件 数	63	61	61	57	60
金 額（千円）	4,967	4,996	4,999	4,991	4,912

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	22	23	24	25	26
件 数	35件（30団体）	36件（31団体）	39件（34団体）	36件（33団体）	41件（39団体）
金 額（千円）	25,808	29,063	28,071	24,994	33,506

オ 商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年 度	24	25	26
件 数	12	13	23
金 額（千円）	7,878	7,339	13,883

(7) 中小企業金融対策（産業政策課）

中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率		30ヶ月：固定 年2.20%以内 45ヶ月：固定 年2.30%以内 60ヶ月：固定 年2.40%以内	3年以内：固定 年1.80%以内 4年以内：固定 年1.90%以内 5年以内：固定 年2.00%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	・ 新規開業（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ※産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業により支援を受けた者は、6月以内 ※熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後1年以内の者は、保証料の特例あり ・ 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者転業・多角化前であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内	新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内
融資期間及び利率		3年以内：固定 年2.30%以内 5年以内：固定 年2.40%以内 7年以内：固定 年2.50%以内	新規開業 3年以内：固定 年1.35%以内 5年以内：固定 年1.50%以内 7年以内：固定 年1.70%以内 転業・多角化 7年以内：固定 年2.20%
据 置 期 間		6ヶ月以内	1年以内
保 証 料 率		年0.25%～1.70%	新規開業：年0.70% 転業・多角化：年0.25%～1.70% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		短期資金融資 (平 24. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目	的	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対	象	市内に 6 ヶ月以上居住し、かつ同一事業を 6 ヶ月以上経営している中小企業者	市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上（天災地変・火災の場合 6 ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000 m ² 以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使	途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500 万円以内	1,500 万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		保証付 1 年以内：固定 年 2.15%以内 保証無 1 年以内：固定 年 2.30%以内	7 年以内：固定 年 2.20%以内
据 置 期 間		無	1 年以内
保 証 料 率		保証付の場合 年 0.25%～1.70%	年 0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	40,000	44,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	120,000	132,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)
目	的	経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ① 売上高が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している者 (平成28年3月31日融資実行分まで) ② 売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 (平成28年3月31日融資実行分まで)
使	途	運転資金
融	資 限 度 額	1,500万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	7年以内：固定 年1.95%以内
据	置 期 間	6ヶ月以内
保	証 料 率	年0.25%～1.70%
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,634,000
	協調倍率(倍)	3
	融資枠(千円)	4,902,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備
使 途		設備資金	設備資金
融 資 限 度 額		800 万円以内	1, 000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 2. 40%以内 利子補給：全額	3 年以内：固定 年 2. 20%以内 5 年以内：固定 年 2. 30%以内 7 年以内：固定 年 2. 40%以内 利子補給：全額
据 置 期 間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0. 69% 保証料補給：全額	年 0. 25%～1. 70% 保証料補給：全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	9, 000	9, 000
	協調倍率（倍）	2	3
	融資枠（千円）	18, 000	27, 000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		新エネルギー設備等資金融資 (平 24. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、LED照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の 4 種類の自動車	・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000 万円以内	1 組 合：8,000 万円以内 1 組 合 員：2,000 万円以内
融資期間及び利率		10 年以内：固定 年 1.90%以内	8 年以内：固定 年 2.60%以内
据 置 期 間		1 年以内	無
保 証 料 率		年 0.45%～1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年 0.45%～1.90%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	55,000	20,000
	協調倍率（倍）	3	4
	融資枠（千円）	165,000	80,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者に対する利子補給制度有り
 ※ 起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（産業政策課）

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対前年度比	
			22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度	23年度	24年度
産 業	第1次産業	農業	22,681	22,478	24,362	1.0	1.0	1.0	▲ 0.9	8.4
		林業	180	149	161	0.0	0.0	0.0	▲ 17.2	8.1
		水産業	2,006	2,369	3,498	0.1	0.1	0.2	18.1	47.7
		小計	24,867	24,996	28,021	1.1	1.1	1.2	0.5	12.1
	第2次産業	鉱工業	143,860	149,772	149,218	6.2	6.4	6.4	4.1	▲ 0.4
		建設業	107,234	98,459	96,153	4.7	4.2	4.1	▲ 8.2	▲ 2.3
		小計	251,094	248,231	245,371	10.9	10.7	10.6	▲ 1.1	▲ 1.2
	第3次産業	電気・ガス・水道業	34,590	26,070	22,182	1.5	1.1	1.0	▲ 24.6	▲ 14.9
		卸売・小売業	322,884	334,073	338,169	14.0	14.4	14.5	3.5	1.2
		金融・保険業	126,424	120,421	118,127	5.5	5.2	5.1	▲ 4.7	▲ 1.9
		不動産業	359,188	362,822	368,554	15.6	15.6	15.9	1.0	1.6
		運輸業	94,443	91,155	88,104	4.1	3.9	3.8	▲ 3.5	▲ 3.3
		情報通信業	115,679	114,756	114,428	5.0	4.9	4.9	▲ 0.8	▲ 0.3
		サービス業	575,546	585,039	587,593	25.0	25.2	25.3	1.6	0.4
		政府サービス生産者	319,086	323,505	321,220	13.8	13.9	13.8	1.4	▲ 0.7
		対家計民間非営利 サービス生産者	68,944	75,765	75,615	3.0	3.3	3.3	9.9	▲ 0.2
		小計	2,016,784	2,033,606	2,033,992	87.5	87.5	87.5	0.8	0.0
合 計			2,292,745	2,306,833	2,307,384	99.4	99.3	99.3	0.6	0.0
輸入品に課される税・関税			23,023	27,097	27,707	1.0	1.2	1.2	17.7	2.3
(控除) 総資本形成に係る消費税			10,026	10,835	10,537	0.4	0.5	0.5	8.1	▲ 2.8
市内総生産（市場価格表示）			2,305,741	2,323,096	2,324,553	100.0	100.0	100.0	0.8	0.1

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

数値に富合町、城南町、植木町を含む

(資料) 熊本市統計書（平成26年度版）

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（産業政策課）

（平成２１年経済センサス基礎調査及び平成２４年経済センサス活動調査結果）

産 業 大 分 類	事業所数			従業者数		
	平成21 年実数	平成24年		平成21 年実数	平成24年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全 産 業（S 公 務 を 除 く）	30,663	30,156	100	312,249	308,480	100
A～B 農 林 漁 業	90	114	0.4%	1,284	1,342	0.4%
C 鉱 業，採 石 業，砂 利 採 取 業	6	3	0.0%	31	11	0.0%
D 建 設 業	2,644	2,656	8.8%	21,672	20,650	6.7%
E 製 造 業	1,088	1,184	3.9%	17,685	22,935	7.4%
F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	25	15	0.0%	1,452	884	0.3%
G 情 報 通 信 業	435	399	1.3%	7,302	7,267	2.4%
H 運 輸 業，郵 便 業	593	613	2.0%	13,542	13,204	4.3%
I 卸 売 業，小 売 業	8,817	8,516	28.2%	76,666	72,133	23.4%
J 金 融 業，保 険 業	686	656	2.2%	10,767	10,752	3.5%
K 不 動 産 業，物 品 賃 貸 業	2,362	2,198	7.3%	9,085	8,613	2.8%
L 学 術 研 究，専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,768	1,690	5.6%	10,930	10,351	3.4%
M 宿 泊 業，飲 食 サ ー ビ ス 業	3,911	3,836	12.7%	32,999	32,961	10.7%
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業，娛 楽 業	2,909	2,883	9.6%	14,865	14,938	4.8%
O 教 育，学 習 支 援 業	1,129	976	3.2%	20,421	14,115	4.6%
P 医 療，福 祉	1,975	2,158	7.2%	45,095	49,030	15.9%
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	182	188	0.6%	2,455	2,440	0.8%
R サ ー ビ ス 業 （他 に 分 類 さ れ な い も の）	2,043	2,071	6.9%	25,998	26,854	8.7%
S 公 務	111	-	-	16,816	-	-

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商工振興課）

（平成19年商業統計調査結果、平成21年経済センサス-基礎調査及び平成24年経済センサス活動調査結果）

産 業 分 類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成21 年実数 (店)	平成24年		平成21 年実数 (人)	平成24年		平成19年実数 (万円)	平成24年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	8,691	8,308	-	75,138	69,101	-	227,432,273	182,458,600	-
卸 売 業 計	2,511	2,361	100	24,933	21,395	100	150,058,228	110,074,100	100
50 各 種 商 品 卸 売 業	2	15	0.2%	12	121	0.6%	1,320,799	X	-
511 繊 維 品 卸 売 業	6	8	0.3%	22	46	0.2%	69,687	X	-
512 衣 服 卸 売 業	66	51	2.2%	448	367	1.7%	1,738,975	725,900	0.7%
513 身 の 回 り 品 卸 売 業	44	34	1.4%	304	243	1.1%		X	
521 農畜産物・水産物卸売業	287	287	12.2%	4,436	3,665	17.1%	34,996,539	21,165,300	19.2%
522 食 料 ・ 飲 料 卸 売 業	292	254	10.8%	3,716	2,922	13.7%	20,241,214	15,413,400	14.0%
531 建 築 材 料 卸 売 業	241	222	9.4%	2,107	1,857	8.7%	10,810,793	9,482,200	8.6%
532 化 学 製 品 卸 売 業	74	108	4.6%	614	741	3.5%	4,673,778	5,339,500	4.9%
533 石 油 ・ 鉱 物 卸 売 業	35	35	1.5%	440	286	1.3%	9,703,326	3,875,600	3.5%
534 鉄 鋼 製 品 卸 売 業	20	17	0.7%	123	104	0.5%		1,156,300	
535 非 鉄 金 属 卸 売 業	10	8	0.3%	46	42	0.2%		231,600	
536 再 生 資 源 卸 売 業	36	33	1.4%	840	733	3.4%	2,003,141	783,800	0.7%
541 産 業 機 械 器 具 卸 売 業	328	281	11.9%	2,371	1,733	8.1%	10,862,555	8,238,500	7.5%
542 自 動 車 卸 売 業	97	106	4.5%	1,198	927	4.3%	4,389,887	2,741,000	2.5%
543 電 気 機 械 器 具 卸 売 業	232	215	9.1%	1,665	1,578	7.4%	13,908,346	8,347,000	7.6%
549 そ の 他 機 械 器 具	153	122	5.2%	1,289	1,040	4.9%	6,669,596	5,459,000	5.0%
551 家 具 ・ 建 具 ・ じ ゅ う 器 等 卸 売 業	96	78	3.3%	731	499	2.3%	2,148,365	1,450,000	1.3%
552 医 薬 品 ・ 化 粧 品 等 卸 売 業	201	191	8.1%	2,656	2,411	11.3%	15,634,496	13,802,900	12.5%
559 他 に 分 類 さ れ な い 卸 売 業	291	296	12.5%	1,915	2,080	9.7%	10,886,731	X	-
小 売 業 計	6,180	5,947	100	50,205	47,706	100	77,374,045	64,650,600	100
56 各 種 商 品 小 売 業	24	13	0.2%	2,672	2,074	4.3%	12,483,720	9,422,000	14.6%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	977	938	15.8%	4,412	4,063	8.5%	5,685,804	4,281,500	6.6%
58 飲 食 料 品 小 売 業	1,927	1,758	29.6%	19,859	18,920	39.7%	20,170,738	16,043,400	24.8%
591 自 動 車 小 売 業	550	539	9.1%	4,469	3,887	8.1%	10,292,913	8,007,400	12.4%
592 自 転 車 小 売 業	66	62	1.0%	164	153	0.3%		71,100	
593 機 械 器 具 小 売 業 （自動車、自転車を除く）	330	288	4.8%	2,013	1,927	4.0%	8,114,866	4,096,200	6.3%
60 そ の 他 の 小 売 業	2,306	2,139	36.0%	16,616	15,728	33.0%	20,626,004	22,729,000	35.2%

エ 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（商工振興課）

（平成24年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)
総計	521	100.0	19,199	100.0	37,241,771	100.0
食料品	173	33.2	6,358	33.1	11,798,985	31.7
飲料	11	2.1	481	2.5	1,760,895	4.7
繊維工業	27	5.2	434	2.3	279,558	0.8
木材	11	2.1	198	1.0	292,291	0.8
家具・装備品	25	4.8	522	2.7	576,657	1.5
パルプ・紙	11	2.1	272	1.4	799,844	2.1
印刷	59	11.3	1,337	7.0	1,868,604	5.0
化学	6	1.2	2,105	11.0	4,605,278	12.4
石油・石炭	3	0.6	36	0.2	386,892	1.0
プラスチック	13	2.5	340	1.8	1,082,299	2.9
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	1	0.2	11	0.1	X	X
窯業・土石	25	4.8	408	2.1	921,023	2.5
鉄鋼	5	1.0	245	1.3	892,828	2.4
非鉄金属	2	0.4	29	0.2	X	X
金属製品	50	9.6	1,271	6.6	2,135,194	5.7
はん用機械	5	1.0	175	0.9	197,524	0.5
生産用機械	30	5.8	1,650	8.6	2,503,998	6.7
業務用機械	7	1.3	127	0.7	101,266	0.3
電子部品	1	0.2	1,441	7.5	X	X
電気機器	12	2.3	434	2.3	396,985	1.1
情報通信機器	2	0.4	101	0.5	X	X
輸送用機器	9	1.7	900	4.7	2,713,884	7.3
その他	32	6.1	319	1.7	202,442	0.5

農
水

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕

（平成24年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成 23 年実数 (箇所)	平成 24 年		平成 23 年実数 (人)	平成 24 年		平成 23 年実数 (万円)	平成 24 年	
		実 数 (箇所)	構成比 (%)		実 数 (人)	構成比 (%)		実 数 (万円)	構成比 (%)
総 数	533	521	100.0	18,030	19,199	100.0	37,317,809	37,241,771	100.0
４～９ 人	253	224	43.0	1,497	1,370	7.1	1,568,590	1,455,899	3.9
10～19 人	133	137	26.3	1,819	1,891	9.8	2,619,085	2,481,435	6.7
20～29 人	46	53	10.2	1,117	1,284	6.7	2,491,608	2,473,695	6.6
30～49 人	30	33	6.3	1,155	1,300	6.8	1,688,602	2,704,004	7.3
50～99 人	41	44	8.4	2,787	3,096	16.1	6,602,330	5,897,898	15.8
100～199 人	18	17	3.3	2,500	2,454	12.8	5,508,083	5,377,030	14.4
200～299 人	5	6	1.2	1,187	1,541	8.0	2,639,745	3,109,616	8.3
300 人以上	7	7	0.4	5,968	6,263	32.6	14,199,766	13,742,194	36.9

※ 統計表中の記号について
「－」：該当がないもの。
「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。
また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 農 林 水 産 業

(1) 概 況 (農業政策課)

本市農業の特徴は、米、ナス・すいか・メロン等の野菜、みかん・梨等の果樹、花き、畜産等の豊富な基幹作目を有した多種多様な経営である。また、水産業としては、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業、アサリ・ハマグリ等の採貝業、クルマエビ・ガザミ等の網漁業を中心とする海面漁業及び清らかな地下水を利用したウナギや観賞魚（錦鯉・金魚）の養殖等の内水面漁業が営まれている。

いずれの分野においても、近年、消費者の食の安全・安心や農水産業及び農水産業地域の有する環境保全・景観維持等の多面的機能への関心が高まる中、都市近郊という優位性を活かし、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、市民の食と環境を支えている。その一方で、本市においても、担い手の高齢化、後継者不足、価格の低迷、経営費の増大、自然環境の変化等の難しい問題を抱えているのが現状である。

このような中、2018年を目標とした「第6次熊本市総合計画」の個別計画として平成20年度に策定（平成24年度改訂）した「熊本市農水産業計画」に基づき、「農水産業の持続的発展」を基本目標に、安全・安心で良質な農水産物を生産し、消費者の理解を深めつつ、消費拡大を図るとともに、担い手の育成や生産性の向上、経営安定の支援、生産基盤の整備、環境保全に配慮した農水産業の実現を支援し、夢のある・稼げる・やりがいのある農水産業の実現を図っていく。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業政策課）

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼 業 農 家 戸 数 (戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
22		5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
23		5,727	12,306	2,620	1,056	2,051	3,107
24		5,504	11,740	2,600	982	1,922	2,904
25		5,277	11,174	2,581	906	1,790	2,696
26		5,054	10,608	2,561	832	1,661	2,493

(注) 農林業センサス結果に基づく推計（平成22年度については農林業センサス結果）

イ 経営耕地面積（販売農家）（農業政策課）

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普 通 畑	樹 園 地	計
22		9,324	6,295	1,293	1,736	3,029
23		9,118	6,134	1,273	1,713	2,986
24		8,914	5,973	1,252	1,689	2,941
25		8,710	5,811	1,232	1,667	2,899
26		8,504	5,650	1,211	1,643	2,854

(注) 農林業センサス結果に基づく推計（平成22年度については農林業センサス結果）

ウ 林野面積（農商工連携推進課）

(単位 ha)

年度	区分	総面積	国有林	民有林					
				用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地	
22		6,214	1,602	4,612	1,083	2,576	882	1	70
23		6,226	1,602	4,624	1,087	2,581	885	1	70
24		6,226	1,602	4,624	1,087	2,581	885	1	70
25		6,225	1,602	4,623	1,087	2,581	884	1	70
26		6,260	1,643	4,617	1,114	2,257	876	1	70

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（農商工連携推進課）

(単位 ha)

年度	区分	用 材 林		薪 炭 林		竹 林		特 殊 林		要造林地
		面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	
22		1,083	445,968	2,576	390,034	882	924,012	1	—	70
23		1,087	454,356	2,581	392,006	885	926,504	1	—	70
24		1,087	460,955	2,581	393,353	885	926,504	1	—	70
25		1,087	467,042	2,581	394,475	884	926,204	1	—	70
26		1,114	483,659	2,257	391,644	876	916,934	1	—	70

オ 農業産出額（農業政策課・農商工連携推進課）

区分 年度	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額
	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)
21	4,627	5,201	1,150	107	325	94	2,382	22,297
22	4,750	4,358	1,088	85	324	55	2,287	21,995
23	4,820	6,247	1,139	101	360	71	1,838	21,567
24	4,880	6,552	1,120	114	332	69	1,852	23,675
25	4,840	5,793	1,114	98	307	49	1,831	23,540

花 き		樹 芸		果 樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額	作付面積	生 産 額
ha	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)	(ha)	(百万円)
70	1,590	55	370	2,017	7,807	36	197
59	1,406	41	320	1,968	9,019	36	135
68	1,578	39	379	1,873	8,473	27	120
62	1,554	54	334	1,875	8,402	25	110
64	1,516	47	352	1,833	9,379	23	116

酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額
(頭)	(百万円)	(頭)	(百万円)	(頭)	(百万円)	(頭)	(百万円)
2,847	2,423	3,685	1,119	34,562	1,781	550	581
2,582	2,174	3,549	761	38,118	2,072	806	758
2,935	2,037	3,433	677	46,719	2,595	703	734
2,498	1,833	2,921	600	39,326	2,467	667	546
2,288	1,421	2,709	698	39,020	3,510	849	867

養 鶏		養 蜂		生産額合計
飼 育 数	生 産 額	飼 育 数	生 産 額	
(羽)	(百万円)		(百万円)	(百万円)
265,150	676	—	242	44,484
424,590	1,085	—	155	44,378
390,060	1,363	—	189	46,131
371,507	854	—	204	47,314
281,627	521	—	193	48,053

カ 漁船数（水産振興センター）

数量 年度	漁 船 数（隻） （ 動力船 ）
21	1,335
22	1,337
23	1,347
24	1,204
25	1,299

（港勢調査より）

キ 漁業生産額（水産振興センター）

区分 年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚		淡 水 魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	(千枚)	(百万円)	(t)	(百万円)	(t)	(百万円)	(t)	(百万円)
21	604,182	5,735	336	96	191	141	274	543
22	577,372	5,870	228	40	164	107	330	801
23	584,688	5,316	1,389	445	165	138	252	749
24	751,793	7,629	660	241	161	106	102	394
25	666,340	5,371	261	149	267	267	103	241

（熊本市水産振興センター調べ）

ク 農業協同組合（農業政策課）

（平成27.4.1現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	22,036	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合（富合・城南地域）	3,325	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	3,122	平元. 4. 1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

（平成25.4.1現在）

名 称	組合員数（人）	設立年月日
河 内 漁 業 協 同 組 合	205	昭24. 8. 5
松 尾 漁 業 協 同 組 合	60	昭24. 6.15
小 島 漁 業 協 同 組 合	266	昭24. 6.15
沖 新 漁 業 協 同 組 合	398	昭24. 7. 4
畠 口 漁 業 協 同 組 合	156	昭24. 9.27
海 路 口 漁 業 協 同 組 合	231	昭25. 5.17
川 口 漁 業 協 同 組 合	270	昭24. 4. 9
熊 本 市 漁 業 協 同 組 合	141	昭24. 4.22

（資料「熊本県の水産」より）

（2）主 要 事 業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本、富合、城南及び植木農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,483ha 農用地区域面積 9,822ha

② 活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援すること等により、活気あふれる農村地域を目指す。

対象地域を指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農村地域の維持・活性化を推進する。

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成27年度から平成31年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対 象 地 域 旧河内町地域（芳野地区・河内地区）、旧植木町地域（一部地区除く）

対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1／20以上、樹園地等畑15度以上）

対 象 面 積 田 78.83ha、畑747.84ha （平成26年度実績）

対 象 者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 認定農業者支援事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者及び経理の一元化等法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金（農商工連携推進課）

農産物の高品質化、低コスト化を図り収益性の高い経営形態を確立するため、生産・流通コスト低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設等の整備を行う。

⑥ くまもと稼げる園芸産地育成対策事業（農商工連携推進課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 病害虫防除施設（防虫ネット等）、谷換気自動開閉装置の導入

⑦ 農作物鳥獣被害対策事業（農商工連携推進課）

近年、イノシシ・カラス・ヒヨドリ等の野生鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟友会等と連携し、発生予察に基づき有害鳥獣捕獲を行うとともに、地域ぐるみによる自衛対策等を推進する。

⑧ 熊本市農業わくわく化事業（農商工連携推進課）

地域農業のより一層の振興と農業経営の安定・所得向上を図るため、区の特性を活かしたやる気のある農業者等の生産や流通など、多様な取り組みに対しきめこまやかな支援を行う。

⑨ 地産地消の促進（農商工連携推進課）

地元農産物の地域内流通モデル調査事業を行うことで、既存の流通ルートでは扱われなかった、こだわり野菜（規格外や小ロットなども）を対象に生産者と消費者・レストランを結ぶ新たな流通モデルの構築を図る。

⑩ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（農商工連携推進課）

農業生産指導の一環として、土壌の各種肥料成分の分析・病害虫診断等を実施して、農業生産の向上に寄与する。

分析実績

（単位 件）

年度 項目	22	23	24	25	26
土 壌 養 分 分 析	858	831	1,272	467	657
農業用水・養液等分析	20	6	3	5	9
作物体・堆肥等分析	0	0	0	0	0
病 害 虫 診 断	64	2	0	0	0
そ の 他	6	12	14	5	9
計	948	851	1,289	477	675

⑪ 環境にやさしい農業推進事業（農商工連携推進課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進する。

- ・ 土壌分析結果に基づく適正施肥や家畜廃せつ物の適正処理の推進
- ・ エコファーマー認定及び更新の推進
- ・ 減農薬栽培の推進

農薬の適正使用と減農薬栽培技術の導入

- ・ 農業用廃プラスチック類の適正処理推進
- ・ 省エネルギー化の推進

省エネ効果の高い機械、施設の導入推進

- ・ 環境保全型農業直接支援対策事業の推進

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うことで、農業が有する環境保全機能を一層発揮させる。

⑫ 新需給システム推進事業（農業政策課 担い手推進室）

平成23年産から、農業者が生産数量目標に即した米生産を行う経営所得安定対策が実施され、平成27年産においても、同制度と基本的に同じ枠組みの中で、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保及び麦・大豆等への作付転換を図る経営所得安定対策に取り組む。

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
実 施 農 家 数 （戸）	7,307	7,168	7,817	7,222	7,048
水稻生産目標数量 （トン）	23,473	26,150	25,902	25,579	24,648
水稻作付確定面積 （ha）	4,293	4,180	4,702	4,640	4,458
主食用水稻作付面積（ha）	4,045	3,958	4,577	4,268	4,272
主食用水稻作付率（%）	94.2	94.7	97.3	91.9	95.8

※ 水稻生産実施計画書提出者のみの実績

⑬ 農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また、機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑭ みかん実験農場（農業政策課、農商工連携推進課、西区役所農業振興課）

所 在 地	西区中松尾町1093番地2				
面 積	総面積 3.5ha（圃場2ha：原野他1.5ha）				
植 栽 本 数	早生温州	225本	中晩柑	223本	
	普通温州	74本	落葉果樹	62本	
施 設	管理棟	1棟	97.05㎡		
	（事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡）				
	ガラスハウス	1棟	44.71㎡		
事 業 概 要	普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置				
	ブラッドオレンジ（優良中晩柑）の栽培実証試験				
	研修、講習等の実施				
	学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ				

⑮ くまもと春の植木市（農商工連携推進課）

四百数十年の歴史をもつ、本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成25年度実施状況

開催期間 平成27年2月1日（日）～3月10日（火） 38日間
場 所 戸島いこいの広場（東区戸島町）
面 積 約62,000㎡（会場）
うち駐車場約38,000㎡
展示小間数 約380小間（1小間当たり10㎡）
うち、ビニールハウス約160小間
出展品日 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）
出展業者 112業者

⑯ 熊本市ファミリー農園（農商工連携推進課）

熊本市ファミリー農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいづくりの場として、昭和58年度より開設している。平成23年6月より農園主が新規開設しやすいように、制度と名称を一部変更している。

- ・ 農園数 14農園
- ・ 区画数 858区画（平成27年4月1日現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
国府本町ファミリー農園	中央区国府本町75	81	舞原ファミリー農園	南区城南町舞原375-1外	27
桜 木 //	東区桜木4丁目54	48	元三町 //	南区元三町5丁目963外	46
花 立 //	東区花立6丁目541-1	40	柿 原 //	西区花園7丁目1990	42
長嶺南 //	東区長嶺南8丁目1370-1	94	麻生田 //	北区麻生田4丁目1634-1	73
田 尻 //	南区富合町田尻73-1	82	高 平 //	北区高平1丁目324-1	56
近 見 //	南区近見4丁目228	63	鶴羽田 //	北区鶴羽田町1117-1	67
著町 //	南区城南町千町2876外	81	立田山 //	北区龍田陳内1丁目1619	58

⑰ 熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（南区農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成26年10月1日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館した。

所 在 地 熊本市南区城南町坂野65番地1
敷地面積 10,881.53㎡
建 物 木造平屋建て 延床面積561.46㎡
建 設 費 199,108千円
施設概要 農産物直売所、多目的広場等
出荷者数 234者（平成27年7月現在）
運営状況 平成26年10月1日～平成27年3月31日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
173日	66,291人	19,641人	78,358,734円

⑩ 熊本市植木地域農産物の駅（農業政策課）

植木地域の農業と観光との連携を図り、地域の活性化を目指すとともに、熊本市の北の玄関口として観光客等へのPR拠点としての機能を発揮することを目的として整備を進めています。

建設予定地	北区植木町岩野
敷地面積	約8,500㎡
開館予定	平成28年11月
施設概要	農産物等直売所、観光案内所、屋外休憩所、ポケットパーク（芝生広場）

イ 畜産関係（農商工連携推進課）

畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上を図り畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病防止のための予防注射や優良家畜導入の推進等を図る。

- 1) 優良家畜導入事業
- 2) 高品質家畜生産奨励事業
- 3) 家畜防疫確立対策事業

ウ 水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、施設の長寿命化を図るため漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場整備により漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

- ① 漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）
- ② 干潟環境改良への補助（水産多面的機能発揮対策事業、漁場環境保全対策推進事業他）

漁港施設

（平成25年度現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数 (隻)	利用漁船数 (隻)
				外かく施設 (㎡)	係留施設 (㎡)		
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	第1種	1,214.80	814.20	282	437
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	1,742.29	511.50	121	147
天 明 漁 港		川口町	〃	134.00	841.20	268	295
計				3,091.09	2,166.90	671	879

水産業経営安定強化

① 水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

② 経営安定に向けた支援と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ 耕地関係（農業政策課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に組み
生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農
業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取り組む。これにより降雨
時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっている
ため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力
のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名 区分	画図南部地区 外 2 地区
総 事 業 費	3,127 百万円
事 業 量	排水路 L=1,914m 排水機場 2箇所（29t）
事 業 年 度	平成18 ～ 32年
受 益 面 積	366ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

地区名 区分	南尾迫地区 外 5 地区
総 事 業 費	12,229 百万円
事 業 量	区画整理 A=382ha 農道L=6652m 用水路 18.2ha 排水路 L=1174m
事 業 年 度	平成20 ～ 32年
受 益 面 積	612ha

農地防災事業（県営）

地区名 区分	梅 洞 地 区 外 7 地 区
総 事 業 費	6,173 百万円
事 業 量	用水路 L=2.1km 排水路 L=1.5km用 排水路L=2.7km 堤体工 L=278m 排水機場 4箇所（46t）
事 業 年 度	平成22 ～ 32年
受 益 面 積	1,172ha

農道整備事業（県営）

地区名 区分	谷尾崎 2 期地区 外 2 地区
総 事 業 費	3,122 百万円
事 業 量	農道 L=7,150m
事 業 年 度	平成21 ～ 36年
受 益 面 積	330ha

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

地区名 区分	秋津地区 外 3 地区
総 事 業 費	1,453 百万円
事 業 量	用水施設工 1 式、排水路工 0.7km 排水機場 1 箇所、頭首工 1 箇所
事 業 年 度	平成22 ～ 32年
受 益 面 積	2,156ha

農地保全事業（県営）

地区名 区分	東門寺 2 期地区 外 1 地区
総 事 業 費	1,434 百万円
事 業 量	排水路 L=4,9km 水兼農道 L=2.8km
事 業 年 度	平成22 ～ 31年
受 益 面 積	63ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	大塘地区 外 1 6 地区
総 事 業 費	356 百万円
事 業 量	ポンプオーバーホール他
事 業 年 度	平成23 ～ 31年

多面的機能支払交付金（団体営）

地区名 区分	秋津地区 外 2 8 地区
総 事 業 費	2,934 百万円
事 業 量	活動地域農用地 A=7,657ha
事 業 年 度	平成26 ～ 30年

(3) 農林漁業振興資金貸付（農業政策課担い手推進室・水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用稚魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については5年以内)	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合 銀行	種畜導入資金	乳牛(牝) 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき10万円以内	3年以内		
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用雄子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき2万円以内			
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	資材種苗(海面)	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具(〃)	1件につき500万円以内	5年以内		
		養殖施設(内水面)	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚(〃)	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚魚(〃)	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき1,000万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

区分 資金名	24年度		25年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業及び漁業後継者育成資金	15	35,000	17	41,820	9	25,500
種畜導入資金	1	1,050	1	700	0	0
家畜導入資金	0	0	0	0	0	0
資材種苗資金	42	40,800	39	37,300	33	31,800
機械器具資金	16	29,000	17	27,700	11	29,450
養殖施設資金	0	0	0	0	0	0
種魚・稚魚資金	0	0	0	0	0	0
漁船建造資金	14	37,500	13	43,100	4	18,500
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災害対策資金	0	0	0	0	0	0
合計	88	143,350	87	150,620	57	105,250

3 食肉センター（食肉センター）

（１）概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和１３年に熊本市営と畜場として設置し、昭和４０年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設した。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

しかし、築５０年が経過し、施設の老朽化により安全・衛生面の確保が難しくなってきたことから、そのあり方を検討した結果、食肉センター廃止に向けてと畜機能の移転を進めている。

平成２５年度には牛及び豚のと畜機能に移転し、平成２６年度からは馬のと畜業務のみを行っている。平成２７年末に馬のと畜機能移転を予定しており、関係者と協議を進めている。

（２）施 設

所 在 地 中央区南熊本２丁目３番１号

昭和１３年 ９月 熊本市営と畜場を設置する

昭和４０年 ４月 熊本市食肉センターと名称変更する

昭和４０年１０月 熊本市食肉卸売市場を開設する

昭和４８年 １月 指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる

建 築 面 積 鉄筋一部木造 ２，９０９．６２㎡

敷 地 面 積 １０，４５４．７８㎡

施 設 名 称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部屋根鉄骨コンクリート	475.9㎡		
食 肉 卸 売 場		293.6㎡		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481㎡	豚換算 775頭	昭和39. 12 192㎡設置 昭和42. 11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1㎡		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9㎡		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720㎡	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48. 10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2㎡	1基	平成 8. 3 150K/時
控 室	木造瓦棒葺	48㎡		平成 8. 3 改造

（３）と 畜 頭 数

年 度 区 分	22	23	24	25	26
牛	8,083	7,904	7,866	2,466	0
馬	3,373	2,792	2,839	3,363	3,358
豚	34,826	35,946	32,967	31,417	0
緬 山 羊	0	0	0	0	0
計	46,282	46,642	43,672	37,246	3,358

（４）使用料及び手数料

（単位 円）

区 分 使 用 料 手数料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	こ馬	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8. 4. 1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8. 4. 1
と 畜 場 使 用 料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58. 4. 1
検 査 手 数 料	400	400	200				400	400	200	200	平成12. 4. 1
冷 蔵 庫 使 用 料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58. 4. 1
市 場 使 用 料	売 上 金 の 1,000分の2										昭和48. 4. 1

4 競 輪 事 業（競輪事務所）

（１）概 要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額９，５１７億円余、熊本市財政への繰出金総額は６６０億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

現在の競輪事業を取り巻く状況は売上の減少や、顧客の高齢化など非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

（２）施 設

所 在 地 中央区水前寺５丁目２３番１号

開 設 年 月 昭和２５年７月

敷 地 面 積 ４３，１８１．６３㎡ 競争路１周５００ｍ

駐 車 場 ７８９台収容

投 票 所 ８ヵ所 窓口 １０９

支 払 所 ８ヵ所 窓口 ６２

観 覧 席 定 員 １２，０００人	一 般	３，３００人
	立 見	７，７０５人
	特別観覧席	９９５人

（３）競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	22	23	24	25	26
開 催 回 数	12	12	12	12	12
開 催 日 数	52	58	58	55	52
入 場 者 数	104,160	120,803	99,363	90,951	71,3421
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料（普通席）	5,208	5,830	4,968	4,458	3,567
〃（特別席）	8,102	9,548	6,975	6,739	5,291
車 券 発 売 金	11,445,024	20,065,889	11,147,045	11,555,753	10,852,871
そ の 他 の 収 入	797,976	751,027	650,622	577,970	527,435
前 年 度 繰 越 金	747,932	275,515	312,313	478,786	304,989
支 出					
経 常 経 費	158,599	152,860	139,537	130,282	125,400
開 催 経 費	11,261,563	19,522,453	11,009,462	11,399,448	10,795,900
交 付 金	643,805	667,453	242,761	286,624	199,210
施 設 関 係	364,785	252,732	51,379	102,453	53,040
一 般 会 計 繰 出 金	300,000	200,000	200,000	200,000	200,000
基 金	—	—	—	200,000	100,146

（４）競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
22	29,700	9.9	226,440	75.5	24,780	8.3	5,940	2.0	0	0	13,140	4.3	300,000	100.0
23	14,660	7.3	155,420	77.7	15,940	8.0	3,740	1.9	640	0.3	9,600	4.8	200,000	100.0
24	9,800	4.9	158,000	79.0	14,960	7.5	4,220	2.1	1,160	0.6	11,860	5.9	200,000	100.0
25	6,580	3.3	157,240	78.6	17,380	8.7	4,160	2.1	30	0	2,770	1.4	200,000	100.0
26	7,860	3.9	167,560	83.8	15,220	7.6	3,000	1.5	40	0	6,320	3.2	200,000	100.0

５ 農 業 委 員 会 （農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況 （平成26年度）

（単位 ㎡）

農 区	項目 農区名	農地法第3条				農地法第4・5条								農地法第18条		非農地証明		そ の 他	合 計		
		(所有権移転)		(使用貸借権・賃借権の認定・移転)		第4・5条、許可不要の合計		第4条		第5条		許可不要									
		件数	面 積	件数	面 積			件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
		熊本市	1	上熊本	1	415	1	725	26	16,657	7	2,595	19	14,062	-	-	1	1,648	1	771	-
	2	白 坪	-	-	-	-	13	7,884	3	3,621	10	4,263	-	-	-	-	-	-	-	13	7,884
	3	本 山	-	-	-	-	8	2,391	4	1,475	4	916	-	-	-	-	-	-	-	8	2,391
	4	画 図	3	2,682	4	6,761	33	34,358	5	3,789	26	27,498	2	3,071	2	1,985	-	-	1	43	45,786
	5	健 軍	6	26,649	-	-	20	23,923	8	11,606	12	12,317	-	-	2	8,229	-	-	4	32	58,801
	6	清 水	-	-	-	-	62	41,758	18	9,950	44	31,808	-	-	1	581	-	-	-	63	42,339
	7	力 合	1	2,687	-	-	38	20,946	8	4,544	28	14,716	2	1,686	-	-	-	-	3	42	23,633
	8	日 吉	3	2,255	1	1,536	22	14,616	9	9,314	13	5,302	-	-	2	4,896	-	-	-	28	23,303
	9	出 水	-	-	-	-	41	35,050	13	6,945	28	28,105	-	-	-	-	-	-	-	41	35,050
	10	川 尻	6	6,373	6	11,107	10	8,659	1	1,795	9	6,864	-	-	2	2,593	-	-	3	27	28,732
	11	田 迎	3	4,072	1	3,609	74	137,016	35	66,808	39	70,208	-	-	10	28,139	-	-	3	91	172,836
	12	御 幸	6	31,510	2	12,496	17	35,370	5	4,130	12	31,240	-	-	9	21,829	-	-	1	35	101,205
	13	池 上	-	-	-	-	12	7,687	-	-	11	6,979	1	708	-	-	-	-	1	13	7,687
	14	城 山	1	593	2	4,231	36	19,890	6	3,461	30	16,429	-	-	2	1,995	-	-	3	44	26,709
	15	秋 津	2	5,218	1	322	10	8,011	1	745	9	7,266	-	-	2	21,321	-	-	-	15	34,872
	16	松 尾	5	19,336	5	18,162	7	3,923	3	1,225	4	2,698	-	-	2	9,125	-	-	4	23	50,546
	17	小 島	5	3,364	1	3,243	9	11,870	3	4,988	6	6,882	-	-	-	-	-	-	2	17	18,477
	18	龍 田	-	-	-	4	6,609	26	28,558	7	16,129	18	11,075	1	1,354	-	-	-	-	30	35,167
	19	中 島	5	19,602	3	11,975	8	9,580	1	1,281	7	8,299	-	-	2	694	1	274	4	23	42,125
	20	供 合	7	9,346	8	41,406	20	37,489	4	1,730	5	4,205	11	31,554	6	15,466	-	-	1	42	103,707
	21	広 畑	-	-	-	1	1,687	27	20,920	10	9,185	17	11,735	-	-	-	-	-	-	28	22,607
	22	小山戸島	10	54,879	2	9,278	43	57,263	6	3,979	32	45,108	5	8,176	5	31,903	-	-	6	66	153,323
	23	西 里	12	21,498	9	28,899	21	22,104	7	9,959	13	11,415	1	730	5	9,966	1	571	5	53	83,038
	24	川 上	8	14,602	5	8,016	39	45,940	10	15,870	29	30,070	-	-	2	5,153	-	-	6	60	73,711
	25	河 内	7	48,979	13	34,710	2	776	1	276	1	500	-	-	2	8,025	-	-	6	30	92,490
	26	芳 野	6	34,868	9	72,970	3	10,752	-	-	3	10,752	-	-	1	5,979	2	547	4	25	125,116
	27	八分字	5	6,311	10	19,754	24	13,709	5	3,063	19	10,646	-	-	10	16,414	-	-	4	53	56,188
	28	藤 富	3	3,069	1	2,041	14	9,052	1	373	13	8,679	-	-	1	558	-	-	5	24	14,720
	29	並 建	5	12,603	4	7,153	14	8,987	3	1,507	10	6,865	1	615	5	10,294	-	-	1	29	39,037
	30	中 緑	3	2,304	2	10,753	2	561	1	419	1	142	-	-	-	-	-	-	1	8	13,618
	31	銭 塘	3	6,103	3	3,505	6	9,355	1	4,244	5	5,111	-	-	-	-	1	614	1	14	19,577
	32	奥古閑	2	3,174	2	3,397	5	3,068	1	481	4	2,587	-	-	1	2,878	1	79	1	12	12,596
	33	海路口	2	31,917	2	29,733	4	3,769	1	402	3	3,367	-	-	1	2,261	1	272	2	12	67,952
	34	川 口	2	2,942	1	353	5	1,455	1	125	4	1,330	-	-	1	5,064	1	489	-	10	10,303
	35	杉 合	4	2,777	3	12,190	16	12,628	2	680	12	11,099	2	849	5	27,859	-	-	1	29	55,454
	36	守 富	3	5,372	5	37,367	12	7,810	2	721	10	7,089	-	-	8	21,805	-	-	-	40	72,354
	37	杉 上	4	13,887	2	8,102	15	22,601	2	386	13	22,215	-	-	7	32,835	-	-	21	49	77,425
	38	隈 庄	2	1,140	-	-	31	44,958	6	7,878	25	37,080	-	-	6	14,064	-	-	13	52	60,162
	39	豊 田	11	19,897	2	20,152	12	20,429	4	6,213	8	14,216	-	-	2	8,429	1	154	1	29	69,061
	40	山 本	4	9,213	5	26,440	1	2,493	1	2,493	-	-	-	-	3	5,911	-	-	2	15	44,057
	41	田 原	4	17,896	2	9,951	3	5,889	2	1,196	1	4,693	-	-	-	-	-	-	2	11	33,736
	42	菱 形	6	28,715	3	11,907	4	3,555	2	2,303	2	1,252	-	-	2	2,599	-	-	1	16	46,776
	43	桜 井	4	6,625	3	8,068	7	12,323	-	-	7	12,323	-	-	4	8,282	-	-	1	19	35,298
	44	植 木	-	-	-	-	4	4,896	2	2,644	2	2,252	-	-	-	-	-	-	-	4	4,896
	45	山 東	4	10,531	4	19,532	15	33,031	5	19,338	9	13,580	1	113	-	-	-	-	2	25	63,094
	46	吉 松	5	18,094	5	10,872	5	4,056	2	2,330	3	1,726	-	-	-	-	-	-	2	17	33,022
	47	田 底	2	10,135	6	22,841	4	5,955	2	2,561	2	3,394	-	-	2	6,274	-	-	1	15	45,205
	合 計	175	521,633	143	541,853	830	893,971	221	254,757	582	590,358	27	48,856	116	345,054	10	3,771	131	1,405	2,306,282	

※その他は、使用貸借解約件数及び、転用許可等の返納件数

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	20	3,551	6,020	9,571	1.07
	一 般 個 人 住 宅	816	204,546	160,147	364,693	40.79
	集 団 住 宅、その他	225	44,042	73,224	117,266	13.12
	小 計	1,061	252,139	239,391	491,530	54.98
農 鉱 工 業 用 地	農 林 漁 業 用 施 設	55	23,083	23,211	46,294	5.18
	鉱 業	-	-	-	-	-
	建 設 業	132	49,158	34,852	84,010	9.40
	金 属 機 械 工 業	1	-	1,211	1,211	0.14
	化学・紙パルプ工業	2	1,291	300	1,591	0.18
	繊 維 ・ 食 料 品 工 業	3	1,460	92	1,552	0.17
	電気・ガス・水道事業	23	31,752	147	31,899	3.57
	そ の 他	-	-	-	-	-
小 計		216	106,744	59,813	166,557	18.63
公 共 施 設 用 地	官公署・病院等公共用地	1	-	237	237	0.03
	学 校 用 地	3	475	441	916	0.10
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	2	-	1,283	1,283	0.14
	道・水路、鉄道用地	52	2,757	5,300	8,057	0.90
	小 計	58	3,232	7,261	10,493	1.17
そ 他 の 施 設 用 建 地	運 輸 通 信 業 建 物 施 設	18	2,747	11,190	13,937	1.56
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	122	30,458	49,503	79,961	8.94
	ゴルフ場その他レジャー施設	2	2,330	-	2,330	0.26
	そ の 他	131	42,709	81,154	123,863	13.86
	小 計	273	78,244	141,847	220,091	24.62
植 林		5	-	5,300	5,300	0.59
合 計		1,613	440,359	453,612	893,971	100.00

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行うこととしている。

(2) 国有農地管理処分事務

国有農地の貸付等管理処分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進している。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実践実績（平成26年度）

（単位 m²）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	317	6 年 未 満	507,718	58,450	566,668
		6 年 以 上 10 年 未 満	42,744	3,112	45,856
		10 年 以 上	614,219	438,637	1,052,856
		小 計	1,164,681	500,699	1,665,380
利 用 権 再 設 定	302	6 年 未 満	589,671	192,489	782,160
		6 年 以 上 10 年 未 満	21,932	0	21,932
		10 年 以 上	203,058	33,047	236,105
		小 計	814,661	225,536	1,040,197
所 有 権 移 転	71		116,420	37,307	153,727
利 用 権 移 転	19		115,087	942	116,029
円滑化(代理事業)	38		89,086	24,540	113,626
農地中間管理機構賃貸借	149		1,104,573	175,002	1,279,575
合 計	896		3,404,508	964,026	4,368,534

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成及び確保、並びに経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平27.3.31現在）

種 別	待 期 者 (人)	合 計 (人)	受 給 者 (人)		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	297	2,626	1,841	658	127

（新制度）

（平成27.3.31現在）

種別	加入者(人)（脱退者及び資格喪失者を除く）			待期者 (人)	受給者(人)		
	合計(人)	通常加入者	政策支援加入者		合計 (人)	特例付加年金	農業者老齢年金
人数	339	223	116	115	87	21	66

(6) 農業委員会活動強化事業

地域に密着した農業振興活動を実施している。具体的には農地の無断転用や耕作放棄地の発生防止を目的とした農地パトロール及び、耕作放棄地解消対策事業などを実施している。また、農業委員の資質向上のための研修会も実施している。

観光文化交流

1	シ テ ィ ブ ラ ン ド 戦 略	289
2	東 ア ジ ア 戦 略	292
3	国 際 交 流 ・ 国 内 交 流	293
4	観 光 政 策	301
5	熊 本 城	307
6	動 植 物 園	312
7	文 化 振 興	314
8	文 化 財	317
9	社 会 体 育	322
10	市 民 会 館 ・ 健 軍 文 化 ホ ー ル	329

1 シティブランド戦略（シティプロモーション課）

（１）概要

今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。そして、これを象徴する「都市ブランド」を確立することは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選択される都市となるために大変重要である。

本市は、第6次総合計画の中で、めざすべき将来の方向について、「九州中央の交流拠点都市」を掲げている。これを実現するためには、平成21年3月「熊本シティブランド戦略プラン」を策定し、交流拠点としての都市機能の充実を図ることはもとより、全ての市民が本市のブランドイメージを共有するとともに、これを広く内外に発信していくこととした。

（２）ブランディングの基本的考え方

ブランドづくりには、継続作業が必要不可欠であり、この行為を続けていくことがブランディングである。以下の4つの基本的な考え方に基づきブランディングを進めていく。

- ① 目的とターゲットを明確にし、ブランディングを行う。
- ② 確立すべきブランドイメージ「湧々都市くまもと ～九州の真ん中！ 人ほほえみ暮らしうるおう 集いのまち～」を基本に実施する。
- ③ 総合計画に位置付けられた「わくわく」の素材を活用し、本市の都市のイメージを効果的かつ効率的に発信し都市ブランドを確立することで、九州中央の交流拠点都市の実現を目指す。
- ④ 熊本シティブランドのアイデンティティである「青＝水」「緑＝農産物・森の都」「赤＝情熱」をストーリー化し、連続的な商品・サービス開発を行いながら、繰り返し訴求することにより、ブランドづくりを推進していく。

（３）ブランディング実績（平成27年7月現在）

ア 平成23年度

- ・ これまでに効果的であったブランド戦略の継続
熊本城でのおしぼり・カイロ配布、「一口城主」確保に向けたPR わくわく親善大使の活用、WEBの活用、水のペットボトル活用やステッカー、卓上広告による日本一の地下水都市のPR、とれたてマルシェのブランド化による農業都市のPR
- ・ 新たなブランドストーリー展開
本市ゆかりの漫画家の作品「ケロロ軍曹」を活用し、原画展や宝探しの開催、更にラッピング電車を運行。
東アジアへのPRとして上海のジュニアゴルフ大会を誘致し、ゴルフを生かした観光PRを実施。
フェイスブックの試行や、WEBでの新町・古町、市電等の魅力の発信。
- ・ 指定都市プロモーション
移行時期にあわせ、各種情報誌への広告掲載や、大阪・名古屋地域の電車内広告掲載を実施。
- ・ 「住みなっせキャンペーン」の実施
新幹線開通により通勤圏となった福岡市において、本市の良好な住環境をアピールし、定住人口の増加を図るため、モニターツアーを開催や、パンフレットを制作し県外広報を実施。
- ・ くまもとフィルムコミッションとの連携
映画、テレビドラマの撮影を誘致し、くまもとの魅力を広くPRする。

イ 平成24年度

- ・ 県外広報の強化
東京・大阪・名古屋・福岡地域における県外広報の強化、劇場CMの放映。

フェイスブックの本格稼働開始。

県外広報誌の制作。

- ・ 新わくわく企画

マンガ「ケロロ軍曹」の等身大フィギュアの制作や特別住民登録。

若手女優を生かした日本一の地下水都市とケーキの購入額日本一の PR パンフレットの制作。

タニタ食堂でのプロモーションなど、首都圏における農水産物 PR の実施。

親善大使の拡大、活用事業の実施。

- ・ ブランド戦略の検証

認知度調査の実施。

- ・ フィルムコミッションの強化

「くまもとシティ・フィルムオフィス」の活動開始。

ウ 平成25年度

- ・ 国連“生命の水”最優秀賞受賞に伴うプロモーション

情報発信の実施



市電吊り革広告掲出



チラシ、卓上のぼり等

- ・ 新わくわく企画

超低床電車のデザイン作成

「ケロロ軍曹」フィギュアを活用してのプロモーション（中野ブロードウェイ、フランスジャパンエキスポ）



フランスジャパンエキスポでの PR

- ・ 熊本城の PR 強化

熊本城おもてなし武将隊による県外プロモーションの実施

- ・ 県市連携プロモーションの強化

中野ブロードウェイでの PR 活動

- ・ 熊本県大阪事務所へ職員を派遣し、熊本県と連携を図り関西圏におけるプロモーションを強化

エ 平成26年度

- ・ 新わくわく企画
水戸岡鋭治氏デザインによる超低床電車（COCORO）を活用してのプロモーション



新型路面電車 COCORO

（平成26年10月3日運行開始）

- ・ わくわく親善大使
コロッセ博多座公演に伴う本市プロモーション
わくわく WEB 高良健吾特設サイト、ポスター、ポストカード作成
- ・ 食の魅力発信事業
食の魅力プロモーションパンフ作成
4都市連携ラーメン企画 WEB ページ作成
- ・ 県市連携プロモーション
首都圏における熊本の路面電車と観光列車プロモーション
- ・ 県大阪事務所連携プロモーション
関西圏におけるイベントでの本市プロモーション活動
- ・ フィルムコミッション
日本・タイ国際共同製作映画「アリエル王子と監視人」の撮影支援

オ 平成27年度

- ・ 新わくわく企画
日本・タイ国際共同製作映画「アリエル王子と監視人」を活用したフランス（カンヌ）での本市プロモーション
西鉄天神高速バスターミナルデジタルサイネージを活用した本市プロモーション
夏目漱石・宮本武蔵を活用した本市プロモーション
- ・ わくわく親善大使
高良健吾を起用した熊本市 PR パンフレット作成

2 東アジア戦略（シティプロモーション課）

本市は、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業と政令指定都市への移行により、都市としての魅力と存在感の高まりを見せている。MICE施設整備を中心とした桜町・花畑周辺地区のまちづくりや熊本駅周辺の整備など、中心市街地のまちづくりは大きな転換期を迎えており、大変重要な時期にある。

このような中、本市と地理的に近く、歴史的にもつながりが強い中国・韓国や、近年、経済成長著しいアセアン諸国を含む東アジア諸国は、市場としての魅力が高い地域である。

本市と東アジア諸国との交流は、観光・食品産業などを中心に取り組まれている状況にあるが、今後、さらに経済活動の様々な分野で相互依存関係を深め、東アジアとともに成長する熊本市を目指していく必要がある。

また、経済以外の分野においても、本市の強みである学術研究・高等教育機関の集積や地球環境問題など東アジア共通の新たな課題を踏まえ、本市と東アジア地域との更なる連携・協力を深めていくことが考えられる。

そこで、東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進め、東アジアから選ばれる都市となることを目的に、平成22年3月「熊本市東アジア戦略」を策定した。特に、成長著しい中国においては、平成24年1月11日に熊本上海事務所を設置した。

なお、この戦略は第6次総合計画に基づく部門計画と位置づけ、特に第6次総合計画の「重点的取り組み」（出会いわくわくプロジェクト）や、シティブランド戦略プラン、国際化指針、観光振興計画、新幹線開業プロジェクトなどの関連計画と連動させ、全庁的な取り組みとする。

計画期間は、第6次総合計画と合わせ、平成30年度までとする。

（1）ターゲット都市

本計画では、上海市、桂林市、蘇州国家高新区、アモイ市、香港、台北市、高雄市、釜山市、ソウル市、蔚山市、アセアン諸国野主要都市等、本市と距離的に近く、かつ、人口規模が大きく、市場の獲得や観光客等の誘致、あるいは、学術や環境面での交流・連携が見込める都市を当面のターゲットとする。

また、これら以外の都市であっても、本市の東アジア戦略の展開に重要となる都市との交流・連携にも取り組んでいく。

※本計画における東アジアの定義：韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア）

（2）戦略の目標と視点

「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」

この目標を実現するため、次の4つにチャレンジする。

☆チャレンジ1 東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・MICE誘致

【チャレンジ方針】 ①東アジアに向けた都市ブランドの確立と情報発信

【チャレンジ方針】 ②官民が一体となったおもてなしの向上や観光客・MICE等の誘致

【チャレンジ方針】 ③本市と東アジア諸都市間の異文化相互理解の推進

☆チャレンジ2 東アジアと連携した学術都市づくり

【チャレンジ方針】 ①東アジアから留学生等が集まるための情報発信と受け皿づくり

【チャレンジ方針】 ②研究の核となる機関や人材の集積の促進

☆チャレンジ3 東アジアとのビジネスの促進

【チャレンジ方針】 ①本市産出の製品、農水産物等の東アジアにおける市場の獲得

【チャレンジ方針】 ②東アジアとのビジネスを拡大する人材の確保と育成

☆チャレンジ4 東アジアの中の環境先進都市の実現

【チャレンジ方針】 ①世界に誇れる東アジアの中の環境先進都市づくりと情報発信

【チャレンジ方針】 ②共に環境保全に貢献するための国際協力の推進

③地場環境ビジネスの東アジアへの展開

3 国際交流 ・ 国内交流 （シティプロモーション課国際室）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市、福井市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界中の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進め、平成25年2月にフランス・エクサンプロヴァンス市、5月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、9月には熊本県と共同で台湾・高雄市と『MOU (Memorandum of Understanding: 国際交流促進覚書)』を締結した。

また、平成21年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、新たに「熊本市国際化指針」を策定し、「世界に開かれた活力ある都市の実現」をめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流や、地域の国際化、多文化共生などの推進に取り組んでいる。

（1）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は長期的な視野に立って教育・文化・観光等幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、高校生交流事業は、友好都市締結当初から継続して実施しており、青少年の人材育成に寄与している。

平成11年には、両市は友好都市締結20周年を迎え、桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結25周年を迎えた平成16年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされた。また、平成21年には友好都市締結30周年を迎え、市民友好の翼の相互派遣や、文化芸能団が桂林山水文化旅行まつりに参加するなど、様々な記念事業を実施した。今後もこのような実績を踏まえ、両市の友好関係の更なる発展を目指す。

最近の主な交流

平成24年	2月	第1回熊本城マラソンの開催に合わせマラソン代表団12名が来熊
平成24年	7月	桂林市高校生友好訪問団20名を受入
平成25年	8月	熊本市高校生友好訪問団（19名）の派遣
平成25年	9月	第4回桂林市国際旅行博覧会に出展
平成26年	8月	桂林市高校生友好訪問団14名を受入
平成26年	8月	友好都市締結35周年事業及び第5回桂林市国際旅行博覧会への派遣（32名）

桂林市の概要

桂林市は1998年9月8日、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、2014年末人口約491万人、面積約27,809㎢となっている。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

中国西南部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市・桂林は、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の4つの湖と2つの川を運河でつないだ「りょうこうしこ両江四湖」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、市制施行１００周年を控えた昭和６２年、２１世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、更に本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年７月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年１２月２８日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。また、平成２４年には、姉妹都市締結２５周年を迎えた。

最近の主な交流

- 平成２５年１０月 アジア太平洋都市サミットへサンアントニオ市長を基調講演者として招聘
- 平成２６年 ２月 第３回熊本城マラソンへランナー１名の招聘
- 平成２６年 ７月 サンアントニオ市留学生（高校生）４名の受入
- 平成２６年 ８月 熊本市留学生（高校生）４名の派遣
- 平成２７年 ７月 サンアントニオ市留学生（高校生）１名の受入

サンアントニオ市の概要

１７１８年に誕生し、人口１４０万人（２０１３年推計）を擁する全米第７位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第２位の大都市であり、人口の６割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約２、６００万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、２０１４年６月、５度目の優勝を果たしたＮＢＡ全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、１９８９年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（３）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和３９年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制１００周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成２年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成４年５月１９日、３０年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通した両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

- 平成２６年 ５月 熊本市民病院医師・看護師（計４名）を派遣
- 平成２６年 ７月 熊本市青少年交流団（高校生１５名）・スポーツ交流団（中学生８名）・役員（６名）を派遣
- 平成２６年 ７月 第１９回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生３名派遣

平成27年 2月 第4回熊本城マラソンへランナー2名を招聘

平成27年 3月 ハイデルベルク大学病院関係者2名を熊本市市民病院にて受入

平成27年 7月 第20回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約15万人（2013年推計）を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気だけでなく、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城の調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,180万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成25年 8月 小学生交流訪問団（福井市小学生20名）の受入

平成25年 8月 「火の国まつり」への福井市訪問団（4名）の受入

平成25年10月 アジア太平洋都市サミットへの副市長訪問団（3名）の受入

平成26年 1月 小学生交流訪問団（熊本市小学生20名）の派遣

平成26年 2月 第3回熊本城マラソンへのランナー3名の受入

平成26年10月 熊本市・福井市姉妹都市締結20周年記念事業

「秋のくまもとお城まつり」への福井市副市長訪問団の受入（2名）

平成27年 4月 第30回ふくい春まつりへ市長訪問団派遣（8名）

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万7千人（2015年7月1日現在）、面積536.41km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の

集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

（５）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成４年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成７年５月２９日植木町合併４０周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成２２年３月２３日、熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成２５年 | ３月 | 第１０回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生１０名）をローム市へ派遣 |
| 平成２５年 | １０月 | アジア太平洋都市サミットにローム市代表者２名を招聘 |
| 平成２６年 | ３月 | 第１１回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生１０名）をローム市へ派遣 |
| 平成２７年 | ５月 | 第６回ローム市中学生訪問団（８名）、随行者（４名）を受入。熊本市・ローム市友好関係に関する合意書に調印。 |

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約３万６千人（２０１３年現在）、面積は約７７．３㎢。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（６）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成１９年１０月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城４００年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成２１年５月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成２２年４月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成２５年 | ４月 | 青少年文化訪問団（２１名）の受入（くまもと城下まつり２０１３でＫ－ＰＯＰダンス披露） |
| 平成２５年 | １０月 | 第１１回アジア太平洋都市サミットへの招聘（経済副市長ほか、計３名） |
| 平成２６年 | ２月 | 第３回熊本城マラソンにおける選手団（５名）の受入 |
| 平成２６年 | ４月 | 第１１回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員３名、職員３名が参加 |
| 平成２６年 | ６月 | 青少年文化訪問団（２０名）の派遣（蔚山・熊本友情コンサートでダンスの披露） |
| 平成２７年 | ３月 | 第１２回蔚山太和江国際マラソンへ職員３名、市民ランナー１名が参加 |

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有す

るまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人（2013年現在）、面積は1,058㎢で韓国の広域市の中で一番面積が広く（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SK エナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（7）エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬（かの しゅうほう）氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年9月に、熊本市長・熊本市議会議長から成る熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年2月、エクサンプロヴァンス市からマルティン・フネストラス副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 平成26年 8月 | エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念事業に伴う協議団の派遣 |
| 平成26年10月 | エクサンプロヴァンス副市長訪問団の受入 |
| 平成26年12月 | エクサンプロヴァンス友好姉妹都市青少年会議への代表団派遣 |
| 平成26年12月 | エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施 |
| 平成27年 5月 | エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念式典への熊本市友好代表団派遣 |

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、リヨンの南280km、地中海に面したマルセイユの北25kmのところにあるエクサンプロヴァンス市は、マルセイユ・プロヴァンス空港から15km、エクサンプロヴァンスTGV駅から8kmのところにある。位置している。

15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として古くから繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な建造物をそのまま生かした美しい街である。人口約14万人（2012年現在）、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、約1ヶ月にわたり世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

（8）中国・蘇州国家高新区との交流都市協定締結

協定締結までの経緯

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成24年、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成24年1月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成25年5月22日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

主な交流の経緯

平成25年	5月	蘇州国家高新区にて交流都市（パートナーシティ）協定締結
平成26年	2月	第3回熊本城マラソンヘランナー7名を招聘
平成26年	8月	蘇州外国語学校関係者来熊、熊本学園大、尚絨大との協議（15名）
平成27年	1月	蘇州国家高新区議会及び政府関係者来熊、今後の交流協議（6名）
平成27年	3月	蘇州企業家ゴルフチーム受入れ（32名）

蘇州国家高新区の概要

同区は、中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の一つであり、2千社に上る外資系企業や、8千社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。

名 称：蘇州国家高新技術産業開発区（蘇州国家高新区）

面 積：258km²（熊本市389.53km²のおよそ3／5）

人 口：77万人（日本人は約6,000人）

位 置：上海の西およそ100km、中国江蘇省東南部に位置。

（上海から新幹線で約30分）

- 特 徴
- ・中国国内に80ほどある中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の1つ。
 - ・自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。
 - ・ハイテク関連企業を中心に外資系企業2,000社（うち日本企業は500社）国内企業7,300社。

（9）台湾・高雄市とのMOU（国際交流促進覚書）締結

協定締結までの経緯

台湾交流は、本市の東アジア戦略におけるターゲット都市が多く存在し、本市が経済や教育分野における交流促進を行う上で重要な地域であることから、平成24年4月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、経済、教育における交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致や熊本の農産物のPRなど、県市協力して交流促進を行うことが重要であるとの認識の下、平成25年9月9日、高雄市において、熊本県、熊本市、高雄市の3者によるMOU(Memorandum of Understanding: 国際交流促進覚書)を締結した。この覚書により、観光、教育等の分野における相互交流促進、貿易及び投資等の促進、チャーター便造成や定期便就航へ向けた協力を行うことに合意した。

主な交流の経緯

平成24年	4月	高雄市副市長訪問団（26名）が熊本市を訪問
平成24年	10月	熊本市協議団を高雄市へ派遣
平成24年	11月	高雄市長・市議会議員訪問団が熊本市を訪問
平成25年	1月	熊本市経済交流協議団の派遣
平成25年	3月	高雄市議会訪問団が熊本市を訪問し、熊本市議会との間で市議会交流覚書を締結
平成25年	4月	高雄市経済訪問団が熊本市を訪問
平成25年	9月	熊本市長、熊本市議会訪問団が高雄市を訪問し、MOU（国際交流促進覚書）に締結
平成26年	2月	第3回熊本城マラソンヘランナー5名を招聘
平成26年	9月	高雄市にて本市物産の商談会・観光PR等を実施
平成26年	10月	熊本－高雄を結ぶ定期チャーター便の就航開始
平成26年	11月	熊本市訪問団を高雄市立図書館総館落成式及び国際フォーラムに派遣

平成27年 2月 熊本市長、熊本市訪問団が高雄市を訪問
 高雄市副市長、高雄市議会議長ら訪問団が熊本市を訪問し、高雄市観光プロモーションを実施

平成27年 3月 熊本市訪問団が高雄市を訪問

平成27年 4月 高雄市議会訪問団が熊本市を訪問

平成27年 6月 定期便就航に関する熊本市協議団を派遣

台湾・高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第2の大都市であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南に巴士海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

名 称：高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）38区

人 口：277万人（新北市に次ぐ第2位）熊本市73万人の3.8倍

面 積：2,946km²（熊本市389km²）熊本市の7.6倍

経 済：シンガポール港、上海港に次ぐアジア第3位のコンテナ港「高雄港」を有し、2011年のGDPは国内3位、602億ドル（約5兆円、熊本市2兆2,355億円の2.2倍）

日本の友好都市 八王子市

主な友好姉妹都市 米国サンアントニオ市、シアトル市、ホノルル市、マイアミ市、韓国釜山市、オーストラリア・ブリスベン市他

（１０）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、ＤＶＤ、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大２３０名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体	熊本市
管理運営	熊本市国際交流会館共同企業体（指定管理者 期間：平成２６年度～平成３０年度）
所在地	中央区花畑町４番１８号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上７階、地下２階建
面積	敷地面積 １，６５６㎡ 延床面積 ８，４３９㎡
開館	平成６年９月１日
総工費	４０億９０００万円

主要施設

階 層	内 容
６．７階	ロビー、通訳ブース、ホール（２３０人）
５階	大広間Ａ、Ｂ、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
４階	第１会議室、第２会議室、第３会議室
３階	国際会議室、研修室１～３
２階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディールーム、ＮＧＯ活動スペース、多文化共生オフィス
１階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下１階	駐輪場、防災センター
地下２階	多目的ルーム

会館利用状況

（平成２６年度）

	ホール	会議室等（１６室）	サポートセンター	合 計
利用人数 （人）	43,968	96,964	99,222	240,153

4 観光政策（観光振興課・にぎわい推進室・熊本城総合事務所・MICE推進室）

（１）概況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。また、「行ってみたい“まち”としての都市イメージの定着を図るため、熊本の観光資源を国内外へ積極的にPRするとともに、来訪した観光客が「また訪れたい」と思っただけのような観光素材の魅力向上とおもてなしの向上を図り、観光地として「選ばれる都市」を目指している。

また、九州新幹線の全線開業や政令指定都市への移行、さらには、経済成長の著しい東アジアとの交流拡大など、観光分野を含め、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの状況に対応するため、平成22年3月に「熊本市観光振興計画」を策定し、施策を展開しているところである。

（２）観光客の動向

年	項目	観 光 客 数 (千人)	対 前 年 比 (%)	宿 泊 客 数 (千人)	滞 留 率 (%)
21		5,482	95.9	1,907	34.8
22		5,327	97.2	2,096	39.3
23		5,468	102.7	2,228	40.8
24		5,229	95.6	2,346	44.9
25		5,441	104.1	2,430	44.7

（３）観光・MICEの誘致

ア 観光客誘致対策事業

国内宣伝

- ・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
- ・保有する観光資源の磨き上げ、活性化を図る。
- ・観光ホームページ「満遊！くまもと」による情報発信を行う。
- ・新幹線沿線の主要都市において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
- ・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。

広域観光ネットワーク推進

- ・九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。
- ・九州縦断観光ルート協議会（4市：熊本・福岡・鹿児島・北九州）
- ・東・中九州観光ルート協議会（3市：熊本・北九州・別府）
- ・九州横断特急沿線都市観光推進協議会（7市：熊本・別府・大分・豊後大野・竹田・八代・人吉）
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草、4団体）
- ・熊本県観光連盟（熊本県、45市町村、218団体）

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・韓国・中国・台湾・タイなどのアジアや欧米などにおける海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業
- ・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出
- ・台湾旅行社へのセールス

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(4) 観光・MICE受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

観光案内所の運営

桜の馬場 城彩苑・熊本駅【白川口（東口）・新幹線口（西口）】

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

桜の馬場 城彩苑～県当御門間シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑から熊本城県当御門前までのシャトルバスを運行し、観光客の利便性向上を図る。

イ 観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第38回目を迎える。多くの市民が参加しやすく親しめる市民のまつりとして盛大に開催する。

名 称	「第38回 火の国まつり」
期 間	平成27年8月7日（金）、8日（土）の2日間 ※9日（日）は関連イベント開催
主 催	火の国まつり運営委員会・熊本市
会 場	熊本市中心部一帯

月日	8月7日（金）	8月8日（土）
主 要 行 事	・オープニングイベント・希望の火彩火式・一斉乾杯（新市街アーケード） ・夏まちランド前夜祭（新市街アーケード） ・夏めし食堂＜食のイベント＞ 8月7、8、9日開催 （仮称 花畑広場） ・夏あかり（灯りのイベント） 7月25日開催 （城彩苑・行幸坂際清正公像前・熊本城長堀前・辛島公園） ・火の国まつりこどもおぼけ屋敷 7月30日～8月9日開催（8月4日を除く） （現代美術館）	・火の国ダンススプラッシュ2015 （びぶれす広場・城彩苑親水空間） ・まつり交流都市観光コーナー （下通アーケード） ・夏まちランド 8月8、9日開催 （中心商店街一帯） ・夏めし食堂＜食のイベント＞ （仮称 花畑広場） ・火の国まつりこどもおぼけ屋敷 （現代美術館） ・おてもやん総おどり （水道町交差点～銀座通交差点）

・江津湖花火大会

市民の憩いの場である江津湖で11年ぶりに花火大会を復活開催する。

名 称	「江津湖花火大会」
開 催 日	平成27年8月30日（日）

開催時間 19:30～21:00（式典・花火打上）
主催 江津湖花火大会実行委員会・熊本市
打上場所 水前寺江津湖公園広木地区内
打上数 10,000発

・くまもとお城まつり

熊本城を中心に催しを継続的に開催し、魅力の発信とにぎわいづくりによる元氣なくまもとの創出を図っていく。

期間・内容

○秋のくまもとお城まつり（平成27年9月1日～平成27年10月31日）

・熊本城太鼓響演会、熊本城薪能、重要文化財櫓特別開放 等（場所：熊本城域）

○春のくまもとお城まつり（平成28年2月1日～3月31日）

・火の国YOSAKOIまつり 等（場所：熊本城域）

○本丸御殿催事

・春の宴（平成27年4月～5月の毎週土曜日、場所：熊本城本丸御殿）

・秋夜の宴（平成27年9月～10月31日までの毎週土曜日※9月26日、10月10日を除く、場所：熊本城本丸御殿）

主催 お城まつり運営委員会・熊本市

（５）観光資源の魅力向上

観光施設整備事業

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

（６）MICEの誘致推進（MICE推進課）

ア 概要

本市では、これまで、コンベンション誘致に向け、熊本国際観光コンベンション協会が中心となり、開催助成や準備資金貸付などの支援策を強化するとともに、地元関係者との連携を図りながら、積極的に取り組んできたところである。

そのような中、国において企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会、学会等（Convention）、展示会・見本市、様々なイベント（Event/Exhibition）などを包括した新しい集客施策の枠組みである「MICE」の推進が提唱され、全国各都市において取り組まれている。

MICEの推進は、宿泊や飲食・運輸も含めた広義の観光資源の更なる充実を促す効果的な対策であり、経済情勢の変化にも影響を受け難く、開催時期に偏りが少ないことから通年での集客が見込めるなど、観光と両輪をなす重要な施策である。

このようなことから、本市は「国内外から選ばれるMICE開催都市」の実現に向けて、熊本国際観光コンベンション協会をはじめ、県や大学、経済界、市民等との連携を図りながら、大学教授や医療関係者等の学会開催のできるキーパーソンが多いことや熊本城や地下水等歴史自然遺産に恵まれていること、宿泊施設や飲食・ショッピングなどの商業施設が集積していること、交通機関の利便性が高いこと等、本市の特性を生かしたMICE開催を戦略的に推進することとする。

イ MICE開催の促進

①くまもとMICE誘致推進機構

熊本へのMICEの誘致・開催を促進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成24年10月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の68団体（平成27年7月現在69団体）で構成する「くまもとMICE誘致推進機構」を設立した。

熊本へのMICE誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・ MICEの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援・受入体制の充実を図る。
- ・ 誘致・開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

②熊本国際観光コンベンション協会

- ・ 地元キーパーソンとのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進
- ・ MICE誘致開催への助成・支援事業

ウ（仮称）熊本城ホール（MICE施設）の整備

熊本大学、熊本県、本市の三者で構成する「くまもと都市戦略会議」において、平成22年12月、本市が中心となって「我が国を代表するコンベンション都市づくり」の実現に取り組むことを表明するとともに、本市から桜町再開発準備会社に対して、桜町地区でコンベンション施設を整備したい旨を打診し、実現に向けて最大限の取り組みを行う旨の回答を得た。その後、平成23年6月に、くまもと都市戦略会議においてコンベンション都市づくりの方向性や課題について検討報告書がまとめられた。それを受け、本市では、コンベンションシティの実現に向けて、ソフト・ハード両面での基本方針をまとめた熊本市コンベンションシティ基本構想を平成24年3月に策定した。

その基本構想を基に、MICE施設の基本コンセプト、施設の構成と機能、想定催事件数、概算事業費、経済波及効果等を盛り込んだ熊本市MICE施設整備基本計画を平成26年3月に策定した。

熊本桜町再開発株式会社から示されている再開発スケジュールでは、平成27年度の解体・着工、平成30年度の完成が見込まれている。

（7）熊本国際観光コンベンション協会

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
設 立 年 月 日	平成3年11月1日
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、MICE及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、 MICE及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、MICE及び観光の企画及び調査 MICE及び観光に関する情報の収集及び提供、MICE及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
事務所の所在地	中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階
基 本 財 産	平成26年度末 1,016,200,000円（民間 316,200,000円）

コンベンション開催状況

年 度	22	23	24	25	26
件 数 （ 件 ）	270	300	274	308	278
人 員 （ 人 ）	101,934	124,459	134,485	153,118	114,632

（８）桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、PFI方式により整備したものである。

所在地	中央区二の丸1番1
述床面積	3,301.36㎡
建築面積	2,925.30㎡
開設年月日	平成23年3月5日
事業契約額	4,650,407千円
構造	鉄骨造 地上2階建
施設概要	総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

（９）名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

力 武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

5 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南戦争で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南戦争100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

(2) 整備振興（熊本城総合事務所）

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源であり、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきたところである。

今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

①整備方針

- ・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

- ・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

- ・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

②整備手法

- ・城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

- ・整備期間

整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進める。短期（第Ⅰ期）は平成10年度から19年度に実施し、平成20年度から第Ⅱ期の復元整備を実施している。

③熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成１０年４月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画に伴う一口城主】

実施期間 平成１０年４月１日～平成１９年３月３１日

城主数 ２７，１５４人 募金額 １，２０６，５６５，９９６円

【第Ⅱ期復元整備計画に伴う新一口城主】

実施期間 平成２１年１月１日～（平成２７年３月３１日現在）

城主数 ４７，２９２人 募金額 ５９６，５０４，８３６円

④復元整備

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画】

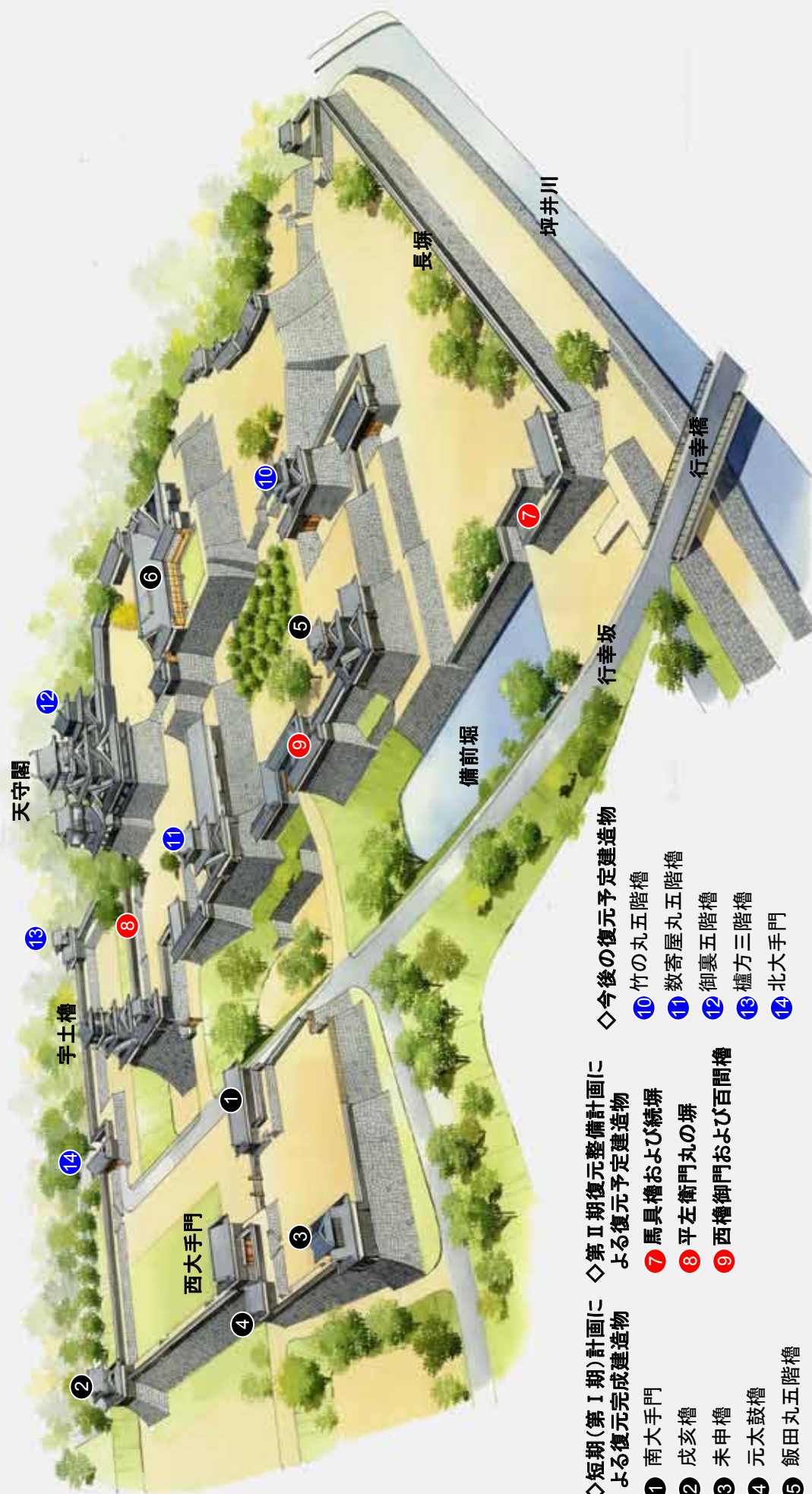
３つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城４００年にあたる平成１９年を目標に、６つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。なお、平成１１年の台風１８号で倒壊した西大手門も再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成１０～１５年度 事業費 約１９億円
	西大手門	・平成１２～１５年度 事業費 約５億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成１０～１６年度 事業費 約１１億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成１１～１９年度 事業費 約５４億円

【第Ⅱ期復元整備計画】

平成２０年度から、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めており、平成２６年９月に馬具櫓及び続堀が完成した。

熊本城復元予想図



◇短期(第Ⅰ期)計画による復元完成建造物

- ① 南大手門
- ② 戌亥櫓
- ③ 未申櫓
- ④ 元太鼓櫓
- ⑤ 飯田丸五階櫓
- ⑥ 本丸御殿大広間

◇第Ⅱ期復元整備計画による復元予定建造物

- ⑦ 馬具櫓および続堀
- ⑧ 平左衛門丸の堀
- ⑨ 西櫓御門および百間櫓

◇今後の復元予定建造物

- ⑩ 竹の丸五階櫓
- ⑪ 数寄屋丸五階櫓
- ⑫ 御裏五階櫓
- ⑬ 櫓方三階櫓
- ⑭ 北大手門

(3) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財

名 称	面 積 (㎡)	高 さ (m)	長 さ (m)	摘 要
宇 土 櫓	914.65	19.5		三層櫓（内部五階、地下一階）
長 塀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円

小中学生 200円

（団体割引 30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料

旧細川刑部邸との共通入園券 大人 640円 小中学生 240円

城彩苑湧々座（歴史文化体験施設）との共通入園券 大人 600円 小中学生 200円

熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円（高校生以上）

開園時間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）

※ ただし、入園は30分前締切

休 園 日 年末（12月29日～12月31日）

駐 車 場 二の丸駐車場 バス60台、普通車160台

三の丸第一駐車場 バス18台、マイクロ5台、普通車100台

三の丸第二駐車場 普通車231台

宮 内 駐 車 場 普通車41台

利用状況

区分 年度	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)
22	1,440,355	573,093,800
23	1,589,925	595,390,700
24	1,579,714	578,555,520
25	1,598,190	590,197,700
26	1,631,690	616,816,900

イ 旧細川刑部邸

概要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約40年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施設内容

所在地	中央区古京町3番1号
開設年月日	平成6年1月15日
敷地面積	20,000 m ²
建物面積	1,058.86 m ²
建物延面積	1,343.20 m ²
構造	木造平家建（一部2階建）
主要施設	主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室
開館時間	午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月） ※ ただし、入館は30分前締切
休館日	年末（12月29日～12月31日）
入館料並びに施設使用料	高校生以上 300円 小中学生 100円 （団体割引30人以上2割引） ※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料 熊本城との共通券 大人640円 小中学生240円 熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円 喜遊亭（茶室）（午前）2,700円（午後）3,800円 庭園 1 m ² 1日につき36円

利用状況

年 度	22	23	24	25	26
来館者数（人）	47,205	60,334	54,225	52,353	52,116
茶室使用件数（件）	0	0	0	0	0
入館料・施設使用料（円）	5,965,780	7,979,600	6,877,880	6,142,000	6,522,820

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥後花菖蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥後朝顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥後芍薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥後椿	約900 m ² の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥後山茶花	約360 m ² の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

6 動植物園（動植物園）

（１）概要

熊本市動物園は、昭和４年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和４４年現在地に移転した。平成３年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、現在も多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成１９年から老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備を進めている。第１期工事（平成１９年度～２０年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第２期工事（平成２１年度～２２年度）では、「チンパンジー愛ランド」、第３期工事（平成２３年度～２４年度）では、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」が完成した。

（２）施設概要

所 在 地	東区健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992.90㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼 育 動 物	ほ乳類	44種	258点	鳥 類	56種 404点
	爬虫類	15種	98点	両生類	5種 10点
	計 120種 770点（平成27年4月1日現在）				
植 物 園	花 壇	3,137㎡	芝 生	29,748㎡	バ ラ 200㎡
	高 木	8,676本	低 木	37,967本	生 垣 670m
	花の休憩所	364種	4,001点（平成27年4月1日現在）		
動物資料館	竣 工	平成元年7月31日			
	建 築 面 積	1,634.55㎡			
	床 面 積	1,288.32㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建			
	主 要 施 設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）			
	総 工 費	500,000千円			
花の休憩所	竣 工	平成3年3月25日			
	建 築 面 積	2,706.54㎡			
	床 面 積	2,388.77㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設温室	大温室 展示室 ガイダンスホール			
	総 工 費	1,280,000千円			

飼育管理センター	竣工	平成8年5月15日
	建築面積	446.42㎡
	床面積	672.38㎡
	野外放飼場	105.40㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	主要施設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
	総工費	290,000千円

緑の相談所	竣工	昭和60年10月7日
	建築面積	1,078.16㎡
	床面積	1,079.20㎡
	構造	1F 鉄筋コンクリート造 2F 鉄骨造
	主要施設	相談室 研修室 展示室
	総工費	300,285千円

遊戯施設 ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、スーパーバイキング、メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐車場 平日無料（普通車 1,225台、バス 58台）
土・日・祝日有料（普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円）

入園料（平成9年10月改訂）

	〔個人〕	〔団体〕
大人・高校生	300円	240円
小・中学生	100円	80円

（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）
幼児 無料

利用状況

区分 年度	入園者数（人）	入園料（円）	施設利用料（円）
22	655,152	93,833,680	153,985,020
23	652,749	92,638,680	169,178,252
24	706,678	92,105,840	167,721,421
25	727,263	93,640,840	164,434,240
26	734,393	91,196,300	182,518,020

7 文化振興（文化振興課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

本年も、くまもと全国邦楽コンクール、「草枕」国際俳句大会などの事業を引き続き開催する。また、人づくり基金研修生や市内外で活動するアーティストを小・中学校及び地域等に派遣し、音楽・舞踊・演劇などの芸術・文化に親しむ機会を提供する「芸術文化出張講座」や、舞台芸術活動を行う方に事業費用の一部を助成する「舞台芸術助成事業」を実施するなど、熊本の個性ある文化の創造に取り組んでいる。

（１）市民の文化の振興

平成２６年度主な文化事業

第２０回「くまもと全国邦楽コンクール」 平成２６年５月１１日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大檢校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。また、平成２７年２月には、第２０回大会を記念して、歴代最優秀賞受賞者フォローアップの演奏会「邦楽新鋭展Vol. ４」を開催した。演奏会では、１９名の最優秀賞受賞者に加え、人間国宝米川文子氏をはじめ長谷檢校ゆかりの方々、熊本ゆかりの若手邦楽家も演奏を披露した。

第１９回「草枕」国際俳句大会 平成２６年１１月２２日

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。

芸術文化出張講座

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために、熊本市文化事業協会と共催で、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術を小・中学校へ直接出向き提供した。

舞台芸術助成事業

音楽・演劇・舞踊及び伝統芸能などの舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、「会場使用料相当額」を助成することにより、発表機会の充実・育成を図り、多くの市民に鑑賞する機会を提供するとともに、本市文化施設の利用促進を図った。

（２）人づくり基金（平成３年度から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 ６１０，２２１，８８７ 円

年 度	平3～21	22	23	24	25	26	累計
援助件数（件）	172	5	4	5	10	8	204
援助金額（千円）	166,125	806	1,499	3,189	7,549	3,271	182,439

(3) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びふれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、コンピューターと美術が融合した作品を展示するメディアギャラリー、多目的に活用できるアートルフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体 熊本市

管理運営 (公財)熊本市美術文化振興財団 (指定管理者 期間：平成26年度～平成30年度)

所在地 中央区上通町2番3号

面積 7,837.34㎡

うち展示及び教育普及関係部分

ギャラリーⅠ…882㎡ ギャラリーⅡ…573㎡ ギャラリーⅢ…130㎡

井手宣通記念ギャラリー…133㎡ ホームギャラリー…252㎡

アーツスカイアギャラリー…42㎡ アートルフト…145㎡

キッズファクトリー…108㎡ 会議研修室…57㎡

開館 平成14年10月12日

建設費 5,415,353千円

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展(有料)を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成26年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展覧会名	会期	入場者数(人)
草間彌生展	H26.4.5～H26.6.15	38,606
水戸岡鋭治展	H26.6.28～H26.9.15	31,564
天野喜孝展	H26.9.27～H26.11.23	16,571
鉛筆のチカラ展	H26.12.6～H27.2.8	14,359
アート・パレード	H27.2.21～H27.3.8	3,512
熊本の華人展	H27.3.13～H27.3.22	8,221

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
秀島由紀男展	H26. 4. 1 ～ H26. 6. 8
こみねゆら展	H26. 6. 11 ～ H26. 9. 14
収蔵作品「舞台に上がれ！！」	H26. 9. 17 ～ H26. 11. 16
パーブルーム大学Ⅱ展	H26. 11. 22 ～ H27. 2. 8
収蔵作品展 Flowers	H27. 2. 14 ～ H27. 3. 27
収蔵作品展 抽象と自然	H27. 3. 29 ～ H27. 3. 31

井手宣通記念ギャラリー

熊本市現代美術館建設の端緒ともなった井手宣通氏を顕彰するため、熊本市に寄贈された72点の作品を年間を通じて展示、公開した。

8 文化財（文化振興課）

ア 国指定文化財

平成27年4月1日現在

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	紙本著色洋人奏楽図 六曲屏風	桃山時代	永青文庫	昭 27 年
	紙本墨画紅梅鳩図 宮本武蔵筆	江戸時代	永青文庫	昭 34 年
	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永興禪師倚像	南北朝期	雲巖禪寺	大 4 年
	木造十一面観音立像	鎌倉時代	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本記竟宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形附旧足隠板八枚	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺細鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	桃山時代	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61 年
	阿蘇家文書（304 通）	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62 年
	細川家文書（二百六十六通）附文書箱	室町時代・安土桃山時代	永青文庫	平 25 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺	細川護貞ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白水神社	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	個人（熊本市）	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25 年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸初期 庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27 年

イ 県指定文化財

平成27年4月1日現在

指定の種別		件数	摘 要
重要文化財	(工芸品)	(27)	切支丹銅鐘 刀剣 10 鐔 10 勝色緘具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附鎧櫃
			五鈺鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木
	(彫 刻)	(4)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	(1)	肥後国検地諸帳
	(書 跡)	(20)	永青文庫文書 18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	(11)	古今伝授の間 大慈寺塔 4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸
			不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵 画)	(6)	大慈寺蔵絵画 2 往生院蔵絵画 2 紙本着色武蔵像 竹林七賢図屏風
	(考古資料)	(2)	磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料
	(歴史資料)	(1)	領内名勝図巻
重要無形文化財		2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡		10	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稻荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群
			雲巖禪寺境内 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝		0	
天然記念物		2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財		1	肥後神楽
重要有形民俗文化財		1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

平成27年4月1日現在

分 類	名 称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	小島下町599番地	昭43. 8. 13
	四時軒	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	池上町平 国有林内	43. 12. 4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	小山町3371番地	45. 11. 16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	紙本墨書成道寺記一卷	法人	花園7丁目2476番地	49. 5. 15
	紙本着色沢村大学画像一幅	〃	二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	横手3丁目26番8号	50. 11. 27
	木部六地藏塔	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	二の丸 県立美術館内	53. 8. 22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	市内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	二の丸 県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	龍田2丁目15番22号	58. 3. 23
	日向六地藏塔	九州財務局	戸島町4345番地	63. 7. 28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	奥古閑町1893番地2	平4. 3. 26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	楠野町759番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳	河内町尾跡地区	河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	3. 西之宮講帳（3冊）	〃	〃	〃
	河内町役場文書	熊本市	河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面木木造十一面観音坐像	河内町面木地区	河内町面木堂の崎観音堂内	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4. 12. 24
	加藤清正公肖像画	〃	古京町3-2（熊本博物館）	7. 8. 2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	横手1丁目14番20号	18. 1. 25
	清田家住宅附細川忠興知行宛状他 9点	個人	市内	21. 6. 15
	中村家文書	個人	市内	22. 8. 27
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	城南町高	23. 4. 28
	高の石造宝塔	個人	城南町高	23. 8. 25
	七所宮の石造宝塔	個人	城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	植木町鞍掛	23. 3. 28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	植木町	23. 4. 28
	服部の五輪塔	個人	植木町豊田	24. 1. 27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	植木町清水	24. 5. 1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	植木町豊岡	24. 7. 31
	舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	植木町舞尾	24. 7. 31
	越州窯青磁水注及び同伴須恵器（塔ノ本遺跡土壇墓出土品）	熊本市	植木町岩野238番地1	25. 3. 27
史 跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、（社）照敬会	花園7丁目2442番地	昭43. 12. 4
	付学承院跡宝篋院塔	〃	尾ノ上4丁目11番70号	〃
	富ノ尾古墳	熊本市	池田3丁目44番	43. 8. 13
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	健軍2丁目 神水1丁目	〃
	檜崎山古墳群（五基）	個人	市内	43. 12. 4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	小島下町高城山	45. 6. 2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	城山上代町城山	46. 8. 11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	健軍神社境内	健軍神社	健軍本町13番	47. 12. 13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	熊野神社	出水1丁目2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	御幸西4丁目1311	48. 5. 8
	明治天皇小島行在所跡	〃	小島下町599・600番地	43. 8. 13
	四時軒跡	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	渡鹿6丁目11番89号	49. 9. 5

分 類	名 称	所 有 者（管理団体）	所 在 地	指定年月日
史 跡	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	百梅園跡	熊本市	島崎4丁目10番39号	53. 4. 25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	池田2丁目5番27号	54. 4. 24
	花岡山陸軍埋葬地	熊本市	横手2丁目13	55. 11. 27
	釣耕園	個人	島崎5丁目7-48	昭60. 8. 22
	叢桂園	熊本市	島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	改寄町100番地13・14号	平4. 3. 26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	河内町岳520番地	〃
	畳ヶ石	個人	河内町野出33番地8	〃
	瑞巖寺跡	熊本市	貢町1421番地～1423番地	〃
	平島支石墓	植木町田底山城区	植木町田底	23. 3. 28
	高熊古墳	個人	植木町古閑	23. 3. 28
	陳内廃寺跡	熊本市	城南町陳内	23. 4. 28
	陳内瓦窯跡	個人	城南町陳内	23. 4. 28
天 然 記 念 物 史 跡	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43. 8. 13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	花畑町6番2号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	釜尾町425番地	平4. 3. 26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4. 28
無 形 民 俗 文 化 財	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	植木町宮原	23. 3. 28
	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭50. 2. 26
	肥後神楽（上南部）	上南部肥後神楽保存会	上南部	〃
	〃（平 山）	平山神社神楽保存会	松尾町平山 平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平4. 3. 26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	明徳町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	市内 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	植木町清水	24. 3. 27

エ 登録有形文化財

平成27年4月1日現在

名 称	所 有 者	所 在 地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町45番地	平8. 12. 20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪3丁目12番16号	9. 5. 7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町4丁目1番19号	10. 1. 16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	黒髪2丁目39番1号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	本荘1丁目1番1号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	大江2丁目1903-2	16. 8. 17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水1丁目633番2号	17. 12. 26
富重写真所	富重写真館	新町2丁目8番5号	18. 4. 12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	神水1丁目633-1	19. 5. 29
浜田醬油店舗	個人	小島6丁目9-1	19. 10. 22
浜田醬油主屋	個人	〃	〃
浜田醬油洋館	個人	〃	〃
浜田醬油三番蔵	浜田醬油株式会社	〃	〃
浜田醬油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醬油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醬油旧石室	〃	〃	〃
浜田醬油給水塔	〃	〃	〃
浜田醬油煙突	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	黒髪5-1	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	花園4-128	23. 7. 25

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 12 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成26年度実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 9 回
- ・現状変更等諮問件数 23 件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1, 018 件・・・埋蔵文化財調査室関係
- ・文化財現地調査 4 回

カ 記念館

名 称	概 要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 (中央区内坪井町4番22号)	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。	昭53. 6. 5
徳富記念園 (中央区大江4丁目10番33号)	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 (東区沼山津1丁目25番91号)	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。	昭57. 7.15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 (中央区水前寺公園22番16号)	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 (中央区安政町2番6号)	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 (北区四方寄町1274番地)	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62.12. 1
リデル、ライト両女史記念館 (中央区黒髪5丁目23番1号)	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平 6. 2. 3
後藤是山記念館 (中央区水前寺2丁目6番10号)	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5.20
田原坂西南戦争資料館 (北区植木町豊岡858番地1)	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な官薩両軍の武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭 58. 5

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

施設概要

設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	くまもと工芸協会共同企業体（指定管理者 期間：平成27年度～平成31年度）
所 在 地	南区川尻1丁目3番58号
敷 地 面 積	898.18㎡
駐 車 場 面 積	1,963㎡
建 物 面 積	1,646㎡
開 設 年 月 日	平成3年7月30日
建 設 費	530,072千円
増 築 年 月 日	平成13年4月3日
建 設 費	127,467千円
主 な 設 備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
主 な 事 業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

9 社会体育（スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、「第2次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツリーダーバンクの活用

イ 生涯スポーツ活動の支援

熊本城マラソンの開催

市民総参加型スポーツイベントの開催

スポーツ振興基金の活用

スポーツ関係団体の育成・支援

スポーツ情報システムの構築

ウ スポーツ施設の整備充実

健康・文化施設の整備拡充と調査

既存体育施設の環境整備と管理体制の充実

エ 施設利用の利便性向上

体育施設案内・予約システムの円滑な運営

オ 青少年スポーツ国際交流事業の推進

ハイデルベルク市柔道交流訪問団派遣（中学生）

期間 平成26年7月31日～8月9日

団員 選手7人、トレーナー2人

カ スポーツ関係団体・企業との連携

ロアッソ熊本の指導者や選手によるスポーツ教室の開催

キ 体育行事

（平成26年度）

行 事 名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	5～8月	155チーム
親子スポーツ大会	8～1月	1,081人
市杯スポーツ大会	4月～3月	2,241人
市民スポーツフェスタ	年4回	8,571人
小中学生軟式野球大会	9～10月	131チーム

(2) 体育施設

施設名 開設年月	敷地面積 (㎡)	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	15,929	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	4,523	テニスコート4面：クレーコート・2,805㎡ 建設費：40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	3,596	テニスコート4面：クレーコート・2,795㎡ 建設費：2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	1,650	近的競技：8人立 遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人 建設費：3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	9,361	テニスコート4面：クレーコート・2,304㎡ 建設費：12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	9,060	テニスコート4面：クレーコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台） 建設費：82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	1,944	体育室 750㎡（30m×25m） バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡（30m×8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	500	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡（15台） 2階 道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
城山公園運動施設 平成26年4月	50,000	軟式野球場1面（ソフトボール場 2面） テニスコート6面（フットサルコート1面） 多目的広場、ウォーキングコース、遊戯広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	8,712	体育館、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園野球場 昭和50年4月	1,159	軟式野球場1面（ソフトボール場2面） テニスコート1面：クレーコート
今熊公園野球場 昭和63年4月	16,875	軟式野球場1面 （ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	3,281	武道場2面（剣道・柔道他）
明德体育館 平成3年4月	4,858	1階 体育室（549,336㎡） バドミントンコート3面 バレーボールコート1面
鮑田公園野球場 昭和49年4月	21,287	軟式野球場1面 （ソフトボール場2面、サッカー場1面）

天 明 運 動 施 設 昭和 49 年 12 月	19,893	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面) 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 1 階 1,389 m ² 体育室 (バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面) 2 階 369 m ² ギャラリー
川 尻 武 道 館 平成 7 年 7 月	909	1 階 鉄筋コンクリート造 459 m ² (駐車場 14 台、駐輪場 21 台) 2 階 鉄骨造 538 m ² 武道場 1 面 (244 m ² ・畳 98 帖敷) 小道場 1 面 (110 m ²)
北 部 体 育 館 昭和 61 年 3 月	3,581.16	体育室、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面
河 内 グ ラ ウ ン ド 平成 17 年 5 月	20,240	運動広場 ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面 軽スポーツ広場
城南 B & G 海洋センター 昭和 60 年 4 月	11,527	中体育室 (バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 3 面、卓球台 8 台) 小体育室、剣道 1 面、空手 1 面 プール、25m×6 コース 小プール
城南総合スポーツセンター 平成 27 年 4 月	34,500	体育館 (バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面・トレーニングルーム・多目的室・ウォーキングコース)、グラウンド (軟式野球場 1 面、ソフトボール 2 面)、テニスコート (6 面)、弓道場 (近的 6 人立)
塚 原 グ ラ ウ ン ド 昭和 61 年 4 月	18,119	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 1 面)
植木総合スポーツセンター 昭和 60 年 3 月	35,087	体育館・ミーティング室 バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、バドミントンコート 6 面、卓球台 6 台 武道館 柔道場 1 面、剣道場 1 面、武道場 1 面 グラウンド 野球場 1 面、ソフトボール 2 面、サッカー場 1 面 テニスコート 2 面：クレールコート
植 木 弓 道 場 平成 9 年 1 月	40,000	近的競技：10 人立 870.04 m ² 多目的広場
吉 松 ス ポ ー ツ 公 園 平成 2 年 3 月	17,552	野球場 1 面
田 原 ス ポ ー ツ 公 園 平成 5 年 4 月	17,231	野球場 1 面
富 合 雁 回 館 平成 3 年 4 月	2978.77	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、バドミントンコート 6 面、卓球台 6 台
雁 回 公 園 昭和 61 年 4 月	24,500	軟式野球場 2 面 (ソフトボール場 4 面)
富 合 屋 外 運 動 場 平成 12 年 4 月	4,031	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場

公設体育施設の利用状況（平成 26 年度）

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
264	14, 403	279	22, 816	292	12, 355	356	20, 988	356	17, 354	252	10, 550	349	6, 305

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				北部公園 野球場	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
275	6,062	301	8,181	356	30,142	100	1,728	66	5,273	22	225	261	13,353

今熊公園野球場		北部公園 テニスコート		明德体育館		北部武道館		北部体育館		飽田公園野球場		龍田体育館	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
176	8,800	152	1,011	350	14,346	348	7,212	336	42,951	257	15,575	356	62,353

天明運動施設				城南B & G 海洋センター				舞原運動施設					
体育館		グラウンド		平成 26 年度は工事のため閉鎖				平成 26 年度は工事のため閉鎖					
日数	人員	日数	人員										
355	30,078	242	15,687										

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
143	6,747	356	10,034	356	42,476	340	7,288	267	13,760	282	1,946	211	8,025

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
276	9,553	355	14,990	355	49,470	218	10,523	103	13,582	336	50,941

学校体育施設の利用状況（平成 26 年度）

小 学 校						中 学 校											
運 動 場			体 育 館			運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日 数	人員
30	3,802	58,765	92	17,262	321,146	29	4,208	74,134	42	10,964	177,395	26	3,124	36,830	3	838	4,701

総合体育館・青年会館

所 在 地	中央区出水2丁目7番1号		
建 築 面 積	11,245.84㎡		
延 床 面 積	18,639.73㎡		
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造・地上3階建		
着 工	昭和59年10月5日		
竣 工	昭和61年3月31日		
開設年月日	昭和61年7月9日		
総事業費	4,762,000千円		
財 源 内 訳	国庫補助金	302,397千円	
	起 債	3,780,300千円	
	一 般 財 源	679,303千円	

施設内容

	総 合 体 育 館	青 年 会 館	共 用 部
1階	大体育室 アリーナ1,900㎡（38m×50m） ・ハンドボール（2面）・バスケットボール（2面） ・バレーボール（3面）・テニス（3面） ・バドミントン・ミニバレー（10面）・卓球（16面） ミーティング室（2）、放送室、審判員室、役員室、救護室 ロールバックスタンド（1,344席）、更衣室他 中体育室 アリーナ1,116㎡（31m×36m） ・バスケットボール（2面）・バレーボール（2面） ・バドミントン・ミニバレー（6面）・卓球（10面） 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場（柔道・剣道練習場） トレーニング室 スポーツサウナ	談話ホール 449㎡ 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第1会議室 48名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ビロティ（駐車場） トイレ
2階	室内プール 競泳プール（25m×15m） 6コース 子供プール（6m×15m） 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館466㎡（21.60m×21.6m） ・卓球（10面）・体操 大体育室観覧席（固定席1,058席） 中体育室 〃（ 〃 312席）	料理室 調理実習台 7台 40名 第1和室 35名 第2和室 60名 第2会議室（円卓） 32名 研修室 80名 視聴覚室 20名 茶室 20名 青年会館ホール ステージ 移動いす 約400名収容 図書室 蔵書 約5,000冊	ロビー トイレほか
3階	弓道場 和弓近的7人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席（固定席100席） プール監視室 ソーラーシステム（屋上）パネル 234枚 集熱面積 423㎡	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

利用状況

（平成26年度）

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合 計
122,914	87,685	51,417	16,937	12,067	78,189	28,555	2,175	51,329	451,268

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所 在 地	南区良町4丁目8番1号
延 床 面 積	3, 5 3 9. 8 0 m ²
公園総面積	5. 4 h a
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	昭和59年
竣 工	平成2年
開設年月日	平成2年7月1日（平成元年3月19日一部開設）
総 事 業 費	3, 1 0 0, 0 0 0 千円

施設内容

施 設 名	内 容	施 設 名	内 容
体 育 館	中体育室（33m×33m） 小体育室（10.5m×23.5m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他	ゲートボール場	4面1コート（22m×17m） 良質工舗装
室内温水プール	25m×6コース キャノピー式（可動天井） 水深1.3m	テニスコート	4面 人工芝コート フェンス高さ3.0m
運 動 広 場	軟式野球場1面、200mトラック、 ソフトボール場2面が兼用	芝 生 広 場	体育館周囲2,035m ² プール周囲2,000m ²
徒 渉 池	190m ² 水深0.3m 流水池	駐 輪 場	90m ² 屋根下50台駐輪可
駐 車 場	1,400m ² 170台駐車可	武 道 場	355.25m ² 武道場（柔道または剣道1面）、 管理棟

利用状況（平成26年度）

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合 計
52,894	25,088	21,182	13,563	21,068	259	51,113	48,068	233,235

南部総合スポーツセンター

所 在 地	南区白藤5丁目2番1号
延 床 面 積	4, 6 1 6. 3 2 m ²
総 面 積	4. 7 h a
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	昭和60年
開設年月日	平成3年6月1日 一部開設
総 事 業 費	2, 9 6 7, 0 9 5 千円

施設内容

施 設 名	内 容	施 設 名	内 容
体 育 館	体育室（32m×27m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面）その他	テニスコート	正式コート4面 クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート4面 クレイ舗装
		弓道場 アーチェリー場	和弓近的10人立 和弓遠的（6人立）兼 アーチェリー場（30m～70m）
武 道 場	416m ² 柔道・剣道各1面	ク ラ ブ ハ ウ ス	受付 事務室 休憩室 公衆電話
室 内 プ ー ル	温水25m×5コース水深1.1～1.3m 幼児プール		
運 動 広 場	10,800m ² 軟式野球1面 （ソフトボール2面）	駐 車 ・ 駐 輪 場	自動車189台 自転車・バイク150台

利用状況（平成26年度）

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合 計
54,349	10,034	13,728	8,270	3,616	20,990	16,435	11,658	139,080

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所 在 地	南区荒尾2丁目1番1号
延床面積	26,566.28㎡
総面積	11.1ha
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建
着 工	平成6年7月
竣 工	平成10年3月
開設年月日	平成10年7月1日
総事業費	26,071,880千円

施設内容

施 設 名	内 容
メ イ ン プ ー ル	5月～8月：公認競技プール（50m×25.5m）10コース 公認飛込プール（25m×23m） 10月～11月：多目的フロア（80m×40m） 12月～3月：アイススケートリンク メイン（60m×30m）・サブリンク（30m×17m） 観客席 3,000席
サ ブ プ ー ル	公認競泳プール（25m×18m）7コース リラックスプール 観客席 200席
そ の 他 施 設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時400台）

利用状況

（平成26年度）

プ ー ル	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ の 他	合 計
115,586	38,949	19,400	48,757	88,182	310,874

託麻スポーツセンター

所 在 地	東区上南部3丁目22番30号
延床面積	1,498.01㎡
総面積	2.3ha
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	平成14年
竣 工	平成15年
開設年月日	平成15年4月1日（一般供用開始）
総事業費	437,000千円

施設内容

施 設 名	内 容
体 育 館	中体育室（36m×30m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他
多 目 的 広 場	グラウンドゴルフなど
ゲートボール場	4面1コート
テ ニ ス コ ー ト	2面 人工芝コート
そ の 他 施 設	駐車場（約90台駐車可）

利用状況

（平成26年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合 計
56,926	12,844	10,747	1,734	82,251

10 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年（1968年）1月6日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約90%と全国的にみても高い水準で推移している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用され90%程度の高い利用率を示している。

また、平成18年7月から平成19年7月にかけて、鑑賞空間の充実やバリアフリー化、耐震補強等の大規模改修工事を行った。

学校法人君が淵学園との間で命名権を締結。平成20年7月から平成24年3月末まで、愛称を「崇城大学市民ホール」としてきたが、平成24年4月から「市民会館崇城大学ホール」としている。

この愛称命名権（ネーミングライツ）料を活用し、次代を担う子ども達の感性を育む事業や国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る事業、地域文化創造のための事業等を企画実施している。

ア 施設

所在地	中央区桜町1番3号
敷地面積	6,649.58㎡
建築面積	4,417.06㎡
延床面積	9,197.07㎡
開館	昭和43年1月6日
建設費	628,500千円
構造	ホール棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階 会議棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階、一部3階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積（㎡）	主 要 施 設
ホール棟	地階	658.60	オーケストラピット、エアードクト、奈落
	1階	2,433.22	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	106.46	中継室
	2階	1,060.30	客席、ホワイエ
	3階	736.90	客席、倉庫
	4階	179.71	客席、センタースポット室
会議棟	地階	858.58	空調調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1階	1,419.20	展示ロビー、楽屋1～4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2階	1,588.93	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	185.17	調光室、倉庫

イ 定員

区 分	大ホール（席）	大会議室（席）	会 議 室（人）		
			第1～第5、第8 （小会議室）	第6～第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定 員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 300	20	40	40

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大 会 議 室						大 会 議 室						中小会議室（二〇室）	展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
22	140	93	59	37	12	341	253	19	43	17	78	410	4,935	99
23	132	77	53	45	19	326	226	8	24	20	84	362	4,681	84
24	117	76	76	34	10	313	199	15	33	12	90	349	4,634	89
25	105	55	33	42	13	248	171	10	26	17	66	290	4,650	97
26	132	77	61	38	21	329	217	14	38	21	69	359	4,506	107

エ 熊本市文化事業協会との共催事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施する。

前述のネーミングライツによる事業を始め、演劇・映画等の鑑賞事業などを実施する。

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

293席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

設置主体	熊本市	
管理運営	健軍文化ホール事業推進共同企業体（平成24年度より指定管理者）	
所在地	東区若葉3丁目5番11号	
開設年月日	平成7年4月8日	
構造	鉄筋コンクリート造3階建	
敷地面積	2,171.77㎡	
建物延面積	1,841.94㎡	
	うち ホール…429.80㎡	パーティールーム…109.80㎡
	会議室A…92.25㎡	会議室B…30.24㎡
	会議室C…29.27㎡	音楽練習室A…23.63㎡
	音楽練習室B…22.50㎡	その他…1,104.00㎡
建設費	1,010,076千円	

施設利用状況

（単位 上段 件、下段 人）

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成26年度	185	245	162	195	176	105	84	1,152
	35,832	8,021	2,595	1,876	5,882	502	567	55,275

※（ ）は各室定員

水前寺野球場

所 在 地	中央区水前寺5丁目2 3 番2号
延 床 面 積	2, 6 5 5. 9 4 m ²
敷 地 面 積	1 4, 2 3 6 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
開設年月日	昭和1 3 年4 月（一般供用開始）

施設内容

施 設 名	内 容
軟式野球場（1面）	両翼90m、中堅110m（小学生専用として両翼70m中堅80mに着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上3階建（2,538.66㎡）2,000人収容 芝生スタンド：1,000人収容 フェンス：ラバークッション付フェンス ダッグアウト（1、3塁）
その他の設備	事務室、会議室、TV中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー（川上哲治氏野球顕彰記念室）、来賓室ほか 駐車場：80台収容

利用状況（平成26年度）

野球場	その他	合 計
22,303	3,125	25,428

水前寺競技場

所 在 地	中央区水前寺5丁目2 3 番3号
延 床 面 積	8, 9 4 4. 5 0 m ²
敷 地 面 積	3 9, 0 0 0 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 スタンド上屋鉄骨造
開設年月日	昭和2 6 年8 月（一般供用開始）

施設内容

施 設 名	内 容
競技場第1種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1周400m・8コース・幅10m サブトラック：トラック外周2コース（500m） 雨天練習場：3コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各2カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000人
その他の設備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120台収容

利用状況（平成26年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合 計
30,328	49,780	10,052	90,160

(3) 社会教育振興事業団

名 称	一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
事務所の所在地	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
設 立 年 月 日	昭和 6 0 年 1 2 月 2 4 日
目 的	熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）

施 設 名	所 在 地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号

事業

体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

基本財産 4 2, 0 0 0 千円

(4) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成 1 2 年 4 月システム運用開始

平成 1 7 年 1 月システム改良

平成 2 2 年 6 月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始

登録者の推移

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
個 人	18, 422	24, 923	31, 130	37, 464	45, 527
グ ル ー プ	4, 928	6, 095	7, 367	8, 230	9, 223
団体（総合型スポーツクラブ）	19	19	19	19	21
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	95. 4	90. 1	85. 5	81. 6	79. 1

都 市 建 設

1	都 市 計 画	335
2	交 通 計 画	347
3	建 築 指 導	348
4	公 園 緑 地	351
5	都 市 整 備	352
6	熊本駅周辺地域整備	359
7	河 川	363
8	公共用地取得事業	366
9	住 宅 ・ 建 築 物 等	367
10	住 宅 政 策 ・ 耐 震	372
11	道 路	374
12	地 籍 調 査	376
13	安全安心まちづくり・ 自 転 車 対 策	379
14	土 木 セ ン タ ー	380

1 都 市 計 画（都市政策課・開発景観課）

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中心核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha	
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域 566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定 108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha	
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所		

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日の第４回見直し、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成２７年５月２９日の第５回見直しを経て、現在、熊本市計画区域面積は５２，７４０ｈａで、うち市街化区域１２，５８３ｈａ、市街化調整区域４０，１５７ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ）、市街化区域の８５．８％（１０，７９５．４ｈａ）、市街化調整区域の６１．４％（２４，６３７．６ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月に熊本駅前北地区、平成８年８月に手取本町地区、平成１０年９月に上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区、平成２６年４月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで１８地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

（１）用途地域（都市政策課）

熊本市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

（平27.5.29現在）

区 分	熊本市計区域		市 域			容積率 %	建ぺい率 %	後退距離 m	高さの 限度 m
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全 市 域 面積対比 %				
第一種低層 住居専用地域	1,444.3	11.5	1,068	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層 住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 — 1.0 —	10 10 10 10
第一種中高層 住居専用地域	3,180.6	25.3	2,562	23.7	6.6	100 150 200	40 60 60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,754.2	21.9	2,552	23.6	6.6	100 150 200	50 60 60	—	—
第一種住居地域	1,394.2	11.1	1,176	10.9	3.0	200	60	—	—
第二種住居地域	727	5.8	641	5.9	1.6	200	60	—	—
準住居地域	274.9	2.2	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	578.8	4.6	539	5.0	1.4	200 300	80	—	—
商業地域	385	3.1	385	3.6	1.0	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,193.4	9.5	1,176	10.9	3.0	200	60	—	—
工業地域	495.7	3.9	366	3.4	0.9	200	60	—	—
合 計	12,583.6	100.0	10,796	100.0	27.7				

(2) 高度利用地区（都市政策課）

(平27.5.29現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度 及 び 最 低 限 度		建 築 物 の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60/10	20/10	8/10	200
桜町地区	約3.7	60/10	20/10	8/10	200
合 計	約7.7	—	—	—	—

(3) 風致地区（都市政策課）

(平27.5.29現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、 小島9丁目 他
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区（都市政策課）

(平27.5.29現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約143.9	昭和45年4月10日

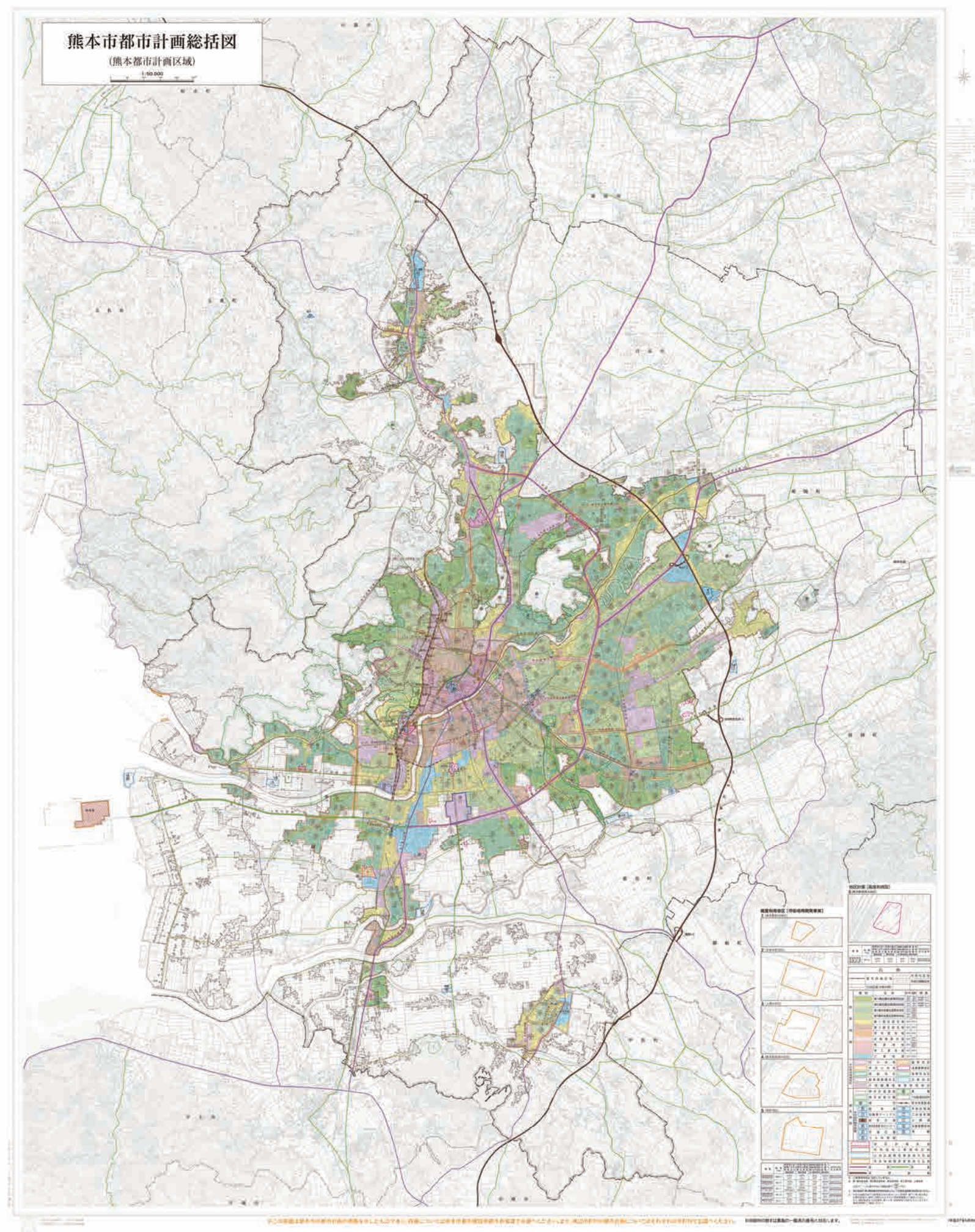
(5) 防火地域及び準防火地域（都市政策課）

(平27.5.29現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,490.0

用途地域図（平 27.5.29 現在）

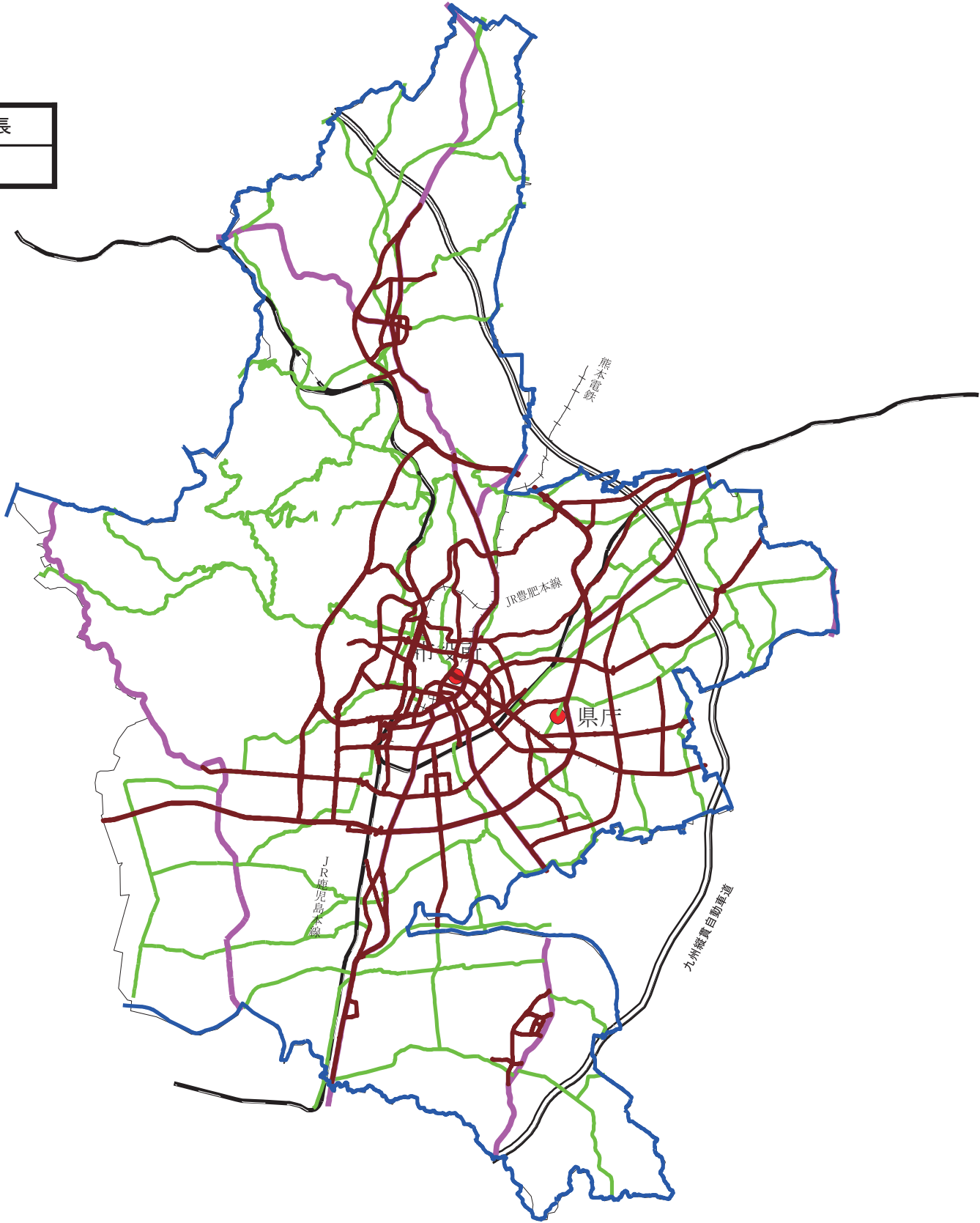
熊本都市計画区域面積	35,433ha（市域分）
うち市街化区域	10,795.4ha
市街化調整区域	24,637.6ha



(6) 都市計画道路（都市政策課）
ア 道路網図（平27.3.31現在）

区分	路線数	熊本市域延長
熊本都市計画区域	95	253,700m

市域	
都市計画道路	
国道	
県道	



イ 都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平27. 3. 31現在）

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員 (m)	主なる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	8,980
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,120
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,480
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬渕線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,450
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	750
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	720
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員 (m)	主なる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	120
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	0
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1030
3	4	72	東西線	16	2	1,680	270
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鑑田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	58
3	3	76	平尾鑑田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	434
3	5	78	小町通り線	12	2	120	0
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16		780	780
3	4	84	上宮地線	16		560	560
3	5	85	東阿高今線	14		3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14		530	530
3	5	87	新御堂線	14		180	180
3	5	88	パイン通り線	12		850	600
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	—	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	—	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	—	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	—	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	—	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	—	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	—	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	—	320	0
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	—	530	420
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	—	350	0
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	—	200	0
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	—	360	0
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	—	350	200
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	—	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	—	400	0
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	—	180	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	—	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	—	1,880	1,880
合 計			95 路 線			253,700	157,967

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平27. 3. 31現在)

熊本都市計画区域	区 分 規模別	都市計画決定延長 (m)				道路整備済延長 (m)					
		市 街 化 区 域 (用途指定区域)	市 街 化 調 整 区 域 (用途無指定区域)	計 画 決 定 延 長	比 率 (%)	市 街 化 区 域 (用途指定区域)	進 捗 率 (%)	市 街 化 調 整 区 域 (用途無指定区域)	進 捗 率 (%)	整 備 済 延 長	進 捗 率 (%)
	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.4	30,910	97.6	9,870	100.0	40,780	98.2
	3・3	57,570	24,230	81,800	32.2	44,820	77.9	13,800	57.0	58,720	71.8
	1・4 3・4	66,180	22,930	89,110	35.1	37,042	56.0	5,245	22.9	42,407	47.6
	1・5 3・5	22,670	1,350	24,020	9.5	5,000	22.1	220	16.3	5,220	21.7
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	0	5,700	2.2	2,180	38.2	0	0.0	2,180	38.2
	8・7	3,430	0	3,430	1.4	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,450	59,250	253,700	100.0	127,882	65.8	29,865	50.4	157,967	62.3

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場（都市政策課）

(平27. 3. 31現在)

広 場 名	面 積 (㎡)	摘 要
熊 本 駅 前 広 場 (東 口)	14,200	都市計画道路3・3・7号 熊本駅帯山線
南 熊 本 駅 前 広 場	3,850	〃 3・2・6〃 南熊本駅新町線
水 前 寺 〃	2,100	〃 3・3・16〃 水前寺駅西水前寺線
上 熊 本 (東 口) 〃	2,700	〃 3・4・21〃 上熊本細工町線
上 熊 本 (西 口) 〃	2,400	〃 3・3・68〃 上熊本駅西口線
近 見 (仮) 〃	4,600	〃 3・5・54〃 刈草薄場線
弓 削 (仮) 〃	2,200	〃 3・5・58〃 武蔵ヶ丘東中央線
熊 本 駅 前 広 場 (西 口)	5,700	〃 3・4・65〃 熊本駅西口線
(熊 本 駅) 交 通 広 場	3,800	〃 3・2・7〃 熊本駅帯山線
(水 前 寺 北) 交 通 広 場	1,100	〃 3・5・16〃 水前寺駅西水前寺線

都
建

(8) 景観整備（開発景観課）

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために本市では平成21年10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年1月に、景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

(平成26年度)

種 類	建築物	工作物	さく・堀	開発行為	土 石	計
件 数	91	55	4	64	1	215

特定施設届出件数 13件

イ 屋外広告物

平成 8 年 4 月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数

(平成26年度)

種 類	許可	更新許可	電柱等	計
件 数	273	581	24	878

除却件数

(平成26年度)

種 類	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件 数	8,439	1,359	286	25	10,109

(9) 開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年 度 区 分		22	23	24	25	26
市 区 街 化 域	件 数	66 ※	65 ※	80	79	61
	面積 (㎡)	150,217 ※	229,798 ※	211,859	219,702	169,506
市 調 街 整 域 化 域	件 数	104	134	159	199	167
	面積 (㎡)	176,377	294,064	222,082	222,326	217,832
計	件 数	170	199	239	278	228
	面積 (㎡)	326,594	523,862	433,941	442,028	387,338

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度 区 分	22	23	24	25	26
許可件数	9	9	5	5	7

2 交 通 計 画（交通政策総室）

（１）現 状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成１６年度から平成２５年度）で約３４万７千台から約４２万５千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この５年間（平成２２年度から平成２６年度）で、公共交通機関の種別による増減はあるものの、全体としては約５，３１７万人から約５，５４４万人へと約２２７万人増加しているが、バスについては依然として減少傾向が続いている状況。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別 \ 年度	22	23	24	25	26
バス	31,981	32,106	31,781	31,468	29,947
市電	9,537	10,194	10,287	10,896	10,877
J R・私鉄	11,652	13,078	13,474	14,360	14,611
合計	53,170	55,378	55,542	56,724	55,435

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く５社局の利用者数計

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第６次総合計画

【まちづくりの重点的取り組み】３「おでかけわくわく」プロジェクト

夢わく６：バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

【分野別施策】８章第３節：利便性の高い公共交通体系の確立

・公共交通ネットワークの充実 ・公共交通機関の利用促進 ・広域交通拠点の整備促進

②熊本市公共交通グランドデザイン（平成２３年度）

・基幹公共交通の強化 ・バス路線網の再編 ・公共交通空白・不便地域の解消

③熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

④第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画

（３）本市における交通施策の展開

①パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施。（都市圏全体では１０箇所実施）

②超低床電車の導入（平成９年度～）＜交通局電車課＞ ※７編成１４両導入（平成２４年度末）

③オムニバスタウン計画事業（平成１２～１６年度）

・バスロケーションシステムの導入（７箇所）等

④天水・河内を運行する事前予約制みかんタクシーの導入（平成１８年度）

⑤バス路線網再編に向けた取り組み

「熊本市地域公共交通総合連携計画」の策定（平成２０年度）

東バイパスライナーの実証運行（平成２１年度）

バス路線網再編プロジェクトを設立、バス路線網再編実施プログラム策定（平成２４年度）

- ⑥ 健軍町電停バリアフリー化事業（平成２１年度）
- ⑦ 路面電車優先システム整備事業（平成２２年度）
- ⑧ 野出・太郎迫を運行する事前予約制オレンジタクシーの導入（平成２２年度）
- ⑨ 新水前寺駅地区交通結節点改善事業（平成２３年度）
- ⑩ ゆうゆうバスの導入（平成２４年度）
- ⑪ 有料レンタサイクル社会実験（平成２４年度～）
- ⑫ デマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入（平成２５年度～）
- ⑬ 基幹公共交通機能軸強化に係る城南方面における急行バス等の社会実験（平成２５年度）
- ⑭ 熊本市電における交通系ＩＣカードの導入（平成２５年度）
- ⑮ バス等への片利用環境構築支援（平成２６年度～）
- ⑯ バス乗換拠点改善調査事業（平成２６年度）
- ⑰ 熊本・川尻駅間新駅整備事業（平成２６年度～）

３ 建 築 指 導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種 別 \ 年 度		22	23	24	25	26
申 請 件 数	建築確認申請	527	424	347	401	330
	（内計画変更）	(38)	(29)	(28)	(34)	(33)
	指定確認機関申請	2,413	2,909	2,931	3,331	3,135
	（内計画変更）	(76)	(83)	(110)	(130)	(120)
	道路指定申請	52	75	46	37	33
	許可申請	122	110	93	117	100
	やさまち条例事前協議受付	247	271	265	239	250
	省エネ届出	250	309	252	297	290
	長期優良住宅認定	524	518	519	662	659
	C A S B E E 届出	9	35	42	54	42
	低炭素建築物認定	—	—	—	6	10
現 場 検 査	中間検査	12	8	1	8	10
	建築物竣工検査（計画通知含む）	500	458	347	366	377
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	42	66	25	47	42
特 殊 申 請	計画通知（工作物・昇降機除く）	82	64	55	71	52
	工作物等確認申請	4	51	31	48	25
	昇降機等確認申請	8	52	20	27	24

（２）建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

２６年度においては、共同住宅等３１件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成26年度)

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	35
中間検査申請手続	法第7条の3	0
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	3
避難施設等内装制限	法第35条	4
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	2
構造耐力	法第20条又は第36条	5
敷地と道路の関係	法第43条	0
道路内建築制限	法第44条	0
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	1
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	1
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	0
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	0
計		51

(4) ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。

平成26年度届出件数：1件

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。

平成26年度届出件数：77件

(6) 熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、平成7年10月1日より施行している。平成26年度までの累計補助件数は36件となっている。

平成26年度補助件数：なし

(7) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は28件となっている。

(8) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく届出

300m²以上の建築物を新築・増改築する場合、又は、2,000m²以上の建築物の大規模修繕を行う場合に、その建築物の建築主は、工事着手の21日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない。

平成26年度届出件数：290件

(9) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成21年6月4日より施行している。

平成26年度認定件数：659件

(10) 「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくCASBEE届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成22年10月施行）である。

平成26年度届出件数：42件

(11) 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

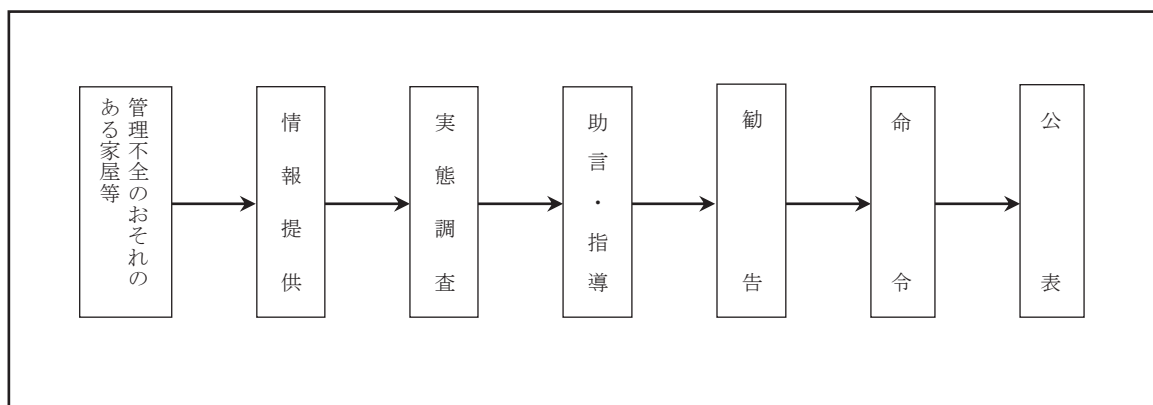
二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成24年12月4日より施行している。

平成26年度認定件数：10件

(12) 「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」の制定

家屋等が放置され管理されなくなることを未然に防止するとともに、長期間放置された老朽家屋等に対して適正な管理の実施を求めることにより、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、平成26年4月1日より条例を施行した。

条例運用の流れ



4 公園緑地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成27年4月1日現在での本市の都市公園等の整備状況は、971カ所、701.77haである。このほか、民有地等を借地した74カ所、6.19haの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の3つを掲げた。

1 適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園(住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園)の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

(平27.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数	面積 (h a)	箇所数	面積 (㎡)	供用率 (%)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	1人当りの面積 (㎡／人)	
街 区 公 園	175	41.47	175	423,796	102	673	515,332	848	939,128	1.27	
近 隣 公 園	29	49.10	27	394,425	80	2	31,860	29	426,285	0.58	
地 区 公 園	8	39.50	7	320,289	81	—	—	7	320,289	0.43	
総 合 公 園	3	82.20	3	795,222	97	2	229,664	5	1,024,886	1.39	
運 動 公 園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園(風致)	3	15.50	3	171,612	111	4	249,845	7	421,457	0.57	※2
特殊公園(歴史)	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広 域 公 園	1	126.90	1	1,254,368	99	—	—	1	1,254,368	1.70	※3
緑 地	14	214.84	14	563,537	26	38	259,103	52	822,640	1.11	
墓 園	3	36.30	3	351,906	49	—	—	3	351,906	0.48	
都市公園合計	245	738.31	241	5,471,200	71	730	1,546,492	971	7,017,692	9.50	
ま ち の 広 場	—	—	—	—	—	74	61,889	74	61,889	0.08	
そ の 他	—	—	—	—	—	6	13,579	6	13,579	0.02	
合 計	245	738.31	241	5,471,200	71	810	1621,960	1,051	7093,160	9.60	

(※1) 熊本県立総合運動公園含む。

(※2) 本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む。

(※3) 総合体育館湖面含む。

(注1) 人口(推計人口)は、平成27年4月1日現在の人口739,015人。

(注2) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

種別	22			23			24			25			26		
	年度			年度			年度			年度			年度		
	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)
利用中の街区公園	773	91.42	1.25	788	92.07	1.25	810	92.38	1.25	825	93.41	1.27	848	93.91	1.27
利用中の全公園	893	646.36	8.82	908	654.66	8.91	931	661.24	8.97	946	679.83	9.21	971	701.77	9.50

5 都 市 整 備（都心活性推進課・植木中央土地区画整理事業所）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までに５２の事業を推進した。平成２４年度からは新たに策定した２期計画（計画期間は平成２８年度までの５年間）に基づき、１期計画からの継続事業や民間事業を含めた、実効性のある６５の事業を推進することとしている。（※別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２７年１１月までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進することとしている。

これらの計画をもとに、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成４年度に熊本駅北地区、平成１３年度に手取本町地区、上通Ａ地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東Ａ地区が施行され、平成２４年度に完成した。

また、桜町地区では、会社施行により、１１月にバスターミナルや商業施設等を備えた多機能複合施設の建設により都市機能の更新を図ることを目的に熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の施行認可申請書が提出された。

市街地再開発事業の実施地区（４地区）※事業完了地区のみ

地 区	熊本駅北地区 (事業完了)	手取本町地区 (事業完了)	上通Ａ地区 (事業完了)	熊本駅東Ａ地区 (事業完了)
施行者	組 合	組 合	組 合	市
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13	平 17～24
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400
建物の 規模構造	SRC+RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC+RC+S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC+RC+S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階
用 途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8.8 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 9.3 組合設立（施行認可）公告 平 11.8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10.9 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 11.1 組合設立（施行認可）公告 平 11.9 権利変換計画認可 平 12.1 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17.10 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 18.2 事業認可公告 平 20.5 都市計画決定変更 平 20.9 管理処分計画認可 平 21.4 施設建築物工事着工 平 24.2 工事の完了の公告 平 24.3 再開発事業の清算

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を図るため、優良な建築物及び建築敷地の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区 ※事業完了地区のみ

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用 途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民 間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 (事業完了)	〃	平25～26	0.08	761	241	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型

(3) 土地区画整理事業

ア 現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ55地区（1,660.1ha）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

(平27.4.1現在)

地区名	施行者	法分類 (条項)	施行面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)	公共減歩率 (%)	施行年度	総事業費 (千円)
熊本駅西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.1 (19.8)	36.1 (19.8)	13～28	24,810,000
植木中央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～30	14,747,000

完了地区名（51地区）

国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島島場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南

※熊本駅西、植木の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買取前、下段：減価買取後

イ 今後の予定施行地区

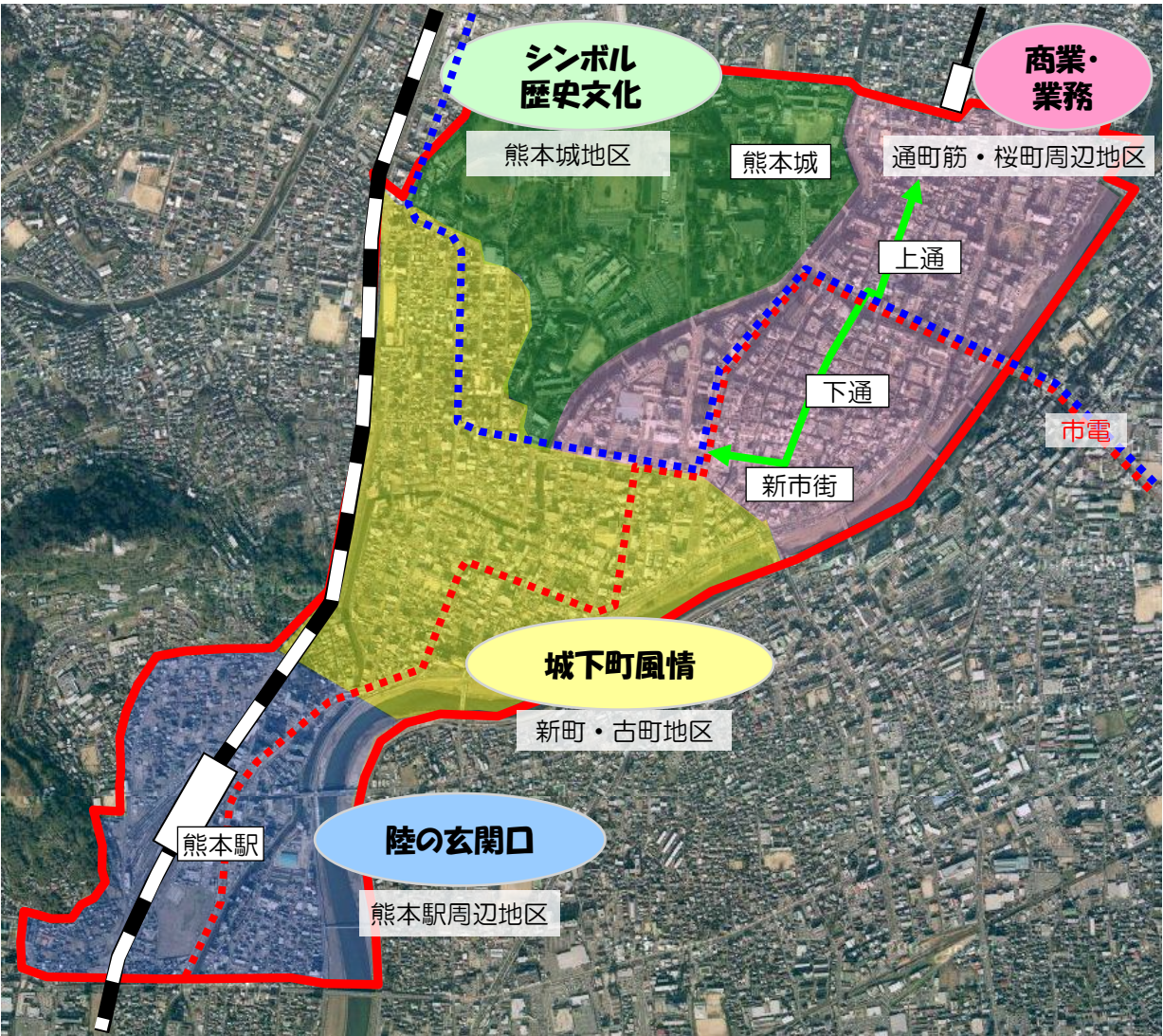
良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、4地区（84.2ha）で土地区画整理事業が実施されており、その他1地区では、事業実施に向け構想がなされている。

2期熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)の計画区域と掲載事業

1 計画区域

1期計画と同じ。区域面積は約415ヘクタール。



2 掲載事業

- 計65事業
うち事業主体
市32事業、県3事業、国2事業の37事業
民間12事業
行政及び民間16事業
- 2期から掲載の事業は39事業（右表備考欄の○印+◎印）
うち2期計画期間から新たに取り組む事業は20事業（右表備考欄の◎印）

番号	事業名	備考	番号	事業名	備考
1-1	熊本駅周辺まちづくり推進経費		32	ブランド化推進協力店事業	◎
1-2	熊本駅周辺まちづくり推進事業		33	九州食品見本市(仮称)	◎
2-1	熊本駅西土地区画整理事業		34	農産物フェア開催事業	◎
2-2	熊本駅西土地区画整理事業(道路整備)		35	「夢未来みかん」祭り	○
2-3	地域創造支援事業(コミュニティセンター整備)		36	安全安心まちづくり推進事業	
3-1	花畑地区広場整備事業	◎	37	産業支援サービス業等立地促進事業	
3-2	暮らし・にぎわい再生事業(花畑地区)		38	企業立地促進事業	
4-1	市街地再開発等事業(桜町地区)		39	自転車駐車場整備等補助事業	○
4-2	市街地再開発等事業(桜町地区)(商業等基盤整備)		40	市内中心部放置自転車対策事業	○
5	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	○	41	違法駐車防止等啓発事業	○
6	JR鹿児島本線外1線連続立体交差事業		42	街なか花絵巻賑わい事業	◎
7	熊本駅周辺 街路事業		43	地下水都市熊本空間創出事業	
8	(仮称)銀座通り歩行空間整備事業		44	屋上等緑化助成事業	
9	白川緊急対策特定区間整備事業		45	市電軌道敷緑化事業	
10	新熊本合同庁舎の整備		46	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	○
11	熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業		47	景観条例関連経費(景観重要・形成建造物)	
12	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)		48	熊本城第Ⅱ期復元整備事業	○
13	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)		49	熊本城石垣保存修理事業	
14	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	◎	50	超低床電車導入事業	○
15	MICE(マイス)施設整備事業	◎	51	電停改良事業	○
16	博物館展示整備事業	○	52	熊本市自転車利用環境整備事業	◎
17	ジェーンズ邸の移築復元事業	○	53	くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業	
18	記念館改善計画事業	○	54	市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業	
19	(仮称)新町地区総合福祉施設整備事業		55	市電ロケーションシステム導入事業	◎
20	熊本市民健康フェスティバル	○	56	市電車両リフレッシュ事業	◎
21	あんしん住み替え相談窓口事業	○	57	合同庁舎跡地利用事業	◎
22	マンション管理適正化事業	○	58	アジアンホリデー	○
23	住宅・建築物耐震改修事業	○	59	蔚山広域市との交流推進事業	
24	安全・安心で美しい熊本づくり事業		60	「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり	○
25	中心市街地活性化ソフト事業		61	熊本城マラソン事業	○
26	(仮称)上通3・4・5丁目アーケードECO改修事業	◎	62	近代(明治)くまもと講座・現地見学・出版事業	◎
27	(仮称)下通新天街アーケード照明LED化及び路面改修事業	◎	63	花畑公園再整備事業	◎
28	(仮称)新市街路面改修事業	◎	64	優良建築物等整備事業(下通A地区)	◎
29	中心市街地空き店舗等総合活用事業	◎	65	銀杏通り路面改修事業	◎
30	中心市街地活性化推進事業(中心商店街等が連携したイベント等)				
31	(仮称)中心市街地公衆無線LAN整備事業	◎			

6 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成17年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成23年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成19年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての拠点性の向上が図られたが、引き続きこの拠点性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の整備など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

（1）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線

熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線

（2）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅直近の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（3）駅前広場の整備

ア 駅前広場面積

白川口（東口） 18,000㎡（駅前広場 14,200㎡、交通広場 3,800㎡）

新幹線口（西口） 5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、サブターミナル機能を有した交通結節点の形成

新幹線口（西口）：西側開発、アクセス需要増に応じた交通機能等

団体バス等、不定期バスの発着機能

（4）九州新幹線建設事業（鉄道・運輸機構事業）

九州新幹線鹿児島ルートは、平成13年4月博多～新八代間のフル規格による工事実施計画が追加認可され、平成23年3月12日に全線開業した。

- ・総事業費：約8,920億円（博多～新八代）
- ・事業期間：平成10年～平成23年
- ・熊本市域区間：約23km

(5) 鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成13年3月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間が事業認可され、平成30年度の工事完成を目指して事業が進められている。

- ・事業区間 : J R鹿児島本線 約6km、豊肥本線 約1km
- ・総事業費 : 約606億円
- ・事業期間 : 平成13年度～平成30年度
- ・事業実施状況 : 平成27年3月にJ R鹿児島本線の上り6km、下り4km区間で高架切替えが完了し、あわせて上熊本駅舎も供用済。

(6) 熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。現在、ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、事業の早期完了を目指している。新幹線口となる新幹線口（西口）駅前広場やアクセス道路については、新幹線開業時に整備を完了し供用している。

- ・地区面積 : 18.1ha
- ・総事業費 : 約280億円（関連事業費を含む）
- ・事業期間 : 平成13年度～平成32年度
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得
 - 平成15年度～平成16年度 換地設計
 - 平成17年度～平成32年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（西口駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施

(7) 熊本駅前東A地区市街地再開発事業（熊本市事業、平成24年度事業完了）

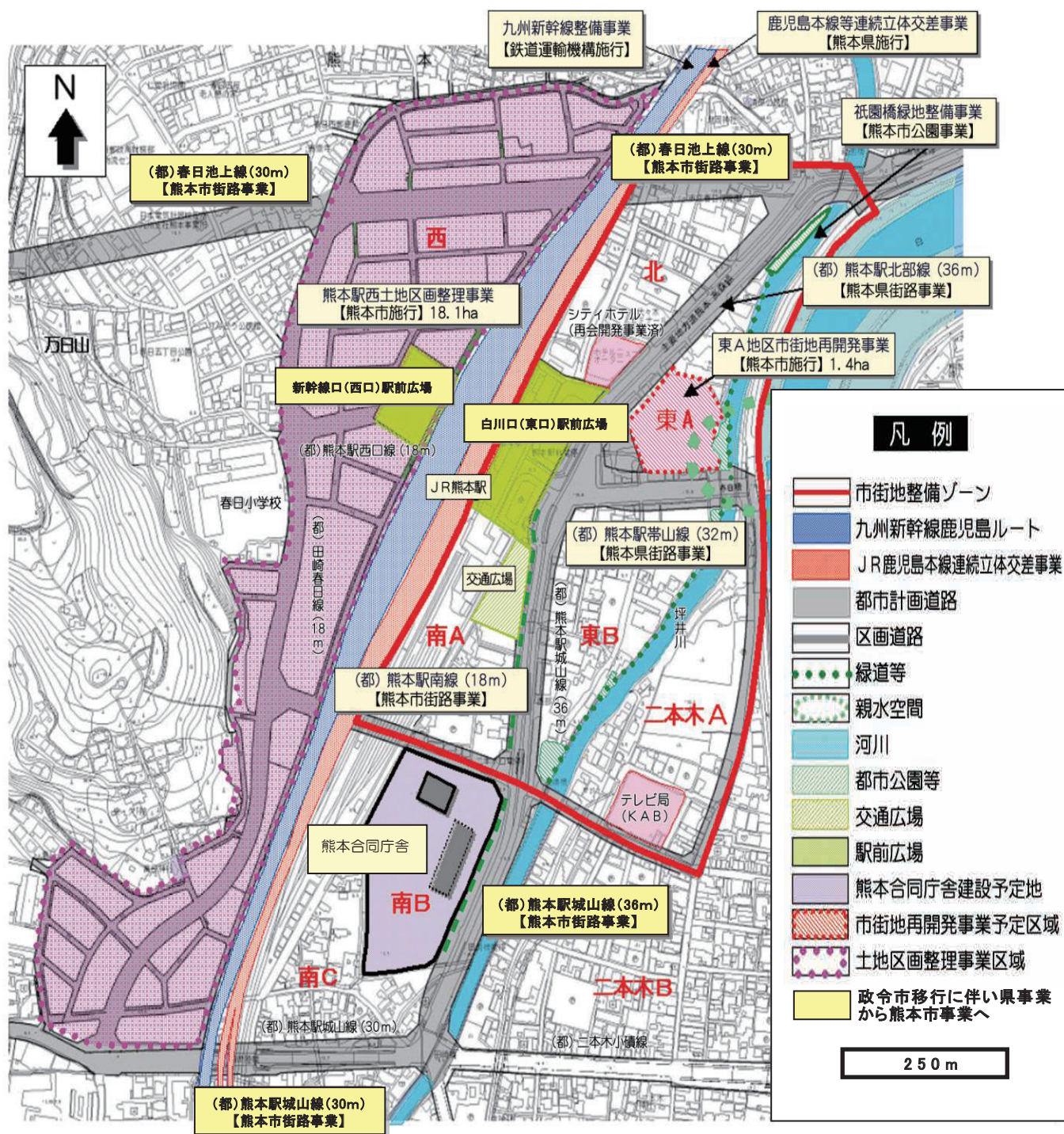
東A地区は、熊本駅白川口（東口）正面に位置するという立地性から、熊本の陸の玄関にふさわしい都市景観の形成及び都市機能の充実を図るため、市施行により市街地再開発事業を実施した。この事業により、九州・熊本の情報発信拠点となる公共施設（情報交流施設）を整備するとともに、民間事業者の参画により賑わいの創出が図られた。

- ・地区面積 : 約1.4ha
- ・事業期間 : 平成17年度～平成24年度
- ・施設規模 : 延床面積 約51,900㎡
- ・総事業費 : 約211億円
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成17年度 都市計画決定、事業認可
 - 平成18年度 用地取得（平成21年度まで）、事業提案競技による建設業務代行者の選定
 - 平成19年度 建築設計
 - 平成20年度 建築工事着工
 - 平成23年度 再開発ビルの完成
 - 平成24年度 清算

(8) 新熊本合同庁舎の整備（国土交通省九州地方整備局事業）

- ・施設規模 : A棟 約26,500㎡ B棟 約24,000㎡（PFI導入）
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成19年度 A棟 工事着工
 - 平成22年度 A棟 工事竣工
 - 平成20年度 B棟 事業契約
 - 平成26年度 B棟 工事竣工

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



整備スケジュール

項目	項目区分	実施主体	実施内容等	実施スケジュール																
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代 122km 熊本市域 約23km																	
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線 約6km ・豊肥本線約1km																	
	白川口(東口)駅前広場	熊本県 ※熊本市	・現在の面積9,600㎡を14,200㎡に拡張 ・南A交通広場(3,800㎡)																	
	春日池上線	熊本県 ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員 30m																	
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m																	
	熊本駅城山線	熊本県 ※熊本市	・駅～田崎橋 幅員36m ・市電のサイドリザベーション化																	
			・田崎橋交差点～田崎春日線交差点 幅員30m																	
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m																	
東A地区	東A地区市街地再開発	熊本市	・地区面積: 1.4ha ・延床面積: 約51,900㎡																	
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積: 約2.5ha ・総床面積: 50,500㎡(A、Bの2棟計画) ・計13官署入居 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出																	
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備																	
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18.1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備																	
	新幹線口(西口)駅前広場	熊本市	・面積5,700㎡																	
	春日池上線	熊本市	・幅員30m																	

図 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

7 河 川（河川課 河川計画班）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が進められている大きな河川があります。市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（１）広域河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麴川・鶯川など被災頻度の高い流域を持つ県管理河川を昭和４７年より「都市基盤河川改修事業」として本市で改修事業を進めてきたが、平成２４年度の権限移譲に伴って「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのなかで、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している状況である。また、この６河川と「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」については平成２４年度、県より権限移譲により引継ぎを行っている。

（２）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、本市が管理する河川において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、平成２２年度から健軍川流域で事業を実施している。

（３）準用河川改修事業

市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川は、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。現在、旧天明新川について、平成２４年度から事業に着手している。

（４）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水ができない地域や浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水路の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（５）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透柵の設置について費用を助成する「雨水浸透柵設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止と自然環境や地域づくり等に配慮した河川改修事業と合わせ、内水対策や雨水流出抑制等の施策を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透柵設置状況

（平27.3.31現在）

22		23		24		25		26	
件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	個 数	件 数	個 数	件 数	個 数
275	630	340	743	225	483	181	373	127	292

市域の主要河川状況

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
白 川	白 川	1 級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑 川	緑 川	1 級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1 級	253.8	1,100	13.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
					7.6	〃	市管理
	無 田 川	1 級	1.0	19	2.3	—	県管理
	木 部 川	1 級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1 級	6.5	120	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	40	1.3	平元	市管理
	高 良 川	1 級	1.9	—	1.5	—	県管理
	内 田 川	1 級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1 級	37.9	340	13.7	〃 48	〃
	木 山 川	1 級	100	660	16.5	〃 62	〃
	秋 津 川	1 級	32.2	240	6.2	〃 44	〃
	鶯 川	1 級	2.8	32	1.3	平8	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1 級	14.6	190	6.8	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1 級	2.8	55	3.8	〃 63	〃 〃
	保 田 窪 放 水 路	1 級	5.3	95	6.0	〃 47	〃 〃
	浜 戸 川	1 級	93.1	520	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間 5.3km）
	潤 川	1 級	18.4	140	5.7	〃 60	県管理
	安 永 川	1 級	—	—	1.1	—	〃
		準用	—	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1 級	—	—	1.9	—	県管理
		準用	—	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1 級	—	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1 級	—	—	5.8	—	〃
	滑 川	1 級	—	—	2.2	—	〃
		準用	—	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新 川	準用	10.09	20	7.5	平 24	〃 （準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	赤 迫 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	—	3.5	—	〃

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川延 長(km)	改 修 着手年	摘 要
菊池川	合 志 川	1 級	123	675	22.0	昭28	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木 葉 川	1 級	50	200	12.1	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	32.6	2.0	〃 52	〃
	千 田 川	1 級	4	50.4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1 級	3.2	40	5.2	昭47	県管理
	豊 田 川	1 級	14.4	9.4	7.1	〃 37	〃
	夏 目 川	1 級	4.5	62.8	2.0	〃 60	〃
	小 野 川	1 級	4	48	3.2	〃 48	〃
		準用	—	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1 級	—	—	2.2	—	県管理
		準用	—	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1 級	20	80	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	小 園 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	北 井 川	準用	—	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2 級	84.6	560	23.2	〃 33	県管理
	井 芹 川	2 級	57.1	360	14.6	〃 39	〃
	堀 川	2 級	42.7	120	10.8	〃 53	〃
	西 浦 川	2 級	5.0	—	2.1	—	〃
	西 谷 川	2 級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	—	1.7	—	〃
	万 石 川	2 級	3.6	75	1.2	昭 48	市管理
	兎 谷 川	2 級	1.7	35	0.8	〃 48	〃
	麴 川	2 級	3.1	59	1.7	〃 51	〃（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃 53	〃
	前 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	鐙 田 川	準用	—	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2 級	—	—	3.0	—	県管理
単 独	河 内 川	2 級	20	—	6.6	—	〃
	千間江湖	2 級	2.2	15	4.7	昭 40	〃
	除 川	2 級	6.0	40	3.3	〃 42	〃

※ 記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。

8 公共用地取得事業

(1) 用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

(2) 補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

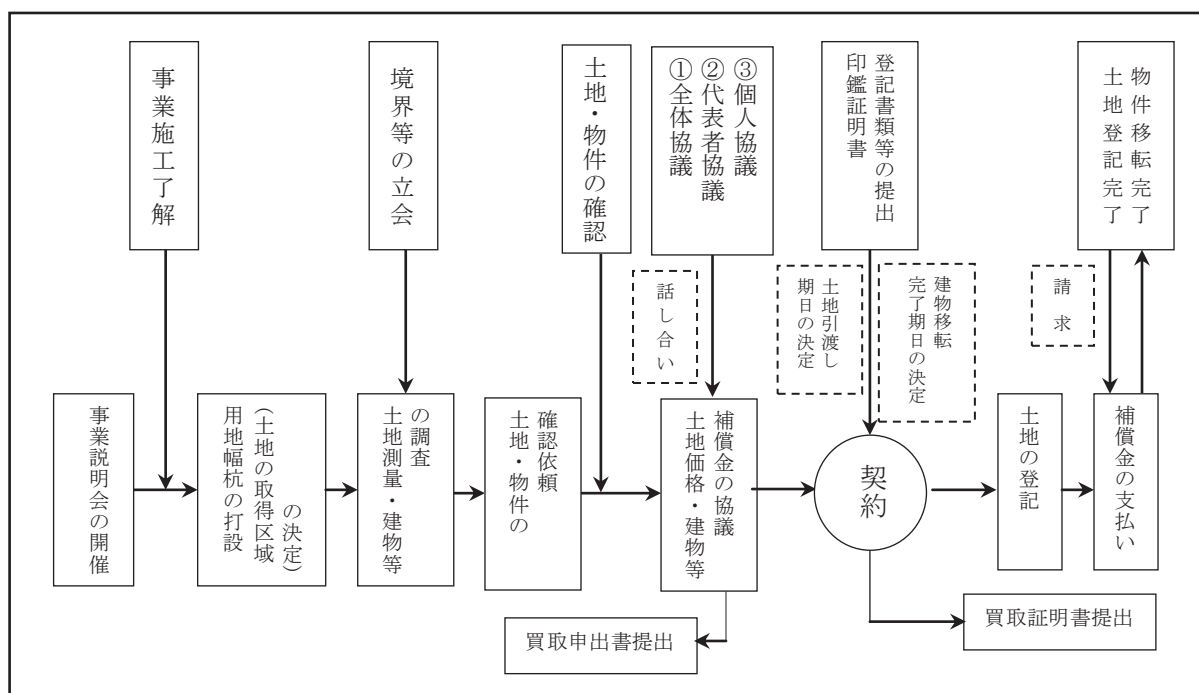
(3) 契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

(4) 用地補償の流れ



9 住 宅 ・ 建 築 物 等

市 営 住 宅（住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成27年度～36年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。

（１）住宅供給実績

（単位 戸）

年 度	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
	新 規	建 替	借上げ	
平成4～21	1,884	2,146	475	4,505
22		66		66
23		108		108
24		86		86
25		80	▲50	30
26		18		18
合計（4～26）	1,884	2,504	425	4,813

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（２）住宅管理状況

ア 目的別内訳

（単位 戸）

種別 年度	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	高 齢 ・ 障害者等 優 先	改 良	引 揚	特公賃 ・ 特優賃	その他	合 計
昭21～平22	9,128	212	171	538	120	2,050	685		478	163	13,545
23	▲42					▲12					▲54
24	▲35					▲11			▲3		▲49
25	▲34					▲2					▲36
26	236					33			▲50	▲163	56
27	▲55					▲8			▲50		▲113
合 計	9,198	212	171	538	120	2,050	685		375		13,349

（注）管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳

（単位 戸）

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
131	10,554	2,065	313	30	256	13,349

(3) 団地別管理戸数状況

(平27.4.1現在)

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	老人	高齢 障害者 優先	母子	改良	特公賃 ・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,600～35,200
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	22,900～67,900
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～3,300
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	13,900～41,200
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	41				7					48	19,500～61,800
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43			24							24	7,600～14,900
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	21									21	17,900～35,300
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	61									61	18,300～32,400
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	17,100～28,900
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～28,700
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～37,900
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,700～42,700
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,200～63,300
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	31									31	27,100～52,200
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～50,400
18	サンライズ国府	中央区国府3丁目27	H9								24		24	63,300
19	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,600～65,600
20	ベルス出水	中央区出水6丁目28	H11								57		57	64,400
21	塩屋一番館	中央区新町2丁目11	H12								25		25	63,900～69,100
22	エスポワールしらかわ	中央区呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900
23	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～63,000
24	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	21,200～53,900
25	字留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
26	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～36,800
27	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	22,900～62,200
28	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,300～37,500
29	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～55,400
30	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～58,400
31	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,100～60,300
32	高平	北区高平2丁目8	S39～41	150				24					174	8,600～15,200
33	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,600～66,000
34	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H26	889	25	22	148	217	19				1,320	9,100～64,600
35	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,600～20,900
36	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,300～35,200
37	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,100～39,400
38	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,300～38,400
39	四方寄	北区四方寄1056	S45～47	47									47	5,000～9,500
40	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,600～59,300
41	ヴェルドミール清水	北区清水新地4丁目3	H10								34		34	58,100～59,100
42	弓削第二	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～63,500
43	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	24,000～63,600
44	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,300～60,500
45	コーボムサシ	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
46	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	900～1,800
47	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	18,100～46,300
48	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,200～13,200
49	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	12,100～43,000
50	获迫	北区植木町获迫50番地3	H元	6									6	14,600～33,100
51	鑑田	北区植木町鑑田・滴水	S36～H7	53									53	2,500～41,400
52	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	22,300～46,700
53	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	23,800～52,000
54	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,200～44,400
55	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,400～45,200
56	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51							14			14	2,000
57	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53							20			20	2,000
58	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	24,300～61,300
59	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
60	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
61	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
62	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	319	5		21	74					419	18,300～64,800
63	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～20,600
64	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～24,900
65	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5				300	14,200～27,200
66	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,100～22,800
67	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～37,000
68	新南部	東区新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6				50	20,400～37,800
69	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～38,200
70	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,400～40,000
71	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5				288	21,300～36,000
72	佐土原	東区榎町1	S60	32	6		6	5	6				55	20,600～41,000
73	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2				200	20,700～43,100
74	月出	東区月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2				195	22,100～45,300
75	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,500～38,400
76	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～37,400
77	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6				302	17,300～41,000
78	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40			8	2					50	26,900～55,300
79	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38	2		6	4					50	27,800～56,600
80	タウンハウス御領	東区御領3丁目15	H8								34		34	57,600～59,900
81	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,200～58,800
82	コンコース長嶺	東区長嶺東6丁目27	H10								22		22	57,000
83	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	32,000～62,800
84	レスポワールMIWA	東区健軍3丁目50	H10								18		18	65,000
85	オーシャンヴィレッジ新南部	東区新南部2丁目7	H12								30		30	66,600
86	タウンハウス東	東区上南部3丁目4	H12								25		25	57,000
87	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13								25		25	62,000
88	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	17,100～58,400
89	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9				520	11,500～29,000
90	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	14,800～29,100

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	老人	障害・ 高齢者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
91	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～33,400
92	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～33,800
93	栗の内	南区日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9				200	17,700～31,200
94	野田	南区野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2				150	18,600～37,600
95	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,700～38,900
96	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～37,700
97	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,600～29,800
98	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,600～40,100
99	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22					116	17,900～52,200
100	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	14									14	18,700～59,200
101	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,300～51,700
102	合志	南区合志1丁目4	H7	72	2		9	6					89	20,100～58,100
103	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	24,400～61,600
104	白藤	南区自藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8				409	21,400～58,900
105	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4				210	24,400～63,300
106	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	16,500～53,800
107	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	10,400～20,700
108	本町	南城南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～25,500
109	塚原	南城南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,200
110	萱木	南城南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～20,300
111	塚原Ⅱ	南城南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～6,900
112	下宮地	南城南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～21,500
113	萱木小集落	南城南町下宮地1114～1118	S54～60							38			38	5,000
114	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	14,000
115	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	16,800～59,000
116	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,800～54,800
117	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	17,800～59,400
118	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38			4	18					60	23,700～61,100
119	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66					210	20,200～65,300
120	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	19,500～60,700
121	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	18,300～60,100
122	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	44				11					55	18,900～60,600
123	半田	西區城山半田2丁目2	H14	55				29	3				87	18,000～60,200
124	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	16,400～33,200
125	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,800～41,000
126	池上	西区池上町524	S63	124	3		7	32	4				170	18,700～43,100
127	上代	西区上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6				150	21,700～41,100
128	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6				120	22,800～47,400
129	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	26,300～65,600
130	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15					234	26,300～64,100
131	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48			5	7					60	25,600～50,300
132	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	23,500～55,800
133	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	22,200～56,600
合 計				9,198	212	171	538	2,050	120	685	375		13,349	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準						
一 般	158,000 円以下						
裁 量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	$(\text{本来家賃}) + [(\text{近傍同種の住宅の家賃}) - (\text{本来家賃})] \times (\text{収入に応じて設定される率})$						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目～
5 (25.0～32.5%)	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6 (32.5～40.0%)	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7 (40.0～50.0%)	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8 (50.0%～)	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成26年度)

種別 \ 区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
一 般 住 宅	3,009,918,031	2,930,775,631	79,258,400	97.37
改 良 住 宅	55,280,300	53,726,300	1,554,000	97.19
特定優良賃貸住宅	243,719,700	240,476,500	3,243,200	98.67
小集落改良住宅	2,946,000	2,900,000	46,000	98.44
現 年 度 計	3,311,864,031	3,227,878,431	84,101,600	97.46
過 年 度	532,308,992	129,486,980	402,822,012	24.33
合 計	3,844,173,023	3,357,249,411	486,923,612	87.33

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

10 住宅政策・耐震（建築計画課）

（１）熊本市住生活基本計画（平成２７年度～平成３６年度）

これまで、市営住宅を中心とした住宅セーフティネットの確保に努めてきた。その後、住宅のストックが充足したことで、住宅の量の供給から質の向上へと政策を転換するとともに、安全安心な住まいづくりや少子高齢社会に対応した住まいづくりを進めてきた。

しかしながら、少子高齢社会のさらなる進展や人口減少社会の到来、さらに都市間競争の激化や住環境の整備など、幅広い課題への対策が今後の住宅政策に求められており、住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策展開を図るため住生活基本計画を平成２７年３月に策定した。

ア 基本理念

「共に支え合い 長く住み継ぎ 人が集う くまもとの住まい・まちづくり」

イ 基本方針

「安心な“くらし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ 市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ 空き家対策方針（５つの基本方針）

現在、増加している空き家について、管理不全な状態が進むと、環境衛生や景観等の周辺の住環境に悪影響を及ぼすことになることから、適切な空き家対策を講じることにより、良好な居住環境を形成する。

「空き家化の予防」、「空き家流通の促進」、「空き家の維持管理」、「地域の資源として活用」、「空き家の除却」

オ 成果指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合 ５７％（平成２５年度） → ６５％（平成３０年度）

住まいのホームページアクセス件数

５，０００件／年（平成２５年度） → ６，０００件／年（平成３６年度）、他

（２）高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年３月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成２７年３月に中間見直しを実施した。「高齢者が自分らしく安心して暮らせる住環境の実現」を基本理念とし、市民・地域組織、民間事業者等、熊本市居住支援協議会、熊本市及び国・県の各主体間が相互に連携し、協働で計画の推進に向けて取り組んでいる。

(3) 住まいづくりフェア

市民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、市民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資するため、住生活月間にあわせ、民間の関係団体との協働によるパネル展示や専門家による相談会などの内容で、住まいづくりフェアを開催している。

(4) マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、相談会、セミナー、マンション管理士派遣事業を実施している。

ア マンション管理相談会

平成20年度から、熊本県マンション管理士会との協働により市庁舎での相談会を実施。平成26年度は13回実施し、相談件数は58件である。

イ マンション基礎セミナー

平成21年度から、NPO法人熊本県マンション管理組合連合会及び熊本県マンション管理士会との協働により実施しており、平成26年度は49人が参加した。

ウ マンション管理士派遣事業

平成21年度から、熊本県マンション管理士会との協働により、管理組合等を対象にマンション管理士を派遣し、相談や講座を実施しており、平成26年度は8件の派遣を行った。

(5) 熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、居住支援協議会等が実施する熊本市あんしん住み替え相談窓口事業に対して、補助金を交付している。平成26年度の交付金額は500千円。

(6) 住宅・建築物耐震改修等事業

ア 建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。平成26年度の耐震診断への助成制度の利用件数は、診断士派遣が143件、精密診断が8件であり、耐震改修への助成制度の利用件数は、補強計画・設計が35件、耐震改修が31件であった。「平成32年度までに耐震化率を95%」とする国の新たな基本方針に基づき、平成27年度に促進計画の改訂を行い、目標達成に向けた更なる取組みを進めていく。

イ 特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付しており、平成26年度の助成制度の利用件数は1件であった。また、平成26年度より、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付しており、平成26年度の助成制度の利用件数は8件であった。平成27年度からは、「義務付け対象建築物」の補強設計や耐震改修への補助制度も開始し、更なる耐震化促進に向けて取り組んでいく。

1 1 道 路 （土木管理課）

（１）市域内道路

（平27.4.1現在）

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)
国 道	101,866		0		101,866		100.00	
国の管理	65,150		0		65,150		100.00	
市の管理	36,716		0		36,716		100.00	
県 道	339,642		415		340,057		99.88	
主要地方道	106,960		0		106,960		100.00	
一般県道	232,682		415		233,097		99.82	
市 道	3,082,926	13,522,647	286,579	581,805	3,369,504	14,104,452	91.49	95.88
道 路	3,060,274	13,389,071	286,459	581,305	3,346,733	13,970,376	91.44	95.84
橋 梁	22,652	133,576	120	500	22,771	134,076	99.47	99.63

（注）平成26年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
 国道（国の管理）については平26.4.1現在の数値

（２）市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号並びに県道３７路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数１１、７８１本、実延長３、３６９、５０４ｍの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。

また、市道についても延長率で９１．４９％、面積率で９５．８８％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４ｍ以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４ｍ未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
22	3,014,530	12,981,737	309,647	633,892	3,324,177	13,615,629	90.69	95.34	2,687,251
23	3,030,934	13,085,422	299,935	604,154	3,330,869	13,689,576	91.00	95.59	2,706,335
24	3,044,597	13,164,097	296,136	596,678	3,340,733	13,760,775	91.14	95.66	2,724,304
25	3,062,959	13,291,248	290,610	586,481	3,353,569	13,877,729	91.33	95.77	2,756,352
26	3,082,926	13,522,647	286,579	581,805	3,369,504	14,104,452	91.49	95.88	2,789,724

（注）面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別 \ 幅 員	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延 長 (m)	295,424	313,342	1,275,751	1,232,638	166,879	62,700	3,346,733
面 積 (m ²)	3,839,373	2,314,468	6,831,901	4,586,006	335,348	63,186	17,970,282

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	22			23			24			25			26		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認定	85	17,415.9	103,591.6	73	18,702.3	124,167.7	138	36,865.5	280,377.2	154	21,957.9	159,449.5	125	14,569.0	96,031.9
廃止	24	13,593.5	45,564.4	11	8,764.8	60,150.0	55	25,984.8	141,342.2	16	6,976.6	35,178.2	13	1,742.2	5,278.5

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ア) 認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第3条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- イ) 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ロ) 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

- ・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
- ・道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の家屋が存在すること。

カ 道路管理状況

年度 業務の内容		22	23	24	25	26
一般管理	道路境界立会	550	608	846	870	681
	道路境界承認	86	75	76	91	110
	市道の証明	40	56	72	98	82
	道路工事承認（24条）	241	241	443	478	485
	開発行為の同意	164	178	221	213	160
	市道の認定廃止	109	84	193	170	138
	計	1,090	1,242	1,851	1,920	1,656
占用関係	占用許可申請 （内占用料金が伴う申請）	3,581 (1,772)	3,775 (1,971)	5,929 (2,460)	6,656 (2,883)	6,966 (2,997)
	占用料金の徴収	2,518 (288,071,002円)	2,829 (303,197,782円)	3,388 (467,898,267円)	3,342 (473,682,445円)	2,131 (486,505,872円)
	道路掘削許可	2,962	2,964	4,680	2,918	2,711
	道路交通制限	2,982	3,014	5,123	3,230	3,266
	計	12,043	12,582	19,120	16,146	15,074

12 地籍調査（土木管理課 地籍調査班）

（1）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木管理課）

ア 旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名 (実施当時)
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
16	1.89	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
24	0.17	東区戸島本町の一部 東区戸島二丁目の一部 東区戸島三丁目の一部 東区戸島五丁目の一部
25	0.48	東区戸島五丁目の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島町の一部
26	0.13	東区戸島本町の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島七丁目の一部

イ 旧植木町管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (K m ²)	町 名 (実施当時)
1～3	1.21	植木町広住
2～5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
2～6	1.73	植木町滴水の一部
3～4	0.16	植木町清水の一部
4～6	0.60	植木町平野
4～7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
6～8	0.43	植木町投刀塚
6～8	0.83	植木町一木
6～9	0.95	植木町鑑田の一部
8～10	0.89	植木町鑑田の一部
8～10	0.98	植木町岩野の一部
10～12	1.48	植木町岩野・味取の一部
11～13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1.09	植木町富応の一部
14～16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0.75	植木町豊田の一部
15～17	1.32	植木町豊岡の一部
16～18	0.70	植木町豊田の一部
17～19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0.83	植木町平原の一部
18～20	1.38	植木町色出・米塚の一部
18～20	1.08	植木町鈴麦
19～21	1.02	植木町正清・米塚の一部
19～21	1.00	植木町豊岡の一部
20～22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1.22	植木町轟の一部
21～23	1.22	植木町田底
21～23	1.31	植木町轟の一部
22～24	0.94	北区植木町正清の一部
22～24	0.70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
23～24	0.89	北区植木町色出の一部
23～24	0.71	北区植木町木留の一部
23～24	0.32	北区植木町大和
24～25	1.25	北区植木町平井
24～26	1.10	北区植木町辺田野
25～26	1.33	北区植木町亀甲の一部

ウ 旧富合町管内（完了）

年度	実施面積 (K m ²)	町 名
昭和 46	2. 38	富合町木原・平原の一部
47	3. 45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
51	0. 95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
55	1. 20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
63	1. 65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0. 75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ 旧城南町管内（完了）

年度 (昭和)	実施面積 (K m ²)	町 名
42	2. 70	城南町赤見・高
43	5. 84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3. 77	城南町碓・今吉野・六田・島田
45	4. 78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4. 41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2. 80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4. 69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1. 73	城南町鰐瀬の一部
59	1. 79	城南町鰐瀬の一部
60	1. 16	城南町塚原・東阿高の一部

（２）都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常的地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名
24	0. 30	中央区水前寺六丁目
25	4. 01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
26	2. 50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部

13 安全安心まちづくり ・ 自転車対策 （土木管理課 自転車対策室）

概 要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
22	32	8,324	3	550	35	8,874
23	34	9,214	3	550	37	9,764
24	23	7,560	13	3,453	36	11,013
25	24	7,693	13	3,397	37	11,090
26	24	7,693	13	3,397	37	11,090

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

年度	区分	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
22		43	3,989	799
23		40	3,602	585
24		166	6,549	2,691
25		180	5,434	2,007
26		180	4,045	1,573

14 土木センター

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の一斉点検を実施するなど、効率的で適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

名称	所在地	連絡先
東部土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
西部土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-10	096-355-2936
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5（河内総合出張所内）	096-276-1115
富合地域整備室	熊本市南区富合町清藤405-3（南区役所内）	096-357-4154
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050（城南総合出張所内）	0964-28-2133
北部土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）	096-272-1115

（1）業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・私道の整備補助
- ・災害復旧事業
- ・事業に必要な用地の買収及び補償
- ・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- ・公園の除草・清掃業務

（2）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
22	9	396.0	1,831.0	0.0	13,067
23	18	325.8	2,684.5	0.0	11,278
24	13	205.0	2,349.0	0.0	11,972
25	11	165.0	2,252.0	0.0	11,529
26	15	102.0	2,717.0	0.0	12,375

消 防

1	概 況	383
2	火 災 統 計	387
3	救 急 ・ 救 助 統 計	388
4	消 防 広 報	389
5	予 防	389
6	緊 急 通 信 状 況	392
7	消 防 水 利 状 況	392
8	消 防 団	392

1 概 況

本市の自治体消防は、昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

近年では大地震をはじめとする大規模災害に対応するため、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を展開している。

その主なものとして、政令指定都市への移行を踏まえ、単なる防災拠点としてではなく、「安全安心なまちづくり」の拠点となる消防署をすべての区へ段階的に整備するとともに、災害の変容に迅速に対応するため、各種消防装備資機材の整備などハード面の充実を図っている。また、社会構造の変化や科学技術の進歩等に伴い、多様化する市民のニーズに対応するための接遇をはじめとする行政スキルの向上を図るとともに、予想を超える災害にも的確に対応できるよう、より高度な知識と技術を有する精強な消防職員の育成を推進しているところである。

あわせて、「自分の身は、自分で守る」という防災の基本コンセプトをスローガンに自主防災クラブや事業所の自衛消防組織等の活動支援や救急ボランティアの育成など、市民・企業・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。

なお、平成27年4月1日からは平成22年3月に合併した旧鹿本郡植木町の常備消防事務（合併時に移管済みの消防水利を除く。）が旧山鹿植木広域行政事務組合消防本部から移管された。

また、平成26年4月1日からは益城町及び西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているところである。

一方、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設及び車両・装備の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。その一環として、平成26年4月1日から新たに機能別団員制度を創設し、主に大学生で構成する「防災サポーター」の運用を行っているところである。

（１）平成27年度 熊本市消防局主要事業

ア 災害対応力の強化

（ア） 火災予防対策の推進

- a 人為的ミスによる火災を防ぐための啓発活動及び住宅火災による犠牲者の低減を目的とした住宅防火対策を推進する。
 - ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発
- b 火災危険性の高い防火対象物等を的確に把握し、その安全対策の不備等を早期に是正させるとともに、利用者の防火安全性の確保を図る。
 - ・違反是正の強化
 - ・違反対象物の公表制度の実施
 - ・警防活動困難区域等の情報の共有及び活用方策の検討

（イ） 地域における防災体制の充実

- a 幼・少年消防クラブ、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動を支援する。
- b 消防団への入団促進、施設の整備等の消防団の充実強化・活性化対策を推進する。
 - ・機能別団員の育成指導及び認証制度の導入
 - ・消防団協力事業所表示制度の導入
 - ・団員の安全管理に係る装備の充実強化の検討
- c 区役所等、消防団及び消防署の連携を強化する。

(ウ) 消防機能の充実

- a 人材育成の充実強化と時代の変革に即応できる組織力の強化を推進する。
 - ・ 所管事務の再点検による効率的な事務処理体制の構築
 - ・ 各種研修による職員の能力向上
 - ・ 警防隊の訓練研修体制の充実強化
 - ・ 実戦型訓練のあり方に関する研究・検討
 - ・ 予防技術資格者をはじめとする専門的な知識・技術を有する職員の育成強化
- b 管轄区域の拡大や消防の広域化等に伴う、消防体制の整備を進める。
 - ・ (仮称) 北消防署等の整備
 - ・ 西消防署の救急車等の配備
 - ・ 植木地域の常備消防事務の移管
 - ・ 消防本部施設の機能強化 (消防局庁舎の増築)
- c 消防通信に係る基盤整備を進める。
 - ・ 消防救急デジタル無線の整備
 - ・ 次期消防司令管制システムの整備

イ 救急救助体制の強化

(ア) 救急救助業務の高度化

- a 医療機関との連携強化による救急隊員の教育体制を整備する。
 - ・ 救急ワークステーションの充実強化
 - ・ 救急救命士の養成及び指導救命士制度の導入
- b 救助技術の高度化・専門化を推進する。
 - ・ 大規模災害及び特殊災害対応体制の充実強化
 - ・ 緊急消防援助隊の応援及び受援体制の充実強化
 - ・ 総合的な救助体制の高度化に向けた研究・検討

(イ) 市民の救護能力の向上

- a 応急手当等の普及啓発を推進する。
 - ・ A E Dを含めた応急手当講習会の積極的な開催

(2) 消防職員・消防車両等配置状況

(平成27年4月1日現在)

区分 局 署 別	人 員										車 両																						消 防 艇					
	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	消 防 局 監 監 監 長 令 補 長 長 士 員	ボ ン ブ	タ ン ク	梯 子	屈 折 梯 子	救 助 工 作	特 別 高 度 工 作	特 殊 災 害 対 応	大 型 除 染 シ ス テ ム 搭 載 車	化 学 槽 車	水 槽 車	支 援 車	災 害 対 応 多 目 的 車	緊 急 資 機 材 搬 送 車	火 災 調 査 車	司 令 指 揮 車	軽 便 消 防 車	後 方 支 援 車	高 規 格 救 急 車	広 報 査 察 車	起 震 車	緊 急 消 防 自 動 二 輪 車	連 絡 車		そ の 他	計			
総 計	1	2	12	22	84 (4)	169 (8)	262 (9)	83 (5)	145 (5)		780 (31)	14	12	4	1	5	1	1	1	1	1	1	2	1	6	4	19	1	29	15	1	5	7	6	139	1		
局 長 等	1	2	1								4																											
消 防 局	総務課			1	1	5	10 (1)	1	2	27	47 (1)																						2		2			
	管理課			1	2	2	5 (1)	1			11 (1)																						2		2			
	予防課			1	2	6 (1)	7 (2)	5			21 (3)												1							2	1			1	5			
	消防課			1	2	6	5	1	1		16										1	1			1										3			
	情報司令課			1	1	5	13 (1)	6 (1)	1		27 (2)																				1				1			
	救急課			1	1	2	3 (1)	1 (1)	1		9 (2)																				1				1			
	計			6	9	26 (1)	43 (6)	15 (2)	5	27	131 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	4	1	0	4	1	14	0	
中 央 消 防 署	本 署			1	3	9 (1)	16	34 (2)	12 (1)	13 (1)	88 (5)	1	1	1		1	1							1		1	1	1		2	4					15		
	南熊本庁舎						②	⑥	②		⑩																	1	1							2		
	出水出張所						1	4	7	2	5	19	1															1	1							3		
	清水〃						1	4	6	2	6	19	1															1	1							3		
	楠〃						1	4	8	3 (1)	3 (1)	19 (2)		1		1												1	1							4		
	北部〃						1	4	10		4	19		1														1	1				2			5		
	植木〃						1	4	8	6	2	21	1	1																2	1			1				
	計			1	3	14 (1)	36	73 (2)	25 (2)	33 (2)	185 (7)	4	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	6	0	9	5	0	2	0	1	38	0	
東 消 防 署	本 署			1	3	9 (1)	11	27	4 (1)	17 (2)	69 (5)	1	1	1		1	1								1	1	1		2	2				1		14		
	託麻出張所						1	4	7	3	4	19		1														1	1							3		
	小山〃						1	4	7	3	4	19		1														1	1				1			4		
	計			1	3	11 (1)	19	41	10 (1)	25 (2)	110 (4)	1	3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	4	2	0	1	1	0	21	0	
西 消 防 署	本 署			1	3	9 (1)	16 (1)	28 (1)	7 (2)	11 (1)	75 (6)	1		1		1								1		1	1	1		2	1				1	1	13	
	池田庁舎						③	⑤		①	⑨																	1	1							2		
	田崎出張所						5	9	1	4	19	1									1							1	1							4		
	小島〃						1	4	6	4	4	19	1															1	1							3		
	島崎〃						1	4	8	3	3	19	1															1	1							3		
	河内〃						1	4	4	5	5	19	1															1	1				2			5		
	計			1	3	12 (1)	33 (1)	55 (1)	20 (2)	27 (1)	151 (6)	5	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	6	0	7	1	0	2	1	1	30	
南 消 防 署	本 署			1	3	9	11 (1)	27 (4)	4	16	71 (5)		2	1		1										1	1			2	3				1	12		
	川尻出張所						1	4	8	1	4	18	1															1	1							3		
	鮑田天明〃						1	4	10	3	5	23		1														1	1	1						4	1	
	富合〃						1	4	8	3	3	19		1														1	1							3		
	城南〃						1	4	6	5	3	19	1															1	1							3		
	計			1	3	13	27 (1)	59 (4)	16	31	150 (5)	2	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	1	6	3	0	0	0	1	2	11	0
益 城 西 原 消 防 署	本 署			1	1	7	9	15	5		38	1	1			1													2					1	1	8		
	西原出張所						1	2	4	2	2	11	1																					1	3			
	計			1	1	8	11	19	7	2	49	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	2	11	0	

(注) 定員810人 実員780人(うち12人は関係部局等へ出向)

() は女性消防吏員を再掲しているもの

○印 は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

(3) 各種協定の状況

協定等の名称	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県市町村消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害(救急を除く)	平成 27 年 4 月 1 日
九州自動車道における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町・消防組合	火災・救急	平成 27 年 4 月 1 日
救急業務を行うにあたり管轄区域外における業務継続について覚書	熊本県下全市町村	救急	昭和 54 年 10 月 1 日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和 54 年 12 月 10 日
都市ガス災害対策に関する申し合わせ	西部ガス株式会社熊本支店	び漏えい事故の防止及び鎮圧	昭和 58 年 10 月 21 日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場(消防ヘリの要請)	昭和 62 年 8 月 22 日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成 3 年 1 月 16 日
	熊本市医師会・熊本地域医療センター		平成 6 年 10 月 20 日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	三角海上保安部	火災・海難・災害救助等	平成 4 年 5 月 1 日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合	火災	平成 27 年 4 月 1 日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成 8 年 4 月 1 日
	熊本医療センター		平成 10 年 2 月 12 日
	済生会熊本病院		平成 11 年 3 月 30 日
	熊本大学医学部付属病院		平成 13 年 3 月 30 日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成 8 年 10 月 21 日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成 13 年 3 月 28 日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成 16 年 3 月 24 日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成 17 年 11 月 30 日
	高遊原南消防組合		
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成 25 年 3 月 27 日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成 26 年 2 月 18 日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成 26 年 3 月 24 日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本空港	通信装置の設置、維持管理	平成 26 年 3 月 31 日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成 26 年 4 月 1 日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	災害	平成 26 年 4 月 1 日

消防

区分 年・月		火災件数	火 災 種 別						焼損棟数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼 損 面 積		損 害 額 (千円)
			建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ 他		世 帯	人 員			建 物 床 面 積	林 野	
														(㎡)	(a)	
26	1	21	13		1			7	26	21	57	3		1,078		25,245
	2	13	6		1			6	11	6	16	1		358		8,283
	3	20	10		3			7	12	8	19		3	185		4,194
	4	11	9					2	11	11	27	1	4	209		26,887
	5	23	12	1	3			7	17	10	39	1	2	142		5,746
	6	16	12		2			2	14	20	28		6	111		11,866
	7	15	11		1	1		2	15	15	34		2	220		18,364
	8	4	2		1			1	2	2	4		1			37
	9	12	8		1			3	9	15	42	1	2	96		504
	10	14	8		1			5	7	8	16		4	170		10,127
	11	9	8		1				11	8	20		1	135		9,428
	12	17	12		4			1	17	12	30	2	2	607		11,818
計		175	111	1	19	1	0	43	152	136	332	9	27	3,311	0	132,499
25 計		175	109	1	22	0	0	43	160	132	300	6	53	3,652	3	171,155
24 計		132	89	1	16	0	0	26	118	114	292	5	29	2,296	4	181,315
23 計		174	115	2	23	1	0	33	158	130	309	7	19	5,082	2	178,624
22 計		175	134	3	21	1	0	16	177	130	315	8	28	5,403	3	356,180

原 因 \ 年		22	23	24	25	26
たばこ		22	17	15	13	24
たき火		7	14	8	9	14
火遊び		8	8	5	0	3
こんろ	こんろ	19	11	6	13	3
	天ぷら油	14	20	14	9	11
放火（疑含）		28	15	21	42	26
風呂かまど		3	0	1	1	2
ストーブ		12	6	7	8	7
マッチ・ライター		2	2	6	5	3
煙 突・煙 道		0	0	0	0	1
電灯・電話配線		10	17	2	2	9
電気機器		4	4	3	4	3
不明		9	14	9	14	19
その他		41	44	26	55	50
合計		175	174	123	175	175

(3) 火災・警戒などの出場状況

(平成26年)

種 別		署 別	計	中央署	東 署	西 署	南 署
火 災		件 数	175	81	40	33	21
		出場車両	1,256	637	255	228	136
		出場人員	4,085	2,037	861	751	436
警 戒	焼却火の不始末等	件 数	31	10	4	4	13
		出場車両	118	36	18	15	49
		出場人員	402	118	59	51	174
	漏洩事故等	件 数	54	19	16	8	11
		出場車両	211	75	55	30	51
		出場人員	688	254	181	93	160
	自火報等のベル作動	件 数	210	118	33	43	16
		出場車両	853	459	153	170	71
		出場人員	3,050	1,644	535	606	265
	誤認虚報	件 数	42	22	7	6	7
		出場車両	247	142	34	34	37
		出場人員	844	487	113	112	132
	その他	件 数	103	52	18	23	10
		出場車両	543	249	110	139	45
		出場人員	1,761	815	346	443	157
	小 計	件 数	440	221	78	84	57
		出場車両	1,972	961	370	388	253
		出場人員	6,745	3,318	1,234	1,305	888
合 計		件 数	615	302	118	117	78
		出場車両	3,228	1,598	625	616	389
		出場人員	10,830	5,355	2,095	2,056	1,324

3 救急・救助統計

(1) 救急活動の状況

区分		出場 件数	事 故 種 別										
年・月			火 災	自然 災害	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
26	1	2,819	18	0	11	240	13	17	412	13	29	1,797	269
	2	2,405	11	0	0	245	16	17	318	12	27	1,532	227
	3	2,607	16	0	4	240	10	18	374	10	30	1,630	275
	4	2,739	13	0	2	268	23	26	389	8	42	1,657	311
	5	2,885	27	0	4	283	11	45	414	12	31	1,774	284
	6	2,657	21	0	2	252	27	31	378	14	35	1,621	276
	7	3,009	17	0	7	294	43	49	452	9	24	1,804	310
	8	2,869	7	0	1	247	26	33	453	13	45	1,757	287
	9	2,801	15	0	0	247	16	24	401	12	33	1,763	290
	10	2,829	15	0	2	268	21	35	395	13	27	1,757	296
	11	2,911	8	0	0	281	22	25	407	15	29	1,862	262
	12	3,323	19	0	1	279	26	18	479	13	36	2,128	324
計		33,854	187	0	34	3,144	254	338	4,872	144	388	21,082	3,411
25 計		31,377	156	0	9	3,071	193	323	4,392	145	483	19,270	3,335
24 計		30,650	125	4	25	3,075	218	314	4,048	190	506	18,933	3,212
23 計		30,444	151	0	12	3,202	208	336	3,980	177	568	18,503	3,307
22 計		28,691	162	1	19	3,167	196	260	3,709	164	583	17,231	3,199

※平成26年は、消防事務受託をしている益城町及び西原村を含む。

(2) 救助活動の状況

(平成26年)

事故種別 件数及び人員	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出場件数（件）	6	61	20	0	5	86	1	0	56	235
救助活動件数（件）	6	28	14	0	3	47	0	0	38	136
救助人員（人）	5	34	12	0	3	47	0	0	38	139

※消防事務受託をしている益城町及び西原村を含む。

4 消 防 広 報

(1) 報道関係機関等を通じた広報の実績

(平成26年度)

媒 体	テレビ	ラジオ	新 聞	機関誌	合 計
回 数	19	30	41	5	95

(2) 幼少年消防クラブの活動状況回数

(平成26年度)

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼 年	209	6,174	462
少 年	84	300	57

(3) 広域防災センター入館状況

(平成26年度)

団 体	一 般	合 計
338団体	13,357人	372人
		13,729人

(4) 消防音楽隊活動状況

(平成26年度)

消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合 計
5	1	0	5	11

5 予 防

(1) 危険物製造所等

(平成27年3月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小 計	
4	127	43	27	313	2	117	14	643	273	7	116	396	1,043

(2) 同意建物工事別件数（消防法第7条）

(平成26年度)

種別 年度	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替え	用途変更	合 計
22	923	82	0	1	4	1	29	1,040
23	896	76	0	1	0	3	25	1,001
24	968	67	0	0	0	1	32	1,068
25	1,034	76	0	2	5	1	43	1,161
26	1,035	68	1	1	1	6	38	1,150

消防

(3) 防火対象物概況

(平成27年3月31日現在)

署 別			計	中央署	東 署	西 署	南 署
項 別							
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	9	5	2	1	1
	ロ	公会堂、集会場	31	14	6	6	5
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	66	27	18	7	14
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	28	14	4	4	6
3	イ	待合、料理店等	11	2	1	5	3
	ロ	飲食店	633	324	158	57	94
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	1,033	412	292	132	197
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	171	103	25	40	3
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	10,444	4,573	2,909	1,633	1,329
6	イ	病院、診療所、助産所	639	256	162	113	108
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	184	55	39	31	59
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	505	182	134	96	93
	ニ	幼稚園、特別支援学校	64	32	12	13	7
7		学校等	235	107	39	58	31
8		図書館、博物館、美術館等	15	9	0	3	3
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	58	48	5	3	2
	ロ	イ以外の公衆浴場	16	9	2	3	2
10		停車場、船舶等の発着場	5	3	0	2	0
11		神社、寺院、教会等	165	76	16	51	22
12	イ	工場、作業場	995	308	231	155	301
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	116	58	20	23	15
	ロ	飛行機の格納庫	0	0	0	0	0
14		倉庫	991	221	301	150	319
15		前各項に該当しない事業所	1,910	932	390	292	296
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2,100	1,240	396	249	215
	ロ	イ以外の複合用途	1,373	753	277	208	135
16の2		地下街	0	0	0	0	0
16の3		地階地下道	0	0	0	0	0
17		重要文化財	10	7	1	1	1
18		アーケード	6	5	1		
計			21,813	9,775	5,441	3,336	3,261

(4) 高層建築物の現状

(平成27年3月31日現在)

階数 項別・防火対象物の別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	36	計	有 う す ち の 階 を
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場							1														1	1
	ロ 公会堂、集会場																					0	
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等																					0	
	ロ 遊技場、ダンスホール																					0	
	ハ 性風俗店舗等																					0	
	ニ カラオケボックス等																					0	
3	イ 待合、料理店等																					0	
	ロ 飲食店										1											1	2
4	百貨店、マーケット、店舗、展示場																					0	
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所等							1		1	6	6	4	2	1							21	9
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅									2	17	57	42	42	55	23	1	1	2	1	1	244	15
6	イ 病院、診療所、助産所							1	2	1		1	1	1								7	6
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等																					0	
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等										1											1	
	ニ 幼稚園、特別支援学校																					0	
7	学 校 等								3	3	3	1	2	1								13	4
8	図書館、博物館、美術館等																					0	
9	イ 蒸気、熱気浴場等																					0	
	ロ イ以外の公衆浴場																					0	
10	停車場、船舶等の発着場																					0	
11	神社、寺院、教会等																					0	
12	イ 工場、作業場								1													1	1
	ロ 映画、テレビスタジオ																					0	
13	イ 自動車車庫、駐車場	17	10								1											28	1
	ロ 飛行機等の格納庫																					0	
14	倉 庫																					0	
15	前各項に該当しない事業所		1			3			7	12	6	3	2	1	1	1						37	16
16	イ 特定防火対象物を有する複合用途			1	1	1	1	1	7	8	4	3	1		1							29	15
	ロ イ以外の複合用途						1		1	3	4	2	2	3	4							20	8
17	重要文化財等																					0	
合計		17	11	1	1	4	2	4	21	30	43	73	54	50	62	24	1	1	2	1	1	403	78

※1 高層建築物：高さ31メートルを超える建築物

※2 階数は地階を除いた数

消
防

6 緊急通信状況

(平成26年)

種別 着信	119	110	加入電話	駆けつけ	事後聞知	その他	合計
火災	609	14	7	1	25	10	666
救急	36,969	266	99	208	0	401	37,943
救助	158	43	6	3	0	13	223
警戒	310	24	36	2	0	16	388
非常災害	0	0	0	0	0	0	0
通報訓練	2,519	0	0	0	0	0	2,519
病院紹介	964	0	0	0	0	0	964
回線試験	635	0	0	0	0	0	635
いたずら	179	0	0	0	0	0	179
まちがい	2,789	0	0	0	0	0	2,789
その他	4,355	6	68	4	0	31	4,464
合計	49,487	353	216	218	25	471	50,770

7 消防水利状況

(平成27年4月1日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	17,358	161	668	955	160

8 消防団

概要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として熊本市を6ブロックに編成し活動を開始、その後、平成3年2月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成11年10月1日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を第11方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成14年4月には熊本市消防団に初の女性消防団員31人を採用、平成27年4月1日には機能別団員の女性団員を含め202人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成20年10月6日の旧富合町との合併により第12方面隊を新設、さらに平成22年3月23日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、15方面隊87分団1トランペット隊の組織となった。

平成24年4月1日、本市は政令指定都市へ移行し、常備消防においては防災、減災等さらなる消防体制の拡充を図るため5署体制に順次移行する中、消防団においても平成26年4月1日から区制に合わせた16方面隊87分団1トランペット隊への組織改編、更に、平成27年4月から消防団協力事業所表示制度を導入し、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

(1) 組織

(平成27年4月1日現在)

1 団 16 方面隊 87 分団 1 トランペット隊 207 部 定数：5,338 人 実数：4,930 人

方面隊名・実員数			分団名（下段：実員数）									
消防団本部 (団長1名含む)	17	団本部 188	機能別 団員	トランペ ット隊								
			168	3								
		第1方面隊 143	7 帯山	8 砂取	10 出水	11 白山	31 春竹	32 本荘	33 向山	61 出水南		
			22	20	19	18	15	7	20	22		
		第2方面隊 215	12 白川	13 大江	14 託麻原	15 慶徳	16 城東	17 碩台	18 壺川	22 黒髪	37 五福	38 一新
			21	21	20	16	34	18	29	28	8	20
		第3方面隊 231	1 秋津	2 若葉	3 泉ヶ丘	4 健軍	5 尾ノ上	9 画図	52 東町	53 桜木		
			32	20	21	22	19	63	19	35		
		第4方面隊 257	6 西原	26 託麻北	27 託麻西	28 託麻東	55 月出	59 託麻南				
			24	71	32	74	32	24				
		第5方面隊 154	19 花園	20 池田	34 白坪	35 古町	36 春日	39 城西				
			37	31	29	23	22	12				
		第6方面隊 464	40 池上	41 高橋	42 城山	43 松尾東	44 松尾西	45 松尾北	46 小島	47 中島		
			44	21	67	28	67	27	103	107		
		第7方面隊 314	70 河内	71 芳野								
			194	120								
		第8方面隊 284	29 御幸	30 田迎	48 日吉	49 力合	50 川尻	57 田迎南	60 城南			
			42	29	49	44	87	24	9			
		第9方面隊 200	62 鮑田東	63 鮑田南	64 鮑田西							
			81	45	74							
第10方面隊 280	65 中緑	66 銭塘	67 奥古閑	69 川口								
	54	65	107	54								
第11方面隊 245	75 富合											
	245											
第12方面隊 410	76 杉上	77 隈庄	78 豊田	79 女性								
	148	109	134	19								
第13方面隊 254	21 高平台	23 清水	24 城北	25 龍田	51 楠	54 麻生田	56 武蔵	58 弓削				
	43	28	21	50	34	29	21	28				
第14方面隊 412	72 川上	73 北部東	74 西里	68 女性								
	145	47	195	25								
第15方面隊 398	80 植木	81 桜井	82 菱形	83 田原								
	46	114	128	110								
第16方面隊 481	84 山東	85 吉松	86 山本	87 田底								
	90	158	123	110								
階級別団員数			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員			
			1	16	88 (2)	93 (2)	206 (3)	591 (6)	3,935 (189)			

() は女性団員を再掲

(2) 消防ポンプ数

(平成27年4月1日現在)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	3	201	94

(3) 報酬及び費用弁償

(平成27年4月1日現在)

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額(円)	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

区分	費用弁償額(円)
訓練出動等	1回につき 2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日額 4,000

交通

1	沿	革	397					
2	軌	道	事	業	397			
3	自	動	車	運	送	事	業	400
4	經	營	狀	況	403			
5	職	員	数	及	び	給	与	404
6	施	設	404					

1 沿 革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年8月1日、市バスが昭和2年11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度から昭和62年度までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、超低床車両の導入、全国相互利用型ICカード（でんでんニモカ）導入等の乗客誘致策に積極的に取り組んでいる。現在では日本で初めて導入した超低床電車8編成を配備している。

また、平成14年度には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転、平成19年度には新交通局大江局舎を建設し、基幹的な施設面での基盤整備を図った。一方、平成27年4月にはホームページをリニューアルし、情報提供の充実や利便性の向上に努めている。

さらに、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線については、平成16年以降順次民間事業者へ移譲を進め、平成27年4月に全事業の譲渡（バス事業廃止）を完了した。

また、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、経営健全化計画を策定し、現在、7ヵ年計画で経営の健全化に集中的に取り組みながら、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指し努力を重ねているところである。

2 軌 道 事 業（大正13年8月1日事業開始）（総務課・電車課）

（1）輸送状況

年度		22	23	24	25	26
事項						
年間輸送人員（人）		9,536,782	10,194,381	10,286,991	10,895,839	10,876,776
年間走行キロ（km）		1,847,698.7	1,867,879.7	1,813,141.0	1,728,889.7	1,729,611.8
年間延使用車両（両）		14,308	14,325	14,493	13,586	13,998
利用率（％）		3.6	3.8	3.8	4.0	4.0
乗車料収入（円）		1,126,695,813	1,199,738,628	1,212,002,254	1,278,305,323	1,303,314,856
一日平均	輸送人員（人）	26,128	27,854	28,184	29,852	29,799
	走行キロ（km）	5,062.2	5,103.5	4,967.5	4,736.7	4,738.7
	延使用車両（両）	39.2	39.1	39.7	37.2	38.4
	乗車料収入（円）	3,086,838	3,277,974	3,320,554	3,502,206	3,570,725.6
一平均 日車均	輸送人員（人）	666.5	711.6	709.8	802.0	777.0
	走行キロ（km）	129.1	130.4	125.1	127.3	123.6
	乗車料収入（円）	78,745.9	83,751.4	83,626.7	94,089.9	93,107.2
表定速度（km/h）		12.8	12.5	12.9	12.0	12.0
在車両 箱数	ワンマン車（ワンマン）	36	36	36	36	36
	連接車	8	8	8	8	9

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

(2) 営業路線

項目 年度	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離		
							最長	最短	平均
平成26年度	11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

(3) 系統別運輸成績

(平成26年度)

系統	区間	走行キロ (km)	乗車 人員 (千人)	収入 (千円)	費用 (千円)	差引 (千円)	キロ当たり収支			乗車 効率 (%)
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)	
A系統	健軍町～田崎橋 (9.2km)	1,093,643.2	7,190	1,665,580	1,303,563	362,017	1,523.0	1,191.9	331.0	35.7
B系統	健軍町～上熊本駅前 (9.4km)	635,968.6	3,687	854,208	758,039	96,169	1,343.2	1,191.9	151.2	31.7
計		1,729,611.8	10,877	2,519,788	2,061,602	458,186	1,456.9	1,191.9	264.9	34.3

(注) 乗客1人当たり料金収入 定期外 126 円 90 銭 定期 87 円 89 銭 全体 119 円 83 銭

(4) 電車運行要領

(平成27年4月1日現在)

系 統	項 目	運 行 区 間	営業時間	運転方法	時 刻 表 示
A系統		熊本駅前～健軍町 (8.7km)	5 : 50ー 0 : 28	ダイヤ運転	終日時刻表示
		田崎橋～健軍町 (9.2km)			
B系統		上熊本駅前～健軍町 (9.4km)	5 : 50ー23 : 31	ダイヤ運転	終日時刻表示

(5) 運賃 (平成19年10月12日改定 平成27年3月31日現在)

ア 普通旅客運賃 (均一運賃制)

種別	適用	内容
運賃	大人 (中学生以上)	150円
	小児 (小学生以下)	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする
	特殊運賃	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50%割引
団体旅客運賃	大人 (中学生以上)	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合 (12歳以上の団体)
	小児及び特殊	上記の団体で小学生以下の小児及び身体障がい者並びに養護施設児童の団体
団体旅客運賃の割引適用方法		基準となる普通旅客運賃からその運賃の100分の10以内の額を割引した額

イ 1日乗車券及び2日乗車券運賃

種 類	運 賃	乗車できる範囲
1日乗車券	(区間指定①) 大人 500円 小児 250円	電車の全区間及びバスの指定区間
	(区間指定②) 大人 700円 小児 350円	電車及びバスの全区間
	(県内版) 大人 1,500円 小児 750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券	(区間指定①) 大人 800円 小児 400円	電車の全区間及びバスの指定区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

ウ 定期旅客運賃

種 別		期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期		1 カ月	普通運賃を60倍したものから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大 人 通 学 定 期 （ 中 学 生 以 上 ）		1 カ月	普通運賃を60倍したものから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小 児 通 学 定 期 （ 小 学 生 ）		1 カ月	普通運賃を60倍したものから75%割引	
特殊割引定期	通勤	1 カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1 カ月	大人通学定期券の50%割引	
電車・バス共通定期		自動車運送事業の欄を参照		
電車・バス乗継定期				
夏休み子ども定期券				

※ 各種別の3カ月定期は、1カ月定期運賃額を3倍したものから5%割引

エ 回数旅客運賃

種 別	発 売 額	利 用 額	摘 要
普 通 カ ー ド	自動車運送事業の欄を参照		
通 学 カ ー ド			
動植物園入園券付回数乗車券	500円	市電回数乗車券300円 熊本市動植物園入園料	150円の市電回数乗車券2枚と 動植物園入園券1枚を付する

オ 貸切旅客運賃

大人運賃 (円)	小児運賃 (円)
10,300	5,200

(6) 超低床電車 (LRV) の概要

型 式	9700型	0800型
営業開始	平成9年8月	平成21年4月
車 両 数	2車体連接車5編成	2車体連接車3編成 (1編成)
車両製作	株式会社 新潟鐵工所 ADトランツ ボンバルディア トランスポートーション	新潟トランシス 株式会社
車 種	4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定 員	76人	82人 (86人)
車 長	18,550mm	18,400mm (18,460mm)
車 幅	2,350mm	2,400mm
床高	通 路	360mm
	出入口	300mm

※ 0800型 () 内は、平成26年10月に運行開始した0803号に関する内容

(7) カラー広告電車

種 別	規 格 (mm) 縦×横	広 告 料 金 (消費税は含まない)	摘 要
電車 車外	広告表示面積合計5.3㎡以内	1 カ月 1 車 250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実 績

年度	22	23	24	25	26
項目					
収 入 (千円)	49,892	53,350	48,100	50,683	55,990

(注) 消費税相当分は除いて算出

3 自動車運送事業（総務課・自動車課）

（１）輸送状況

乗合 昭和 2年11月23日事業開始
貸切 昭和 6年 5月23日事業開始
貸切 昭和54年 8月 1日事業廃止
貸切 平成 8年 7月13日事業開始
乗合 平成27年 4月 1日事業廃止
貸切 平成27年 4月 1日事業廃止

事項 \ 年度		22	23	24	25	26
年間輸送人員（人）		6,916,565	5,272,237	3,176,257	2,714,415	2,048,052
年間走行キロ（km）		3,553,567	2,820,234	1,735,953	1,334,885	988,295
年間延使用車両（両）		31,904	23,652	15,487	11,792	8,534
利 用 率（％）		2.6	2.0	1.2	1.0	0.8
乗車料収入（円）		1,107,128,318	918,871,316	588,952,992	498,841,389	413,889,805
一日平均	輸送人員（人）	18,949	14,405	8,702	7,437	5,611
	走行キロ（km）	9,736.0	7,706.0	4,756.0	3,657.2	2,707.7
	延使用車両（両）	87.4	64.6	42.4	32.3	23.4
	乗車料収入（円）	3,033,228	2,510,577	1,613,570	1,366,689	1,133,945
一日一車平均	輸送人員（人）	216.8	222.9	205.1	230.2	240.0
	走行キロ（km）	111.4	119.2	112.1	113.2	115.8
	乗車料収入（円）	34,701.9	38,849.6	38,028.9	42,303.4	48,498.9
表 定 速 度（km/h）		12.9	12.8	13.0	12.9	12.7
在籍車両数	ワンマン	112	87	56	42	32

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出
表定速度は総所要時分から起終点の調整時分を差し引いて計算
平成 8年 7月13日事業開始の貸切は、競輪入場者送迎専用限定貸切バス

（２）営業路線

項目 \ 年度		22	23	24	25	26
免 許 路 線（km）		94.66	73.86	47.46	26.70	20.00
営 業 路 線（km）		90.16	68.46	43.46	23.80	16.60
休 止 路 線（km）		4.50	5.40	1.20	0.00	0.00
停留所名称数（カ所）		234	179	117	69	48
停留所間距離	最 長（km）	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
	最 短（km）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	平 均（km）	0.350	0.353	0.354	0.350	0.371
運転系統数	路 線（路線）	15	9	5	2	1
	系統数（系統）	56	42	24	14	9
運転系統距離	総 長（km）	498.3	416.2	234.5	152.2	91.0
	最 長（km）	16.2	16.2	16.2	15.6	15.6
	最 短（km）	1.6	2.9	2.9	3.7	3.7
	平 均（km）	8.9	9.9	9.8	10.9	10.1

(3) 路線別運輸成績

(平成26年度)

路線 番号	路 線 名	走行キロ (km)	乗車人員 (千人)	収 入 (千円)	費 用 (千円)	差 引 (千円)	キロ当たり収支		
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)
4	小 峯 京 塚 線	895, 259	1, 962	744, 758	522, 403	222, 355	831. 9	583. 5	248. 4
	臨 時 便	2, 771	4	986	758	228	355. 8	273. 5	82. 3
	貸 切	90, 265	82	67, 507	42, 309	25, 198	747. 9	468. 7	279. 2
	合 計	988, 295	2, 048	813, 251	565, 470	247, 781	822. 9	572. 2	250. 7
4 小峯京塚線・・・・・・平成27年4月1日廃止 5 帯山線・・・・・・平成24年4月1日廃止 6 島崎保田窪線・・・・・・平成24年4月1日廃止 16 健軍長嶺線小峯京塚線…秋津健軍線・東町団地線に含む 22 熊本駅県庁線・・・・・・平成24年4月1日廃止 31 熊本駅長嶺線・・・・・・平成24年4月1日廃止 10 秋津健軍線・・・・・・平成25年4月1日廃止 16 健軍長嶺線・・・・・・平成25年4月1日廃止 18 東町団地線・・・・・・平成25年4月1日廃止 32 渡鹿長嶺線・・・・・・平成26年4月1日廃止									

(注) 乗客1人当たり運賃収入(貸切除く) 定期外187円99銭 定期134円89銭 全体177円72銭

(4) 運 賃 (平成26年4月1日改定 平成27年3月31日現在)

ア 普通旅客運賃(対キロ区間制)

運賃	大人 (中学生以上)	最初の2キロまでは賃率65円、2キロを超え10キロまでは賃率32円50銭、 10キロを超え20キロまで賃率29円30銭、20キロを超えるものは賃率26円00銭で計算した額
	小児 (小学生以下)	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする
最低運賃	大 人	150円
	小 児	80円
特 殊 運 賃		身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50%割引

イ 1日乗車券及び2日乗車券運賃

種 類	運 賃		乗 車 で き る 範 囲
1日乗車券(区間指定①)	大人 500円	小児 250円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券(区間指定②)	大人 700円	小児 350円	電車及びバスの全区間
1日乗車券(県内版)	大人 1,500円	小児 750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券(区間指定①)	大人 800円	小児 400円	電車の全区間及びバスの指定区間

ウ 定期旅客運賃

種 別			期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期			1カ月	普通運賃を60倍したもののから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
企 業 定 期			1カ月	普通運賃を60倍したもののから45%割引	
通 学 定 期 (中学生以上)			1カ月	普通運賃を60倍したもののから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
通 学 定 期 (小学生以下)			1カ月	通学定期（中学生以上）1カ月定期運賃を50%割引	
特殊割引定期		通 勤	1カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
		通 学	1カ月	通学（中学生以上）定期券の30%割引	
電車・バス共通定期			1カ月	電車とバス路線が平行している区間を利用するもので、電車とバスの定期運賃のうちいずれか高額となる運賃	
電車・バス 乗継定期	通勤	普 通	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して40%割引	
		企 業	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して電車は40%割引、バスは45%割引	
	通学	中学生以上	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して50%割引	
片 道 定 期			1カ月	往復定期運賃から50%割引	
夏休み子ども定期券			通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第3条第1項第4号に規定する夏季休業日（夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は）国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）がある場合は、当該日曜日等を含む。）とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※ 各種別には3カ月定期もあり、1カ月定期運賃額を3倍したもののから5%割引

エ 回数旅客運賃

種別	発売額	利用額	摘 要	備考	
普通 カード	1,000円	1,100円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する	各社共通 ・市電 ・市バス ・九州産交バス(株) ・熊本電気鉄道(株) ・熊本バス(株) ・産交バス(株) ・熊本都市バス(株)	
	3,000円	3,300円			
	5,000円	5,600円			
通学 カード	1,000円	1,300円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する学校または身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する諸施設に通学（通園）する者（身分証明書が必要）		※民間事業者はカード対応機器を有するものに限り使用できる
	3,000円	3,900円			
	5,000円	6,500円			

オ 貸切旅客運賃（平成8年7月1日制定）

種 別	算 出 単 位	大 型 車	中 型 車	小 型 車
時 間 制 旅 客 運 賃	1時間当たり	13,180円	10,260円	8,750円
キ ロ 制 旅 客 運 賃	100kmまで	1km当たり 710円	1km当たり 550円	1km当たり 440円
	100km～300km	〃 550円	〃 420円	〃 350円
	300km以上	〃 430円	〃 350円	〃 300円

※ 貸切旅客運賃は、消費税8%を含んだ額

（注）競輪入場者送迎専用貸切バスの限定免許に基づく運賃

4 経 営 状 況（総務課）

（単位 円）

事 項 \ 年 度		22	23	24	25	26
軌 道 事 業	総 収 益	2, 445, 147, 432	2, 164, 086, 796	2, 214, 761, 268	2, 332, 594, 975	2, 527, 773, 231
	乗車料収入	1, 126, 695, 813	1, 199, 738, 628	1, 212, 002, 254	1, 278, 305, 323	1, 303, 314, 856
	その他収入	1, 318, 451, 619	964, 348, 168	1, 002, 759, 014	1, 054, 289, 652	1, 224, 458, 375
	総 費 用	2, 027, 234, 014	1, 861, 590, 105	1, 873, 015, 431	1, 866, 600, 574	2, 121, 818, 259
	人件費	1, 237, 549, 715	1, 214, 395, 409	1, 234, 408, 868	1, 167, 877, 999	1, 248, 524, 757
	減価償却費	167, 655, 288	164, 389, 486	177, 753, 647	180, 218, 174	337, 492, 346
	電力費	57, 828, 085	60, 898, 240	62, 255, 448	65, 349, 918	71, 786, 253
	支払利息	46, 973, 332	37, 634, 333	31, 949, 857	26, 918, 308	38, 491, 806
	修繕費	74, 349, 543	99, 690, 723	126, 838, 382	149, 114, 365	89, 479, 499
	その他	442, 878, 051	284, 581, 914	239, 809, 229	277, 121, 810	336, 043, 598
単 年 度 損 益		417, 913, 418	302, 496, 691	341, 745, 837	465, 994, 401	405, 954, 972
剰余金又は累積欠損金		△ 3, 598, 563, 979	△ 3, 296, 067, 288	△ 2, 954, 321, 451	△ 2, 488, 327, 050	△ 618, 521, 343
自 動 車 運 送 事 業	総 収 益	2, 439, 897, 339	1, 839, 733, 604	1, 303, 035, 545	1, 067, 062, 050	997, 442, 946
	乗車料収入	1, 107, 128, 318	918, 871, 316	588, 952, 992	498, 841, 389	413, 889, 805
	その他収入	1, 332, 769, 021	920, 862, 288	714, 082, 553	568, 220, 661	583, 553, 141
	総 費 用	1, 928, 262, 041	1, 434, 574, 301	1, 035, 434, 172	772, 929, 810	598, 241, 687
	人件費	1, 532, 446, 330	1, 114, 245, 496	824, 634, 955	609, 905, 131	450, 072, 993
	減価償却費	68, 639, 465	45, 357, 910	25, 385, 780	17, 158, 235	0
	燃料費	124, 077, 400	110, 027, 200	69, 969, 200	61, 270, 000	43, 232, 400
	支払利息	11, 286, 207	5, 916, 777	4, 395, 336	3, 990, 029	3, 579, 601
	修繕費	59, 729, 738	54, 878, 939	34, 800, 992	19, 099, 136	15, 521, 677
	その他	132, 082, 901	104, 147, 979	76, 247, 909	61, 507, 279	85, 835, 016
単 年 度 損 益		511, 635, 298	405, 159, 303	267, 601, 373	294, 132, 240	399, 201, 259
剰余金又は累積欠損金		△ 31, 258, 706	373, 900, 597	641, 501, 970	935, 634, 210	△ 55, 233, 790
計	総 収 益	4, 885, 044, 771	4, 003, 820, 400	3, 517, 796, 813	3, 399, 657, 025	3, 525, 216, 177
	乗車料収入	2, 233, 824, 131	2, 118, 609, 944	1, 800, 955, 246	1, 777, 146, 712	1, 717, 204, 661
	その他収入	2, 651, 220, 640	1, 885, 210, 456	1, 716, 841, 567	1, 622, 510, 313	1, 808, 011, 516
	総 費 用	3, 955, 496, 055	3, 296, 164, 406	2, 908, 449, 603	2, 639, 530, 384	2, 720, 059, 946
	人件費	2, 769, 996, 045	2, 328, 640, 905	2, 059, 043, 823	1, 777, 783, 130	1, 698, 597, 750
	減価償却費	236, 294, 753	209, 747, 396	203, 139, 427	197, 376, 409	337, 492, 346
	電力費・燃料費	181, 905, 485	170, 925, 440	132, 224, 648	126, 619, 918	115, 018, 653
	支払利息	58, 259, 539	43, 551, 110	36, 345, 193	30, 908, 337	42, 071, 407
	修繕費	134, 079, 281	154, 569, 662	161, 639, 374	168, 213, 501	105, 001, 176
	その他	574, 960, 952	388, 729, 893	316, 057, 138	338, 629, 089	421, 878, 614
単 年 度 損 益		929, 548, 716	707, 655, 994	609, 347, 210	760, 126, 641	805, 156, 231
剰余金又は累積欠損金		△ 3, 629, 822, 685	△ 2, 922, 166, 691	△ 2, 312, 819, 481	△ 1, 552, 692, 840	△ 673, 755, 133

（注）消費税相当分を除いて算出

5 職員数及び給与（総務課）

（１）部門別職員数

（平27年4月1日現在）

部門・性別 職種別		総務課			電車課			計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
特	別	職	1名		1名			1名		1名	
事	務	職	18名	1名	19名	6名		6名	24名	1名	25名
技	術	職				30名		30名	30名		30名
運	転	士				23名		23名	23名		23名
車		掌				2名		2名	2名		2名
そ	の	他				20名		20名	20名		20名
計			19名	1名	20名	81名		81名	100名	1名	101名

（注）再任用職員を除く（専従含む）

（２）部門別 1 人月平均給与額等

（平成27年4月分）

事項	部門別	総務課	電車課	全体
基 本 給（円）		320,419	358,457	351,156
超過勤務手当（円）		85,047	70,731	73,479
その他の手当（円）		14,703	17,941	17,319
合 計（円）		420,169	447,129	441,954
年 齢（歳）		39歳 2月	49歳 7月	47歳 7月
勤 続 年 数（年）		16年 3月	23年 5月	22年 1月

（注）特別職・専従・再任用職員を除く

6 施設（総務課）

（平27年4月1日現在）

施設	項目	敷地面積	建物面積	開設年月日	配車台数	施設内容
大江庁舎及び電車営業所		2,892㎡	1,631㎡	大13.7.7	14両	事務所・電車営業所・電車車庫
上熊本車両工場及び電車営業所		7,335㎡	2,904㎡	平14.10.14	40両	電車営業所・電車車庫・車両整備工場
上熊本詰所		2,405㎡	497㎡	平19.4.1	—	電車課詰所

水道

1	上 下 水 道 局	407
2	熊本市上下水道事業 経 営 基 本 計 画	409
3	水 道 事 業	410
4	下 水 道 事 業	420
5	工 業 用 水 道 事 業	429

1 上下水道局

(1) 沿革

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正13年（1924年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成22年（2010年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

(2) 職員数・局舎等

ア 職種別職員数等（総務課）

（平成27.4.1現在）

職種別 区分	特 別 職	事 務 職	技 術 職	全 体
計	1 名	159 名	263 名	422 名

注）全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ 局舎（総務課）

（平成27.4.1現在）

所 在 地 中央区水前寺6丁目2番45号

敷 地 面 積 9,174.28 m²

（本 館）

（別 館）

建 物 面 積 延 9,133.13 m²

延 3,359.29 m²

着 工 平成24年3月23日

昭和56年4月28日

竣 工 平成26年2月14日

昭和57年5月12日

構 造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部）
地下1階、地上6階

鉄筋コンクリート造
地下1階、地上3階

総 工 費 3,880,000 千円

626,667 千円

ウ 上下水道センター（総務課）

（西部上下水道センター）

（北部上下水道センター）

所 在 地 西区池上町901番地1

北区下硯川2丁目8番1号

建 物 面 積 635.49 m²

1,095.60 m²

延 床 面 積 823.43 m²

1,050.60 m²

着 工 平成6年3月7日

平成7年9月1日

竣 工 平成6年9月20日

平成8年3月15日

構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋

総 工 費 269,642 千円

297,567 千円

エ 水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年3月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所 在 地	北区八景水谷1丁目11番1号（八景水谷公園内）
建 物 面 積	約 2,415 m ²
延 床 面 積	約 1,245 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造・平屋
着 工	平成2年1月
竣 工	平成2年9月
総 工 費	約 560,000 千円
施 設 内 容	(1) くまもと水再発見、(2) 空の国、(3) 地下の国、(4) 大地の国、 (5) つながりの国、(6) 海の国、(7) 水の実験室わくわく、 (8) 研修ホール、(9) 中水道施設、(10) 中池 など

利用状況

（単位：人）

区分 年度	大人	小人	合計
22	48,600	48,592	97,192
23	37,015	41,278	78,293
24	52,905	73,983	126,888
25	46,402	66,078	112,480
26	42,762	68,506	111,268

※ 平成26年5月24日に、累積来館者200万人を突破

※ 平成23年11月1日から平成24年3月16日まで、リニューアル工事に伴い休館

2 熊本市上下水道事業経営基本計画（経営企画課）

（１）趣旨

平成２１年度の上下水道組織統合や平成２４年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。（平成２４年４月１日施行）

（２）計画期間

平成２４年度から平成３３年度までの１０年間（平成２８年度に中間見直し）

（３）基本方針

- ・ 上下水道の機能強化（水道の整備推進及び機能保全、下水道の整備推進及び機能保全など）
- ・ 環境に配慮した水循環社会の形成（「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全など）
- ・ お客さまを真ん中にした事業運営（信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実など）
- ・ 安定した事業経営（経営基盤の強化、執行体制の整備と人材の育成）

経営理念１ ライフラインの機能強化に努めます

経営理念２ 環境を保全し水循環社会形成に努めます

経営理念３ お客さまの視点に立った企業運営に取り組みます

経営理念４ 公営企業として効果的・効率的な経営に努めます

基本方針１

上下水道の機能強化

基本施策１ 水道の整備推進及び機能保全

基本施策２ 下水道の整備推進及び機能保全

基本施策３ 災害に強い上下水道の確立

基本方針２

環境に配慮した水循環社会の形成

基本施策４ 「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全

基本施策５ 環境負荷低減策の推進

基本方針３

お客さまを真ん中にした事業運営

基本施策６ 信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実

基本施策７ お客さまの参画と水に関わる人たちとの連携・協働

基本方針４

安定した事業経営

基本施策８ 経営基盤の強化

基本施策９ 執行体制の整備と人材の育成

3 水道事業

(1) 水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正13年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第1次から第5次までの拡張事業を推進してきた。熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成9年度から第2次配水管整備事業として、老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、平成13年度からは第3次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新している。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増している。このような中で、平成10年度から17年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできたが、平成18年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定した。さらに、平成23年度には、平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。

平成21年度からは、第2次配水管整備事業・第3次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画（上水道施設の機能強化についての実施計画）として、「熊本市水道事業水道施設整備実施計画」に着手している。この計画に基づき、「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図るための取り組みを進めている。

また、平成20年度の富合町との合併に伴い2つの町営簡易水道を、平成21年度の城南町・植木町との合併に伴い両町の1つの上水道事業及び8つの簡易水道事業を引き継いだ。これらの水道事業の統合を進めるために、平成21年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うため、第6次拡張事業に着手した。また、平成24年3月31日には、城南町・植木町の上水道事業及び簡易水道事業を統合し、1つの上水道事業（熊本市水道事業）とする変更認可を受け、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。

「環境への配慮」に向けた取り組みとして、上下水道局、水の科学館、八景水谷送水場、亀井送水場で太陽光発電を行うと共に、戸島送水場には自然流下による水圧を利用した小水力発電設備を設置した。（平成27年8月稼動予定。）

(2) 水道事業の概要

ア 水道施設整備実施計画及び第6次拡張事業（計画調整課）

これまでの拡張事業の概要

事業名	事業期間	基本計画		
		給水人口（人）	1日最大給水量（ m^3 ）	1人1日最大給水量（ $\frac{\text{m}^3}{\text{人}}$ ）
第1次拡張事業	昭和21年11月～昭和31年11月	200,000	60,000	300
第2次拡張事業	昭和33年1月～昭和40年3月	350,000	103,000	294
第3次拡張事業	昭和41年4月～昭和56年3月	461,000	283,000	614
第4次拡張事業	昭和55年4月～平成7年3月	599,000	298,000	497
第5次拡張事業	平成7年4月～平成21年3月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成18年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画。（水道施設の機能強化についての実施計画）

「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成21度～平成33年度（平成26年度中間見直し）
- ・総事業費：約326億円
 - 1) 水道の整備推進及び機能保全 / 老朽管の更新、老朽施設の更新など
 - 2) 災害に強い水道の確立 / 給水拠点の整備、管路及び施設の耐震化など
 - 3) 環境負荷低減策の推進 / 省エネ・高効率機器の導入
- ・整備の効果（平成33年度目標）

	平成20年度（基準年）	平成33年度（目標）
有効率	93.7%	96.9%
耐震適合性のある基幹管路の割合	66.4%	82.0%
災害対策用貯水施設	59,550 m^3	68,000 m^3 以上

第6次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成22年度～平成40年度（平成23年度に第1回変更）
- ・総事業費：約430億円（当初230億円から変更）
- ・計画給水人口：703,000人 ・計画1日最大給水量：275,000 m^3 /日
 - 1) 安心して使える水道づくり（簡易水道の上水道事業への統合、小規模施設の統廃合など）
 - 2) おいしさを届ける水道づくり（水質監視装置の増強など）
 - 3) 災害に強い水道づくり（補給管整備、基幹管路の整備、配水池の整備など）
 - 4) 環境にやさしい水道づくり（太陽光・小水力発電や高効率機器の導入）

イ 漏水防止（水相談課）

第10次漏水防止実施計画

① 事業の目的

漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

※平成26年度の実績：調査距離 2,437km

- ・計画期間：平成21年度～平成30年度
- ・目標有効率：96.6%
- ・主な取り組み内容：
 - 1) 音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査
 - 2) 漏水多発地区の集中した漏水調査
 - 3) 監視型漏水調査の実施及び検証
 - 4) 積極的な給水切替の取り組み

	漏水件数	推定防止量
配水管	10件	102m ³ /日
給水管 (公道)	159件	1,102m ³ /日
給水管 (メータ上流)	412件	932m ³ /日
弁栓漏水	1件	7m ³ /日
合 計	582件	2,143m ³ /日

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、給排水設備課、経営企画課）

熊本市第6次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのPR、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

※目標：水道水をおいしいと感じる市民の割合 80.7%（平成20年度）→ 85%（平成30年度）

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成23年9月に認定取得した水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施など水質検査のさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのPR

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをPRする。

・直結給水方式の利用推進、給水装置及び貯水槽水道の適正管理に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

エ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標（計画調整課、経営企画課）

指 標 名	基準年（H20）	H26年度	目標年（H30）
水の有効率（％）	93.7	92.6	97
耐震適合性のある基幹管路の割合（％）	66.4	74.0	80
水道水をおいしいと感じる市民の割合（％）	80.7	81.7	85

(3) 主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内 人口（人） (A)	現在給水			普及率 (%) (B/A)
	人口（人）	世帯数		人口（人） (B)	世帯数	件数（件）	
22	732,832	303,080	719,036	685,152	285,479	312,288	95.3
23	734,361	306,170	732,949	688,916	288,392	315,231	94.0
24	737,294	309,890	735,818	692,456	292,921	318,719	94.1
25	738,371	313,082	736,082	695,171	296,302	322,449	94.3
26	739,015	315,993	737,556	696,539	299,228	326,217	94.4

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m³)	1日最大 配水量 (m³)	1日最小 配水量 (m³)	1日平均 配水量 (m³)	1人1日 最大配水量 (ℓ)	1人1日 平均配水量 (ℓ)
22	80,445,658	242,293	178,948	220,399	354	322
23	80,100,709	242,262	176,191	218,854	352	318
24	79,959,052	238,696	181,028	219,066	345	316
25	80,541,922	246,121	183,923	220,663	354	317
26	79,340,968	232,249	184,110	217,373	341	312

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m³) (A)	総有収水量 (m³) (B)	1日平均 有収水量 (m³)	有収率 (%) (B/A)	無収水量 (m³) (C)	無収率 (%) (C/A)
22	80,445,658	73,298,064	200,817	91.1	7,147,594	8.9
23	80,100,709	72,797,496	198,900	90.9	7,303,213	9.1
24	79,959,052	72,318,699	198,133	90.4	7,640,353	9.6
25	80,541,922	72,102,112	197,540	89.5	8,439,810	10.5
26	79,340,968	71,139,739	194,903	89.7	8,201,229	10.3

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m³) (A)	総有収水量 (m³) (B)	無収有効 水量 (m³) (C)	総有効水量 (m³) (D=B+C)	1日平均 有効水量 (m³)	有効率 (%) (D/A)	無効水量 (m³) (E)	無効率 (%) (E/A)
22	80,445,658	73,298,064	2,393,577	75,691,641	207,374	94.1	4,754,017	5.9
23	80,100,709	72,797,496	2,436,018	75,233,514	205,556	93.9	4,867,195	6.1
24	79,959,052	72,318,699	2,377,606	74,696,305	204,647	93.4	5,262,747	6.6
25	80,541,922	72,102,112	2,295,332	74,397,444	203,829	92.4	6,144,478	7.6
26	79,340,968	71,139,739	2,317,033	73,456,772	201,251	92.6	5,884,196	7.4

才 水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長 （合計：m）
22	44,184	58,009	3,066,270	3,168,463
23	44,489	52,076	3,121,988	3,218,553
24	44,417	52,482	3,169,037	3,265,936
25	44,365	57,453	3,207,901	3,309,719
26	44,369	56,563	3,265,411	3,366,343

力 口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	一 般 用								浴場 営業用	その他	合計
	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm			
22	39,888	14,790	4,780	4,764	4,076	3,093	1,395	387	18	88	73,298
23	39,549	14,779	4,769	4,764	4,027	3,054	1,362	380	16	97	72,797
24	39,170	14,889	4,667	4,740	3,977	3,032	1,332	394	12	104	72,319
25	39,079	14,883	4,599	4,763	3,963	2,998	1,300	377	11	129	72,102
26	38,499	14,795	4,489	4,725	3,937	2,968	1,220	372	10	124	71,140

キ 用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
22	58,728	1,378	2,177	2,420	1,378	6,635	542	39	73,298
23	58,196	1,350	2,185	2,571	1,258	6,613	603	19	72,797
24	57,855	1,305	2,146	2,610	1,234	6,534	608	26	72,319
25	57,719	1,279	2,082	2,648	1,223	6,510	608	33	72,102
26	57,001	1,237	1,993	2,694	1,194	6,403	578	41	71,140

ク 漏水防止対策（水相談課）

区分 年度	調査管路延長（km）	修理件数（件）	推定防止量（m ³ /日）
22	2,041	639	2,282
23	2,055	754	2,063
24	2,209	389	964
25	2,644	592	2,153
26	2,437	582	2,143

(4) 料金及び加入金（料金課・給排水設備課）

ア 水道料金

平成 25 年 12 月 25 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一般用	13mm	972 円	1 m ³ 以上	11 m ³ 以上	21 m ³ 以上	31 m ³ 以上	41 m ³ 以上
	20mm	1,339.2 円	10 m ³ 以下	20 m ³ 以下	30 m ³ 以下	40 m ³ 以下	
	25mm	1,825.2 円	16.2 円	145.8 円	172.8 円	199.8 円	237.6 円
	40mm	4,158 円	1 m ³ 以上 50 m ³ 以下 237.6 円	51 m ³ 以上 100 m ³ 以下 259.2 円	101 m ³ 以上 500 m ³ 以下 280.8 円	501 m ³ 以上 313.2 円	
	50mm	9,018 円					
	75mm	16,038 円					
	100mm	27,648 円					
	150mm	59,400 円					
浴 場 営 業 用		150 m ³ 以下 5,616 円	151 m ³ 以上 1 m ³ につき 59.4 円				
一 時 用		1 m ³ につき 567 円					
私 設 消 火 栓		口径 50mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 324 円					
		口径 50mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 648 円					

※料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舍、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用する。

ウ 加入金

平成 25 年 12 月 25 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

メーター口径 (mm)	基準額 (税込)
13	64,800 円
20	129,600 円
25	194,400 円
40	648,000 円
50	1,296,000 円
75	3,240,000 円
100	6,480,000 円
150	12,960,000 円

※北区植木町を除く

エ 料金収納状況

(平 27. 3. 31 現在/税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
22	3,280,250	12,696,950,388	3,273,153	12,679,344,727	99.78	99.86
23	3,314,283	12,597,443,140	3,307,639	12,580,720,562	99.80	99.87
24	3,353,443	12,518,444,411	3,347,148	12,499,887,159	99.81	99.85
25	3,397,734	12,498,995,588	3,389,944	12,479,320,554	99.77	99.84
26	3,440,096	12,631,531,078	2,936,870	10,873,459,661	85.37	86.08

※東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成26年度の収納額は平成27年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

(5) 経営状況 (経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位: 千円/税込)

年 度 事 項	22	23	24	25	26
(収益的収支)					
収益的收入	13,474,515	13,421,456	13,312,418	13,420,099	14,166,584
収益的支出	11,056,100	11,128,176	10,931,307	11,122,440	12,734,824
収益的収支	2,418,415	2,293,280	2,381,110	2,297,659	1,431,760
(資本的収支)					
資本的收入	2,737,033	2,617,623	3,416,973	5,584,937	2,434,927
資本的支出	6,919,078	8,202,911	10,152,046	12,416,466	8,376,570
資本的収支	△4,182,045	△5,585,288	△6,735,073	△6,831,529	△5,941,643

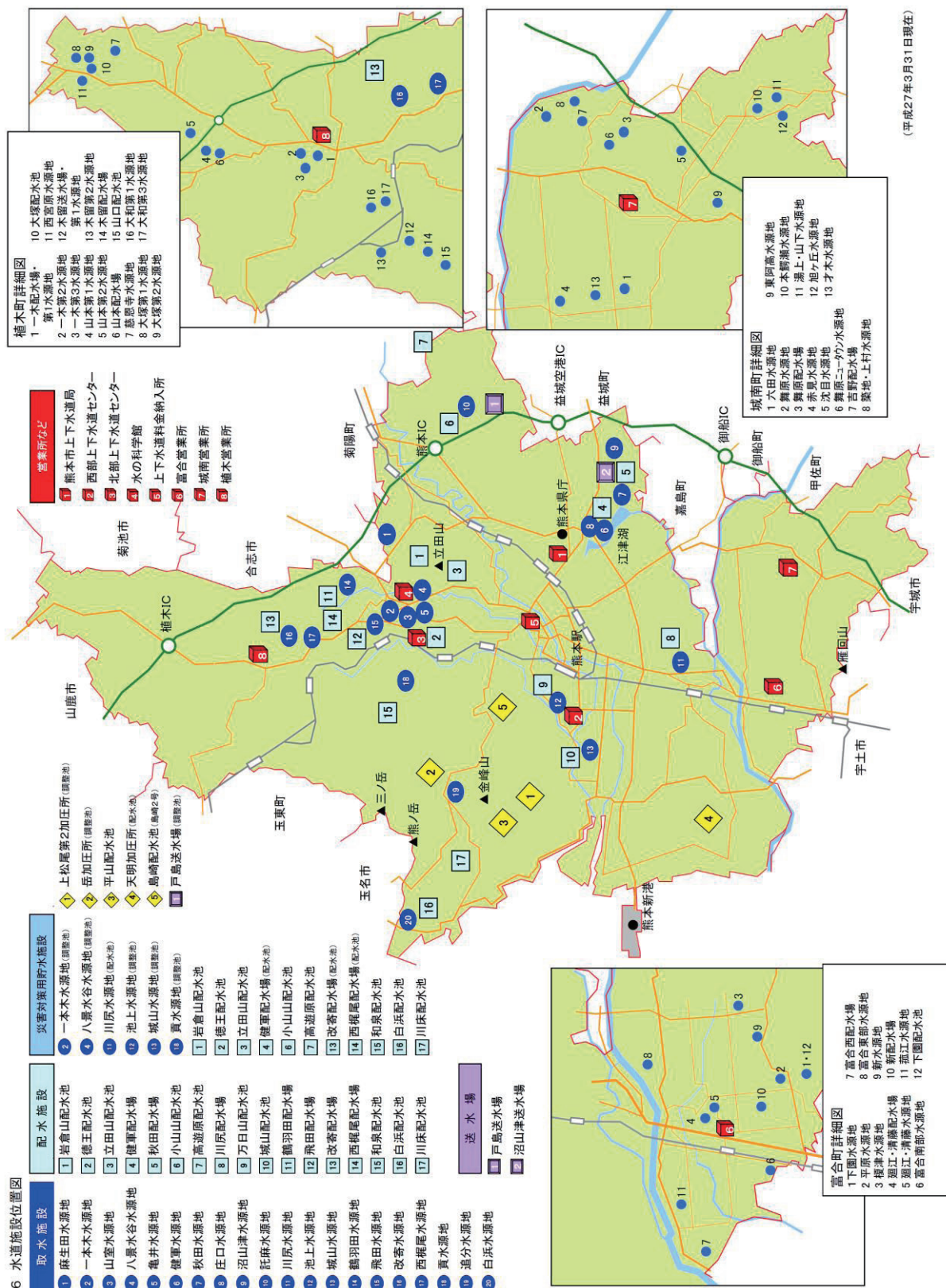
※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位: 千円)

年 度 事 項	22	23	24	25	26
資産の部	105,978,157	108,112,314	111,185,219	117,317,985	118,972,914
負債・資本合計	105,978,157	108,112,314	111,185,219	117,317,985	118,972,914
負債の部	3,008,556	2,828,750	3,528,942	3,873,399	59,275,658
資本の部	102,966,902	105,283,564	107,656,278	113,444,586	59,697,256
企業債残高	33,231,763	32,596,455	31,665,618	33,827,236	1,799,854

(6) 施設等
ア 水道施設概略図



(平成27年3月31日現在)

イ 水運用センター（水運用課）

所在地	中央区水前寺6丁目2番45号（局舎3階）
竣工	昭和58年7月、平成13年10月、平成27年4月更新
目的	健軍水源地をはじめとする市内全域の送配水設備の情報処理及び遠隔監視制御をコンピュータによる一元管理によって、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設 備 概 要	①	情報処理設備			
		監視制御系サーバ（デュアル）	1 式		
		アプリケーションサーバ	1 台		
		メンテナンスワークステーション	1 台		
		データメンテ操作 P C	1 台	GW装置(広域イーサネット網)	1 式
		操作端末装置	3 台	GW装置（携帯網）	1 式
		情報表示用 P C	1 台	液晶大型表示装置	1 式
		プリンタ	2 台	表示端末装置	2 台
		ネットワーク機器	1 式		
	②	遠隔監視制御設備			
		広域ネットワーク網系		3 9 箇所	
		携帯網系		4 3 箇所	
	③	地震計			1 式
	④	業務用無線設備			1 式
	⑤	簡易テレメータ装置			1 5 箇所

ウ 水質管理室（水運用課）

所	在	地	中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号（局舎 2 階）	
竣	工		平成 2 6 年 2 月	
主な水質分析機器		ガスクロマトグラフ質量分析装置		3 台
		高速液体クロマトグラフ質量分析装置		1 台
		イオンクロマトグラフ		3 台
		高速液体クロマトグラフ		1 台
		誘導結合プラズマ発光分光分析装置		1 台
		誘導結合プラズマ質量分析装置		1 台
		水銀分析装置		1 台
		全有機炭素計		1 台

年度別水質検査検体数（水運用課）

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
原水	358	347	337	326	312
浄水	108	105	98	92	161
給水栓水	647	615	612	576	495
依頼水	709	570	505	400	339
苦情水	151	69	127	128	88
洗管水	408	488	630	525	501
工業用水	12	12	12	12	12
合計	2,393	2,206	2,321	2,059	1,908

エ 水道サービス公社（総務課）

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

名 称	公益財団法人 熊本市水道サービス公社
所 在 地	中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号
設 立 年 月 日	平成 4 年 3 月 3 0 日
事業開始年月日	平成 4 年 4 月 1 日
目 的	公社は、水道水の有効利用の促進と品質確保及び節水型社会の形成を推進することにより、熊本地域の良質な水道資源である地下水を保全し、もって地域社会の健全な発展と市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。
事 業	・給水装置の維持管理に関する支援事業 ・水道に関する知識の普及啓発事業 ・節水意識向上に関する普及啓発事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	30,000 千円
決 算	収入 200,522 千円
（平成 26 年度）	支出 197,515 千円

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手して以来66年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境（特に水環境）を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター（旧蓮台寺下水処理場）、東部浄化センター（旧秋津下水処理場）、南部浄化センター（旧川尻下水処理場）、西部浄化センター（旧小島下水処理場）、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

なお、平成22年3月の旧城南町・旧植木町との合併に伴い両町の下水道事業も本市が引き継ぎ統合している。

(2) 下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積38,954haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,724haを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の9処理区に分割し、当面の目標となる予定処理区域13,026haについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成26年度末における下水道普及率は87.9%である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、熊本市電緑のじゅうたん事業の水やりにも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成25年4月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効活用率100%を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きよの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア 公共下水道の全体計画区域（計画調整課）



H27.3.31時点

行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率 (%)
729,161人	645,030人	87.9

水道

イ 下水道事業計画（計画調整課・下水道整備課）

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年14月11日
 完工年月日 平成41年13月31日
 排除方式 合流式、分流式

（平成27年3月31日現在）

	区 分	基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
総 事 業	処理面積(ha)	13,724	11,374	82.9
	処理人口（人）	666,300	645,030	96.8
	污水ポンプ場（箇所）	33	32	97.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	544,492,665	446,420,475	82.0
	国庫補助（千円）	199,476,905	149,858,010	75.1
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	47,725,430	40,305,138	84.5
	市債（千円）	297,290,331	256,257,327	86.2
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,548	1,454	93.9
	処理人口（人）	85,000	89,082	104.8
	污水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,352	4,049	93.0
	処理人口（人）	263,200	271,539	103.2
	污水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,844	1,550	84.1
	処理人口（人）	90,900	93,699	103.1
	污水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,128	1,337	62.8
	処理人口（人）	74,800	58,678	78.4
	污水ポンプ場（箇所）	4	3	75.0
	雨水ポンプ場（箇所）	1	2	200.0
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区 （北部流域関連）	処理面積(ha)	2,355	2,302	97.7
	処理人口（人）	113,200	114,989	101.6
	污水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	污水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

区 分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
河 内 処 理 区	処理面積(ha)	81	0	0.0
	処理人口（人）	4,200	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
富 合 処 理 区 (宇土市終末処理場へ)	処理面積(ha)	410	170	41.5
	処理人口（人）	6,400	3,920	61.3
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
杉 島 処 理 分 区 (南部処理区へ)	処理面積(ha)	32.2	29	90.1
	処理人口（人）	400	544	136.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植 木 処 理 区 (北部流域関連)	処理面積(ha)	450	102	22.7
	処理人口（人）	14,200	2,557	18.0
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城 南 処 理 区	処理面積(ha)	556	381	68.5
	処理人口（人）	14,400	10,022	69.6
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ 下水道の維持管理（管路維持課、水再生課）

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、更新や補修を計画的に行っており、浄化センター・ポンプ場施設機器の更新率を平成30年度までに100%とすることを目標としている。

清掃実績（H26）

管きよ清掃延長	74,399m
管きよ浚渫土量	543m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（H26）

	BOD	SS
流 入 水	168	137
放 流 水	2.3	2.0

単位：mg/L

エ 下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成２５年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼動し、汚泥の有効利用率１００％を達成した。また、平成２５年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。

オ 熊本市第６次総合計画に基づく成果指標（計画調整課）

指 標 名	基準年（H20）	H26年度	目標年（H30）
汚水処理率（％）	87.6	95.2	99.1
浄化センター、ポンプ場の施設機器の更新率（％）	9	57.0	100
汚泥の有効利用率（％）	17	100	100

（３）主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区 分 年 度	行政区域内 人口（人）（A）	処理区域内 人口（人）（B）	人口普及率（％） （B/A）	水洗便所設置済 人口（人）（C）	水洗化率（％） （C/B）
22	729,048	620,130	85.1	597,493	96.4
23	729,189	628,728	86.2	607,492	96.6
24	731,815	633,038	86.5	612,514	96.8
25	732,877	643,344	87.8	622,006	96.7
26	733,516	645,030	87.9	625,654	96.9

イ 整備状況（計画調整課）

区 分 年 度	年度毎			累計		
	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きょ延長（m）
22	189	189	44,817	10,793	10,787	2,396,288
23	132	132	30,276	10,925	10,919	2,426,564
24	187	187	41,152	11,112	11,106	2,467,716
25	175	175	43,857	11,287	11,281	2,511,573
26	104	93	32,935	11,391	11,374	2,544,508

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課）

区 分 年 度	有収水量（m ³ ）（A）	汚水処理水量（m ³ ）（B）	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量（m ³ ）（C）	有収率（％） （A/（B+C））
22	71,744,637	72,719,229	11,544,720	85.1
23	70,984,261	73,584,701	11,960,306	83.0
24	70,619,226	72,876,769	12,077,523	83.1
25	70,915,399	73,671,745	11,865,166	82.9
26	70,035,829	71,662,905	11,818,564	83.9

(4) 下水道使用料・受益者負担金（料金課・給排水設備課）

ア 下水道使用料 平成25年12月25日公布
平成26年 4月 1日施行

汚水の種類	使用料	
	基本使用料	874.28 円
一般汚水	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ を超え 10 m ³ まで 14.39 円
		11 m ³ を超え 20 m ³ まで 128.57 円
		21 m ³ を超え 50 m ³ まで 169.71 円
		51 m ³ を超え 200 m ³ まで 205.71 円
		201 m ³ を超え 500 m ³ まで 246.85 円
		501 m ³ を超え 2,000 m ³ まで 287.99 円
		2,001 m ³ を超える分 334.28 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	12.34 円

- ※1 上記金額は消費税を含む。
- ※2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。
- ※3 排除汚水量に1m³未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

イ 受益者負担金

昭和44年9月1日付建設省都市局長通達 昭和50年12月19日条例公布
に基づき条例公布時の算出式 昭和51年 8月 1日賦課開始

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額：1 m²あたり 200 円

徴収方法：原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合には、
3年間の12回分割

ウ 下水道使用料収納状況 (平成27年3月31日現在：税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
22	2,909,956	11,177,233,887	2,899,665	11,114,152,703	99.65	99.44
23	2,964,629	11,126,817,219	2,954,847	11,065,563,261	99.67	99.45
24	3,021,633	11,078,696,006	3,012,919	11,016,251,566	99.71	99.44
25	3,079,504	11,115,572,470	3,069,315	11,070,173,297	99.67	99.59
26	3,102,772	11,231,088,801	2,654,590	9,671,797,586	85.56	86.12

- ※ 東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成26年度の収納額は平成27年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等

ア 水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別 年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（％）
22	620,130	597,493	96.3
23	628,728	607,492	96.6
24	633,038	612,514	96.8
25	643,344	622,006	96.7
26	645,030	625,654	96.9

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

- ・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ・市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事 330,000円以内／1箇所

し尿浄化槽切替工事 330,000円以内／1基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、36箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

＜条 件＞

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

種別 年度	申請件数 (件)	助成金額(円)
昭47～平14	2,054	756,797,400
15	12	3,636,000
16	11	4,590,600
17	7	4,068,000
18	4	1,463,000
19	4	1,206,200
20	1	225,200
21	1	574,000
22	2	971,600
23	2	416,300
24	3	4,150,300
25	2	2,487,100
26	0	0

(6) 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

事 項 \ 年 度	22	23	24	25	26
（収益的収支）					
収益的收入	16,696,319	16,849,245	16,775,481	16,564,763	21,666,749
収益的支出	15,465,734	15,703,472	15,316,095	15,152,273	21,132,484
収益的収支	1,230,584	1,145,773	1,459,386	1,412,490	534,265
（資本的収支）					
資本的收入	14,798,425	13,977,122	14,083,275	18,580,369	13,832,656
資本的支出	21,821,368	19,886,615	21,865,207	25,893,501	20,453,897
資本的収支	△7,022,943	△5,909,493	△7,781,932	△7,313,132	△6,621,241

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

事 項 \ 年 度	22	23	24	25	26
資産の部	314,144,428	318,474,414	327,373,532	336,168,503	289,871,694
負債・資本合計	314,144,428	318,474,414	327,373,532	336,168,503	289,871,694
負債の部	12,690,114	16,712,114	20,503,138	19,332,330	267,954,937
資本の部	301,454,313	301,762,300	306,870,394	316,836,173	21,916,757
企業債残高	151,046,075	149,494,541	147,959,378	148,865,185	9,403,185

(7) 施設等

ア 浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力 計画：63,300m³/日 現有：64,800m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和43年1月
 所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画：142,800m³/日 現有：138,300m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和47年12月
 所在地 東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力 計画：51,400m³/日 現有：52,600m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和62年4月
 所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画：34,100m³/日 現有：23,600m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 平成14年3月
 所在地 西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画：6,400m³/日 現有：4,700m³/日
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 平成10年12月
 所在地 南区城南町島田438

河内浄化センター（計画中）

処理能力 計画：2,100m³/日 現有：－
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 －
 所在地 －

イ 雨水幹線（水再生課）

雨水幹線名	旧都市 下水路名	延長（m）	集水面積 （ha）	備 考
坪井川雨水3号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 //
坪井川雨水5号幹線枝線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 //
健軍川雨水2号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 //
加勢川雨水5号及び5-1号	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 //
井芹川雨水8号幹線枝線	段 山	467	38	昭和45～48年度 //
白川雨水8号幹線	新 南 部	668	43	昭和46～48年度 //
井芹川雨水10号幹線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48～56年度 //
加勢川雨水3号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 //
加勢川雨水6号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 //
白川雨水14号及び15号幹	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 //
健軍川雨水7号幹線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 //
井芹川雨水13号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 //

ウ 下水道技術センター（総務課）

（平成27年4月1日現在）

名 称	公益財団法人 熊本市下水道技術センター
所 在 地	中央区水前寺6丁目2番45号
設 立 年 月 日	平成4年4月1日
目 的	センターは、より効率的な下水道事業を推進するため、下水道に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、下水道の整備促進及び適切な維持管理を行い、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。
事 業	・下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業 ・下水道技術者の養成及び講習に関する事業 ・排水設備工事責任技術者の登録管理に関する事業 ・下水道技術の調査及び研究に関する事業 ・排水設備の整備促進に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	50,000 千円
決 算	収入 120,652 千円
（平成26年度）	支出 121,945 千円

5 工業用水道事業

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。

今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円/税込)

年 度 事 項	22	23	24	25	26
(収益的収支)					
収益的収入	10,911	5,851	6,075	7,023	10,451
収益的支出	10,829	5,806	6,035	6,975	10,121
収益的収支	82	45	40	48	330
(資本的収支)					
資本的収入	0	0	0	0	0
資本的支出	1,029	0	0	270	3,257
資本的収支	△1,029	0	0	△270	△3,257

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

年 度 事 項	22	23	24	25	26
資産の部	76,297	76,388	76,438	77,477	73,801
負債・資本合計	76,297	76,388	76,438	77,477	73,801
負債の部	29	75	84	1,088	53,720
資本の部	76,268	76,313	76,354	76,389	20,081

ウ 業務指標

年 度 事 項	22	23	24	25	26
給水事業所数	6	6	7	9	9
配水量 (m ³)	20,422	19,746	22,984	31,682	37,709
有収水量 (m ³)	21,963	22,131	24,680	41,835	51,395

病 院

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 市 民 病 院 | 433 |
| 2 | 附 属 診 療 所 | 436 |
| 3 | 植 木 病 院 | 437 |

1 市 民 病 院

熊本市立熊本市民病院は、昭和21年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和54年、北館を昭和59年、研究管理棟を平成13年に建設、現在では診療科34科病床数556床（一般病床544床、感染症12床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開している。特に新生児医療については、新生児医療センター58床（NICU18床を含む）を設け、平成16年3月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成15年8月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成17年1月には県から地域がん診療拠点病院（平成20年2月から地域がん診療連携拠点病院）の指定、平成24年10月には県から地域医療支援病院の認定を受けた。

（1）概要（平27.4.1現在）

所 在 地	東区湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,055.13㎡
建物面積	延34,912.79㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建（一部7階建）
病 床 数	556床〔一般544床、感染症12床〕
主 な 設 備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、
診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、代謝内科、感染症内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、新生児内科、乳腺・内分泌外科、小児心臓外科、小児循環器内科、病理診断科、リハビリテーション科
職 員 数	668人（医師95人 看護師431人 医療技師80人 事務その他62人）※特別職を含む

（2）経営状況（※附属診療所、植木病院を含む）

（単位 千円）

	22	23	24	25	26
収 入	14,146,833	14,243,202	14,656,573	13,912,022	14,972,693
支 出	14,183,590	14,108,275	14,105,752	13,921,367	20,554,698
損 益	△36,757	134,927	550,821	△9,345	△5,582,005
利 益 剰 余 金	△2,471,921	△2,336,994	△1,786,173	△1,795,518	△7,004,220

(3) 使用料 (平27.4.1現在)

特 別 室A (22室) 1人1日	市内患者4,320円	市外患者6,480円
個 室B (25室) 1人1日	市内患者2,160円	市外患者3,240円
〃 C (18室) 1人1日	市内患者1,080円	市外患者1,620円

(※助産の場合、いずれも非課税)

(4) 科目別診療状況

科目	年度 患者数	22	23	24	25	26
内 科	入 院	55,714	52,379	47,113	41,399	40,246
	一日平均入院	152.6	143.1	128.7	113.4	110.3
	外 来	62,748	61,839	59,976	63,147	48,206
	一日平均外来	258.2	253.4	245.8	258.8	197.6
	計	118,462	114,218	107,089	104,546	88,452
精 神 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	8,805	9,318	8,691	8,729	7,322
	一日平均外来	36.2	38.2	35.6	35.8	30.0
	計	8,805	9,318	8,691	87,29	7,322
小 児 科	入 院	18,925	19,025	17,995	19,257	20,686
	一日平均入院	51.9	52.0	49.2	52.8	56.7
	外 来	12,856	12,088	12,436	15,019	12,057
	一日平均外来	52.9	49.5	51.0	61.6	49.4
	計	31,781	31,113	30,431	34,276	32,743
外 科	入 院	24,707	22,393	20,322	18,072	15,202
	一日平均入院	67.7	61.2	55.5	49.5	41.6
	外 来	25,557	24,322	24,611	22,237	21,364
	一日平均外来	105.2	99.7	100.9	91.1	87.6
	計	50,264	46,715	44,933	40,309	36,566
整 形 外 科	入 院	20,673	17,983	19,365	16,437	15,076
	一日平均入院	56.6	49.1	53.1	45.0	41.3
	外 来	19,180	19,172	19,240	13,645	13,624
	一日平均外来	78.9	78.6	78.5	55.9	55.8
	計	39,853	37,155	38,605	30,082	28,700
皮 膚 科	入 院	4,764	4,498	4,491	2,586	3,132
	一日平均入院	13.1	12.3	12.3	7.1	8.6
	外 来	26,937	24,782	24,394	15,797	14,858
	一日平均外来	110.9	101.6	100.0	64.7	60.9
	計	31,701	29,280	28,885	18,383	17,990
泌 尿 器 科	入 院	6,244	5,192	5,284	6,453	6,031
	一日平均入院	17.1	14.2	14.4	17.7	16.5
	外 来	8,904	9,166	9,069	9,347	9,092
	一日平均外来	36.6	37.6	37.2	38.3	37.3
	計	15,148	14,358	14,353	15,800	15,123
眼 科	入 院	2,982	2,458	2,557	2,288	2,004
	一日平均入院	8.2	6.7	7.0	6.3	5.5
	外 来	15,943	14,377	14,701	13,518	13,189
	一日平均外来	65.6	58.9	60.3	55.4	54.1
	計	18,925	16,835	17,258	15,806	15,193
耳 鼻 咽 喉 科	入 院	4,279	5,575	6,064	5,452	4,456
	一日平均入院	11.7	15.2	16.6	14.9	12.2
	外 来	9,304	8,557	8,564	7,504	6,752
	一日平均外来	38.3	35.1	35.1	30.8	27.7
	計	13,583	14,132	14,628	12,956	11,208
産 婦 人 科	入 院	13,642	13,133	13,288	11,948	12,534
	一日平均入院	37.4	35.9	36.3	32.7	34.3
	外 来	21,294	18,679	18,707	16,381	16,455
	一日平均外来	87.6	76.6	76.7	67.1	67.4
	計	34,936	31,812	31,995	28,329	28,989

科目	患者数	年度				
		22	23	24	25	26
菌 科	入 院	87	69	78	617	715
	一日平均入院	0.2	0.2	0.2	1.7	2.0
	外 来	11,719	11,087	10,322	9,782	10,135
	一日平均外来	48.2	45.4	42.3	40.1	41.5
	計	11,806	11,156	10,400	10,399	10,850
放 射 線 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	7,575	7,705	8,215	3,825	2,311
	一日平均外来	31.2	31.6	33.7	15.7	9.5
	計	7,575	7,705	8,215	3,825	2,311
麻 酔 科	入 院	202	328	310	119	267
	一日平均入院	0.6	0.9	0.8	0.3	0.7
	外 来	4,080	4,054	3,566	2,753	2,649
	一日平均外来	16.8	16.6	14.6	11.3	10.9
	計	4,282	4,382	3,876	2,872	2,916
脳神経外科	入 院	3,972	3,698	4,082	3,336	4,251
	一日平均入院	10.9	10.1	11.2	9.1	11.6
	外 来	3,320	3,508	3,459	2,807	2,527
	一日平均外来	13.7	14.4	14.2	11.5	10.4
	計	7,292	7,206	7,541	6,143	6,778
小 児 心 臓 外 科	入 院	1,639	1,345	1,466	1,505	1,524
	一日平均入院	4.5	3.7	4.0	4.1	4.2
	外 来	169	194	257	347	189
	一日平均外来	0.7	0.8	1.1	1.4	0.8
	計	1,808	1,539	1,723	1,852	1,713
心 臓 血 管 外 科	入 院	1,903	1,481	1,252	1,181	1,111
	一日平均入院	5.2	4.0	3.4	3.2	3.0
	外 来	570	540	497	420	417
	一日平均外来	2.4	2.2	2.0	1.7	1.7
	計	2,473	2,021	1,749	1,601	1,528
合 計	入 院	159,733	149,557	143,667	131,247	127,235
	一日平均入院	437.6	408.6	392.5	359.6	348.6
	外 来	238,961	229,388	226,705	208,034	181,147
	一日平均外来	983.4	940.1	929.1	852.6	742.4
	計	398,694	378,945	370,372	339,281	308,382

(5) 感染症患者収容状況

赤 痢	平成14年以降なし
腸 チ フ ス	平成17年以降なし
日 本 脳 炎	平成9年以降なし
コ レ ラ	平成10年以降なし
パ ラ チ フ ス	平成17年以降なし

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

（６）新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では２４時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

(単位 人)

年 度 項 目	22	23	24	25	26
出生体重 1,500g 未満	55	48	120	59	56
出生体重 1,500g 以上 2,500g 未満	117	124	49	93	123
出生体重 2,500g 以上	413	402	370	348	406
合 計	585	574	539	500	585
うち新生児専用救急車による搬送者	124	109	112	132	143

２ 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和３８年河内芳野町立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和６３年に老朽化した施設を改築し、平成３年２月１日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成４年４月１日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所 在 地 西区河内町野出１４１０番地

敷地面積 ７２９．５０㎡

建物面積 ３８１．４７㎡

構 造 木造１階建

診療科目 内科、外科、小児科

利用状況

年度 区分	22	23	24	25	26
外 来 数 (人)	3,196	3,223	3,280	2,838	2,851

3 植木病院

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数141を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

(1) 概要

所在地	北区植木町岩野285-29
敷地面積	14,111.49㎡
建物面積	延10,564㎡
構造	鉄筋コンクリート造地上5階建
病床数	141床[一般102床(うち地域包括ケア病床10床、人間ドック病床2床)、療養39床]
職員数	医師10人 看護職員61人 医療技術員15人 事務その他9人

(2) 使用料

特別室 A (5室) 1人1日	5,400円
B (14室) 1人1日	3,240円
C (10室) 1人1日	2,700円

(3) 科目別診療状況

年度 科目 \ 患者数		22	23	24	25	26
内科	入院	14,203	13,849	16,076	17,572	20,108
	一日平均入院	38.9	37.8	44.0	48.1	55.1
	外来	13,793	14,803	15,125	16,076	17,642
	一日平均外来	56.8	60.7	61.7	65.9	72.3
	計	27,996	28,652	31,201	33,648	37,750
循環器内科	入院	4,066	5,865	6,400	5,450	3,231
	一日平均入院	11.1	16.0	17.5	14.9	8.9
	外来	6,005	6,568	6,516	7,069	5,763
	一日平均外来	24.7	26.9	26.6	29.0	23.6
	計	10,071	12,433	12,916	12,519	8,994
脳神経外科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	92	80	94	85	92
	一日平均外来	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4
	計	92	80	94	85	92
外科	入院	7,077	6,844	4,980	4,207	5,184
	一日平均入院	19.4	18.7	13.6	11.5	14.2
	外来	6,284	6,034	5,622	5,422	4,568
	一日平均外来	25.9	24.7	22.9	22.2	18.7
	計	13,361	12,878	10,602	9,629	9,752
整形外科	入院	11,969	10,844	10,684	9,620	9,182
	一日平均入院	32.8	29.6	29.3	26.4	25.2
	外来	7,094	6,504	6,469	5,907	5,246
	一日平均外来	29.2	26.7	26.4	24.2	21.5
	計	19,063	17,348	17,153	15,527	14,428
合計	入院	37,315	37,402	38,140	36,849	37,705
	一日平均入院	102.2	102.2	104.5	101.0	103.4
	外来	33,268	33,989	33,826	34,559	33,311
	一日平均外来	136.9	139.3	138.0	141.6	136.5
	計	70,583	71,391	71,966	71,408	71,016

教 育

1	概 況	441
2	学 校 教 育	442
3	図 書 館	461
4	熊 本 博 物 館	465

1 概況

国際化、高度情報化、少子高齢化の進展などにより社会が大きく変化する中において、次代を担う子どもたちが自らの力で未来を切り拓いていく人間としての実践的な力である「生きる力」を育むため、その基盤となる学校教育においても、日々、様々な取り組みがなされており、国においても種々の義務教育制度改革が進められている。

一方、家庭、地域社会の教育力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域社会、それぞれがその役割を果たしつつ連携を深め、子どもたちを社会全体で育てる環境をつくることが重要であり、また、市民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化する中で、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会へ還元されるような生涯学習社会の構築が求められている。

このような中、平成21年3月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、まちづくりの重点的取り組みである4つのわくわくプロジェクトのうち、「くらし わくわくプロジェクト」、「めぐみ わくわくプロジェクト」及び「おでかけ わくわくプロジェクト」に具体的な取り組みを掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成23年2月に熊本市教育振興基本計画を策定し、本市教育が目指す基本的な方向と目標を明らかにしており、平成26年3月に見直しを行った。さらに、市の総合計画の施策体系との整合性を図りながら実施計画を策定し、第1期を平成23年度～25年度までの3年間、第2期を平成26年度～28年度までの3年間として、熊本市教育振興基本計画の実現に向けた施策を計画的・総合的に実施している。

(1) 熊本市教育振興基本計画（計画期間：平成23年度～30年度）

ア 基本理念

学び わくわく くまもとの人づくり～徳・知・体の調和のとれた教育都市くまもとを目指して～

イ 基本理念を実現するための4つの人づくり

・学びを求める人づくり ・学びを深める人づくり ・学びを活かす人づくり ・学びでつなぐ人づくり

(2) 平成27年度熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

(3) 平成27年度教育目標

- 学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育成する。
- 多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

(4) 取り組みの方向

- | | | |
|------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 1 乳幼児期における教育の推進 | 2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進 | 3 市民の生涯を通じた学習の推進 |
| ・幼児教育の充実 | ・豊かな人間性の育成 | ・学習活動の充実と支援 |
| ・子どもたちの成長支援 | ・確かな学力の向上 | ・生涯スポーツの振興 |
| ・家庭教育の環境整備 | ・健やかな体の育成 | ・文化の振興と文化財の保全・活用 |
| | ・教育環境の整備 | |

(5) 熊本市教育振興基本計画第2期実施計画アクションプログラム（平成26年度～28年度）

- | | | | |
|-----------|------------|--------------|----------------|
| 1 豊かな心の育成 | 2 学力・体力の向上 | 3 特別支援教育の充実 | 4 いじめ・不登校等への対応 |
| 5 学校支援の充実 | 6 教職員の育成 | 7 図書館・博物館の充実 | |

2 学校教育

現在、いじめの社会問題化、少年による重大事件の続発、インターネットを通じたトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は、憂慮すべき状況になっている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな人間性」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

平成27年度の主な事業は次のとおりである。

豊かな人間性の育成

- ・心の教育の推進（ナイストライ事業経費、感性をみがく教育の推進、情報モラル教育経費 他）（指導課、教育センター）
- ・教育相談の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）配置事業 他）（総合支援課）
- ・特別支援教育の充実（学級支援員派遣経費 他）（総合支援課）
- ・人権教育の推進（子どもフォーラム開催経費 他）（人権教育指導室）

確かな学力の向上

- ・教育内容の充実（少人数学級関係経費、「学びノート教室」開催経費、日本語力向上経費 他）（指導課、教育センター）
- ・学校図書館の充実（学校図書館充実経費、学校図書館支援センター推進事業）（学務課、図書館）
- ・就学支援の充実（就学援助経費、就学奨励経費）（学務課、総合支援課）
- ・国際教育の充実（英語指導者招致事業、ブラッシュアップイングリッシュ事業 他）（指導課）
- ・教育の情報化の推進（地域教育情報ネットワーク経費、ＩＣＴ環境充実事業）（教育センター、教育政策課、総合支援課）
- ・教職員研修の充実（教職員研修経費、教職員の資質・指導力向上経費 他）（指導課、教育センター）

健やかな体の育成

- ・健康づくりの推進（子どもの健康づくり・体力向上推進経費 他）（健康教育課）
- ・学校給食の充実（学校給食・食育推進事業）（健康教育課）

教育環境の整備

- ・学校施設の整備（分離新設校建設事業、特別支援学校建設事業、空調設備設置経費 他）（施設課）
- ・学校安全の推進（学校安全推進経費）（健康教育課）

学校・家庭・地域社会の連携の推進

- ・学校・家庭・地域社会との連携（学校・地域連携推進経費）（学務課）

(1) 市内学校数 (学務課)

(平27.5.1現在)

区分 \ 校種別	大 学	短 大	高 校	特別支援 学 校	中 学	小 学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2		42 (1)	94 (1)	8	146 (2)
私	6	1	14		9		49	79
合計	8	1	27	5	52 (1)	95 (1)	58	246 (2)

(注) () は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人(旧国立熊本大学)

(2) 市立学校児童・生徒数 (学務課・教職員課)

(平27.5.1現在)

区分 \ 校種別	学 校 数	学 級 数	児童・生徒	教 員 数
幼稚園	8	29	561	54
小学校	94 (1)	1,637	40,790	2,392
中学校	42 (1)	697	20,271	1,358
高等学校	2	42	1,672	118
専修学校	1	7	138	10
合計	147 (2)	2,412	63,432	3,932

(注) () は分校の数

(3) 児童・生徒数の変遷 (学務課)

(各年度 5.1現在)

年度 区分		23	24	25	26	27
児 童 生徒数	小学校	41, 863	41, 338	40, 924	40, 934	40, 790
	中学校	20, 553	20, 417	20, 531	20, 332	20, 271

(4) 学校施設の現況 (施設課)

ア 小学校施設の現況

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
1	壺 川	391	22	15	4,278	62		4,340	S	594
2	碩 台	190	12	7	3,410	196		3,606	S	594
3	白 川	443	26	18	4,187	74		4,261	R	919
4	城 東	224	16	11	4,377	66		4,443	S	725
5	慶 徳	136	22	11	4,220	47		4,267	R	919
6	一 新	413	25	16	4,261	82		4,343	S	725
7	五 福	242	18	11	3,155	3		3,158	R	804
8	向 山	472	25	18	3,947	173		4,120	S	725
9	黒 髪	489	35	20	5,418	58		5,476	R	796
10	大 江	458	21	16	4,481	62		4,543	S	725
11	本 荘	61	13	8	4,030	52		4,082	R	894
12	春 竹	530	35	22	5,348	94		5,442	S	1,049
13	古 町	126	12	7	2,785	54		2,839	S	532
14	春 日	243	17	12	4,286	62		4,348	S	725
15	城 西	726	38	28	6,164	144		6,308	R	1,170
16	花 園	414	21	17	4,819	73		4,892	S	945
17	池 田	498	25	19	4,910	43		4,953	S	594
18	出 水	474	27	18	4,435	218		4,653	S	826
19	白 坪	580	35	23	5,493	162		5,655	S	945
20	画 図	982	48	34	5,053	77		5,130	S	919
21	砂 取	474	25	18	4,581	103		4,684	R	1,119
22	健 軍	654	46	27	6,574	299	50	6,923	S	945
23	清 水	551	34	22	5,574	164		5,738	R, S	1,036
24	日 吉	437	27	17	5,253	206		5,459	S	945
25	川 尻	473	27	21	5,034	147		5,181	R	1,049
26	力 合	604	34	23	4,802	185		4,987	S	594
27	御 幸	585	31	22	4,737	198		4,935	R	1,039
28	田 迎	485	26	19	4,477	121	19	4,617	R	1,203
29	高 橋	114	10	6	1,849	62		1,911	R	666
30	池 上	271	19	13	3,675	29		3,704	R	919
31	城 山	755	36	26	5,279	67		5,346	S	924
32	託 麻 原	715	37	27	6,425	127		6,552	R	1,049
33	秋 津	536	28	20	4,868	64		4,932	R	923
34	松 尾 東	24	7	4	1,365	49		1,414	R	532
35	松 尾 西	37	7	4	1,486	62		1,548	S	613
36	松 尾 北	13	6	3		691		691	S	617
37	泉 ケ 丘	357	19	14	4,741	59		4,800	R	919
38	小 島	165	14	9	2,722	127		2,849	R	1,093
39	龍 田	1,256	55	42	5,583	49		5,632	S	850
40	帯 山	835	44	29	5,986	167		6,153	S	1,069
41	中 島	199	13	9	2,946	98	14	3,058	S	532
42	白 山	596	33	23	4,984	53		5,037	R	1,049
43	若 葉	442	24	17	4,553	65		4,618	R	1,049
44	城 北	526	33	21	5,317	103		5,420	S	1,017
45	尾 ノ 上	749	40	27	5,850	72		5,922	S	792
46	西 原	764	41	28	5,112	101		5,213	S	792

(平27. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数											多目的 スペース	プールの施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
3,979	5,125		9,104	15	1		1	1	1		1	2	1	1	483	平26	5	
5,966	6,127		12,093	7	1	1	2	1	1		1	2	2	1		平13	6	
7,199	5,709		12,908	18	1		1	1	1		1	1	0			平13	7	
6,763	8,634		15,397	11	1	1	1	1	1		1	2	3	1		平7	7	
3,698	2,865		6,563	13	1		1	1	1		1	1	4	2	510	平7	5	
5,578	7,037		12,615	16	1	1	2	1	1		1	1		1		平12	7	
4,299	2,383		6,682	12	1		1		0		1	1	1		318	平5	5	昭52.10
7,040	9,521		16,561	16	1		1	1	1		1	1	1	1		平7	7	
5,532	4,940		10,472	26	1		1	1	1		1	1	2	2		昭55	8	
5,995	5,729		11,724	16	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平16	6	
7,004	4,529		11,533	8	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		平17	6	
8,550	6,915		15,465	22	1		1	1	1		1	1	2	1		平5	7	
5,245	5,939		11,184	7	1	0	1	1	1		1	1				平14	6	
7,810	6,414		14,224	12	1	0	1	1	1		1	1	4			平2	7	昭49. 9
11,142	9,135		20,277	27	1		1	1	1		1	2	1	1		平3	7	昭60. 9
6,107	11,092		17,199	17	1	1	1	1	1		1	1	3	1		昭63	7	昭57.10
8,312	3,385	872	12,569	19	1	1	1	1	1		1	1	2			昭36	7	
6,961	4,721		11,682	20	1		1	1	1		1	1	1	1		平15	6	
7,028	8,976		16,004	24	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平9	7	
9,505	7,773		17,278	25	1		1		1		1	1		1		平8	7	昭54.10
9,911	8,163		18,074	18	1	0	1	1	1		1	1	0	1		平15	7	
10,174	15,233	271	25,678	33	1	1	1	1	1		1	1	4	1		平12	7	
10,043	6,806		16,849	23	2	1	2	1	1		1	1	2	2		昭63	7	昭49. 9
8,314	6,885		15,199	21	1		1	1	1		1	2	3	2		平4	7	昭55. 4
10,682	11,871		22,553	21	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平7	7	昭60. 9
5,302	11,685		16,987	23	1	1	1		1		1	1	1	1		平14	7	昭60. 4
9,746	9,041		18,787	21	1	1	1	1	1		1	1	0	1		平13	7	昭52.10
6,340	7,173		13,513	20	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平11	7	昭62. 3
2,726	4,545		7,271	6	1		1	1	1		1	1				昭62	6	
6,723	6,484	2,881	16,088	13	1	1	1	1	1		1	1	0	1	604	昭62	8	平元. 5
10,209	14,218		24,427	22	1		1	1	1		1	1	2	1		昭57	8	昭57. 4
10,963	5,430	5,355	21,748	28	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平元	7	
9,024	7,080		16,104	19	1		2	1	1		1	1	2	1		平2	7	
2,808	5,701		8,509	4	1		1	1			1	1	0			昭62	6	昭63. 2
2,863	4,688	741	8,292	4	1		1				1	2	2	1		平17	4	
2,304	1,337	54	3,695	3	1							1	1			昭51	4	
10,384	7,978		18,362	14	1	2	1	1	1		1	1	4	1		平16	7	
6,861	5,601		12,462	9	1		1	1	1				3	1	148	平16	6	
7,801	5,815	940	14,556	29	2		1		1		1	1	1	3		昭63	7	昭62. 8
8,826	11,426		20,252	30	2		2	1	1		1	1	1	1		平12	7	
5,089	8,440		13,529	9	1	0	1	1	1		1	1	2	1		平14	7	
10,053	10,146		20,199	23	1	0	1	1	1		1	1		1		平4	7	
7,610	11,174		18,784	17	1	2	1	1	1		1	1	2	1		平16	6	
9,530	9,428		18,958	22	1		1	1	1		1	1	1	1		昭39	7	昭60. 9
10,651	10,783		21,434	29	1	1	1	1	2		1	1	2			平15	7	昭55.11
6,290	12,794		19,084	27	1		1	1	1		1	1	1	1		平17	7	昭49. 9

番 号	学 校 名	児 童 数	教 員 数	学 級 数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				屋内運動場	
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計	構造	
47	高 平 台	615	30	23	5,287	81		5,368	S	945
48	楠	335	23	14	6,253	71		6,324	S	802
49	託 麻 東	925	44	32	5,234	108		5,342	S	725
50	託 麻 西	821	42	30	6,492	62	33	6,587	S	945
51	託 麻 北	505	28	20	4,063	62		4,125	R	920
52	桜 木	455	24	18	6,298	62		6,360	S	725
53	東 町	534	34	22	5,874	52		5,926	S	945
54	麻 生 田	515	29	21	5,090	128		5,218	S	945
55	武 蔵	428	25	18	4,908	62		4,970	S	945
56	帯 山 西	581	32	22	4,256	62		4,318	S	725
57	月 出	515	27	18	5,853	62		5,915	S	945
58	出 水 南	794	37	26	5,942	62		6,004	S	945
59	健 軍 東	329	21	14	5,898	62		5,960	S	725
60	城 南	369	21	16	3,915	62		3,977	S	725
61	田 迎 南	538	28	21	4,110	72		4,182	S	725
62	弓 削	328	20	15	2,944	67		3,011	S	695
63	託 麻 南	1,064	52	36	5,655	108		5,763	S	725
64	山 ノ 内	576	29	22	5,481	53		5,534	S	724
65	榆 木	477	25	17	3,770	53		3,823	S	918
66	川 上	587	32	22	4,613	53		4,666	S	745
67	西 里	407	23	16	3,504	869		4,373	R	1,161
68	北 部 東	605	33	22	4,844	129		4,973	S	1,337
69	芳 野	61	10	6	1,913	23	29	1,965	R	797
70	河 内	132	10	6	2,890	0	0	2,890	S	862
	白 浜 分 校	19	3	2	1,072	18		1,090		
71	飽 田 東	456	24	18	3,209	79		3,288	S	680
72	飽 田 南	124	14	9	1,387	32		1,419	S	680
73	飽 田 西	155	12	7	1,456	51		1,507	S	680
74	中 緑	44	9	6	1,500	47		1,547	S, W	413
75	銭 塘	109	12	8	2,113	65		2,178	S	378
76	奥 古 閑	134	12	7	3,125	41		3,166	S	680
77	川 口	79	11	7	2,218	54		2,272	S	420
78	長 嶺	984	51	36	6,313	13		6,326	R	1,049
79	日 吉 東	473	26	19	3,745	53		3,798	R	919
80	桜 木 東	501	27	20	3,383	72		3,455	R	919
81	富 合	603	32	23	3,860	120		3,980	S	919
82	杉 上	367	25	15	3,414	198		3,612	S	802
83	隈 庄	590	34	24	4,181	240		4,421	S	800
84	豊 田	256	20	13	3,427	55		3,482	S	800
85	植 木	383	28	18	3,504	31	74	3,609	R	919
86	山 本	77	11	7	2,505	54	22	2,581	R	797
87	田 原	104	13	8	2,505	91	9	2,605	R	797
88	菱 形	230	17	11	3,887	30	51	3,968	R	920
89	桜 井	316	20	14	3,869	133	44	4,046	R	963
90	山 東	183	14	8	3,213	27	77	3,317	R	922
91	吉 松	171	15	8	3,298	67	58	3,423	R	919
92	田 底	109	13	8	2,643	78		2,721	S	541
93	田 迎 西	633	34	23	6,149	0		6,149	R	1,226
94	力 合 西	485	27	19	4,802	0		4,802	R	1,199
	合 計	40,790	2,392	1,637	398,695	9,344	480	408,519		79,453

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数											多目的 スペース	ブール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
6,766	19,296	616	26,678	22	1	1	1	1	1		1	1	2	2		平18	6	昭49. 9
9,187	9,131		18,318	18	1	1	1	1	2		1	2	6	2		平21	7	
7,818	17,154		24,972	27	1		1		1		1	1	1	2		平18	6	
10,482	7,181	144	17,807	30	1	1	1	1	1		1	1	2	2		平19	7	昭52. 10
7,637	8,130	990	16,757	19	1		1	1	1		1	1				昭63	6	昭60. 4
9,509	11,297		20,806	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	534	昭46	6	昭49. 9
10,764	9,508		20,272	24	1	1	1	1	1		1	1		1		昭50	7	昭54. 10
6,652	10,435	3,106	20,193	21	1		1	1	1		1	1	0			昭52	8	
9,379	8,723		18,102	18	1	0	1	1	1		1	1	3	1		昭53	8	
6,925	11,040		17,965	18	1		1	1	1		1	1	0	1		昭54	8	
11,365	12,604		23,969	18	1	1	1	1	1		1	1	7	1		昭54	8	昭55. 11
8,768	7,519		16,287	26	1		1	1	1		1	2	2	1		昭55	8	
7,985	13,400		21,385	14	1	0	1	1	1		1	2	9	1	128	昭57	8	昭58. 3
8,532	12,060	2,041	22,633	15	1		1	1	1		1	1	1	1		昭57	8	昭57. 12
9,732	15,970		25,702	18	1		1	0	1		1	1		1		昭58	8	昭58. 3
9,578	9,016		18,594	13	1		1	1	1		1	1		1		昭58	8	昭58. 3
10,266	11,335		21,601	28	2		1	1	1		1	1		1		昭58	8	昭60. 4
13,570	15,379		28,949	22	1	1	1	1	1		1	2	2	1	270	昭59	8	昭61. 10
8,269	10,168	422	18,859	17	1		1	1	1		1	1			225	昭60	8	
11,188	13,291		24,479	22	1		1	1	2		1	1	1	1		平2	8	
9,965	11,425	14,156	35,546	16	1		1	1	2		1	1	1	1		平元	8	H22撤去
8,762	10,417		19,179	22	1		1	1	1	1	1	1		1		昭57	8	
5,937	6,830	357	13,124	5	1		1		1		1	1			106	昭44	6	
3,659	8,421	337	12,417	8	1	1	1	1	1		1	1	1			平2	6	昭49. 3
1,167	601	591	2,359	2			1			1	1	1			192			
6,492	5,573	90	12,155	14	1		1		1		1	1	1	1		平26	7	
5,664	6,171		11,835	6	1		1				1	1		1		昭44	6	
5,015	6,780	277	12,072	7	1		1	0			1	1				平17	5	
3,354	6,384		9,738	6	1	0	1		1		1	1				平18	4	
2,328	9,918		12,246	8	1		1	1	1		1	1		1		平16	6	
5,709	7,620		13,329	8	1	1	1	1	1		1	1	2			平20	6	
2,708	9,358		12,066	7	1		1	1	1		1	1		2		平15	6	
10,898	13,774		24,672	32	1		2	0	1		1	1			1,319	平3	7	平17. 4
12,211	10,799	3,108	26,118	16	1		1	1	1		1	1			566	平6	7	
11,330	14,470	303	26,103	14	1		1	0	1		1	1		1	454	平9	7	
11,313	10,926		22,239	22	1		1		1		1	1	1	1		昭43	7	
12,600	12,400		25,000	14	1		1	1	1	1	1	1	1	0		昭55	7	
8,024	7,394		15,418	21	1		1	0	1		1	1		1		昭57	7	
9,196	13,888		23,084	13	1		1	1	1	1	1	1		1		昭56	7	
13,228	7,500		20,728	15	1		1	1	1		1	1		1		昭45	8	
6,794	7,801		14,595	7	1	1	1	1	1		1	1	1		292	平8	6	
8,234	8,085	6,863	23,182	8	1		1	1	1		1		1		413	昭63	7	
7,211	8,696	6,886	22,793	12	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平元	8	
9,205	14,386	822	24,413	15	1		1	1	1		1	1	2			昭46	7	
9,942	6,262	5,950	22,154	9	1		1	1	1		1	1	2	1	273	平5	8	
7,453	7,394	1,420	16,267	8	1		1	1	1		1	1	1	1		昭43	7	
4,716	7,975	1,886	14,577	9	1	0	1	1	1		1	1	1	1		昭56	8	昭52. 6
11,449	10,836	0	22,285	23	1	1	1	1	1		1	1		2	576	平24	7	
20,306	13,036	0	33,342	19	1	0	1	1	1		1	1		1	315	平25	7	
754,182	844,631	61,479	1,660,292	1,593	98	33	100	77	92	6	93	103	122	83	7,726			

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨、W＝木造

イ 中学校施設の現況

番号	学 校 名	生 徒 数	教 員 数	学 級 数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
1	出 水	956	54	29	6,655	736		7,391	S	1,059
2	白 川	587	31	18	5,978	151	8	6,137	R	1,222
3	藤 園	329	38	19	5,451	147		5,598	R, S	979
4	花 陵	426	29	14	5,831	124	26	5,981	S	994
5	城 南	405	25	14	5,889	146		6,035	R	1,138
6	京 陵	734	43	23	6,170	127		6,297	R	1,222
	清水が丘分校	8	9	2						
7	西 山	576	40	21	6,045	143		6,188	S	979
8	江 南	292	23	11	3,236	278		3,514	R	1,138
9	江 原	308	27	12	4,312	119		4,431	R	981
10	竜 南	408	25	14	4,681	205		4,886	R	981
11	桜 山	174	17	8	4,284	108		4,392	R	981
12	湖 東	442	35	18	5,384	368		5,752	R	1,138
13	託 麻	1,007	56	31	6,702	298	28	7,028	R	1,222
14	三 和	594	36	20	4,597	116		4,713	R	981
15	城 西	218	20	9	4,108	78		4,186	S	779
16	帯 山	1,009	55	30	7,560	242		7,802	R	1,277
17	東 野	521	30	17	6,607	62		6,669	R	1,222
18	錦 ケ 丘	966	59	31	6,892	31		6,923	S	872
19	二 岡	372	25	13	4,141	82		4,223	S	770
20	東 部	438	27	14	4,588	114		4,702	R	734
21	楠	455	30	15	6,715	220		6,935	S	724
22	西 原	735	51	26	6,733	196		6,929	S	1,124
23	武 蔵	365	26	13	4,801	62		4,863	S	780
24	東 町	492	34	19	7,518	102		7,620	S	1,020
25	出 水 南	497	29	15	4,716	76		4,792	S	780
26	清 水	611	36	20	6,231	62		6,293	S	1,222
27	井 芹	300	23	12	5,259	53		5,312	R	981
28	北 部	678	43	22	5,702	69		5,771	R	1,261
29	芳 野	43	12	3	2,327	108	21	2,456	S	910
30	河 内	96	14	4	2,977	16		2,993	S	2,007
31	飽 田	358	28	13	3,651	77		3,728	R	1,280
32	天 明	239	20	10	3,801	115		3,916	R	1,133
33	長 嶺	980	56	31	7,151	14		7,165	R	1,221
34	力 合	553	35	18	4,436	13		4,449	R	981
35	龍 田	540	34	18	5,036	20		5,056	R	981
36	日 吉	432	31	15	4,969	65		5,034	R	981
37	桜 木	558	31	18	5,698	53		5,751	R	981
38	富 合	247	20	9	2,877	770	28	3,675	R	1,368
39	下益城城南	536	35	19	7,149	57		7,206	R	1,772
40	鹿 南	344	26	12	4,807	204	160	5,171	R	981
41	五 霊	304	25	11	4,014	42	133	4,189	R	1,032
42	植 木 北	138	15	6	3,089	210	9	3,308	R	984
合 計		20,271	1,358	697	218,768	6,279	413	225,460		45,173

※清水が丘分校については、借用地のみ記載。

(平27. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数												多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	音 楽	美 術	技 術	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	進路 指導	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
9,061	16,593		25,654	29	3	2	1	2	2		2	1	1	1			平3	7	昭48. 10
13,914	14,851		28,765	18	2	1	1	2	2		1	1	1	2	1		平17	7	昭48. 10
11,249	11,539		22,788	16	2	1	1	3	3	1	1	1		2			平9	8	昭48. 4
12,693	7,638		20,331	14	2	1	2	2	2		1	1	3	1			平2	8	昭48. 10
10,626	13,311	522	24,459	14	2	2	1	2	2		1	2	2	1			平7	8	昭47. 10
13,580	15,877		29,457	22	4	2	2	2	2		1	1	2	3			昭45	7	昭48. 4
		26,094	26,094	3	1	1	1		1										
15,511	14,457		29,968	20	2	2	1	2	2		1	1	1	6			平2	8	昭49. 10
9,494	13,746		23,240	11	1	1	1	2	2		1	1		2	0		平8	8	昭48. 4
9,783	15,577		25,360	11	2	1	1	1	2		1	1	1	4			平6	8	昭49. 10
7,472	11,157		18,629	14	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平4	8	昭48. 10
8,477	11,119		19,596	8	1	1	1	1	2		1	1	2	1			平2	7	昭48. 4
12,465	15,869	168	28,502	19	2	1	1	3	2	0	1	1	1	1			平3	7	昭47. 10
11,662	12,768		24,430	28	2	2	1	2	2		2	1		3	1		昭40	6	昭48. 10
7,346	14,467		21,813	18	2	1	1	1	2		1	1		1			昭36	7	昭48. 4
6,681	7,103		13,784	9	2	1	1	2	2		1	1	1	1	1		平10	8	昭48. 10
9,853	15,822		25,675	31	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1		平11	8	昭48. 4
10,203	9,101		19,304	20	3	2	1	2	2	1	1	1	1	2			昭63	7	昭48. 10
8,571	11,338	153	20,062	26	2	2	2	2	2		1	1	2	2			平18	8	昭48. 10
12,413	10,205		22,618	12	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1			昭46	7	昭48. 4
7,208	13,678	536	21,422	14	2	1	1	1	2		1	1	3	1			平元	7	
11,692	12,878		24,570	15	2	2	1	2	2		1	2	2	1			昭47	7	平20. 3
11,066	18,522		29,588	26	2	2	1	2	2		1	1	2	3			昭53	7	
8,214	14,193		22,407	13	2	1	1	1	2		1	1	1	1			昭55	8	昭56. 6
9,137	12,363		21,500	20	3	2	2	2	2	1	1	1	3	1	1		昭57	8	昭58. 3
10,915	16,660		27,575	15	2	1	1	1	2	1	1	1		2			昭58	8	昭58. 3
8,875	13,730	0	22,605	20	2	2	1	1	2		1	1	1	2	1	496	昭61	8	
9,394	16,457	3,464	29,315	12	2	1	1	1	2		1	1	1	2		549	昭62	8	
8,292	15,859	1,974	26,125	17	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1		367	昭62	8	平19. 10
6,383	24,792	375	31,550	3	1	1	1	1	1		1	1		2		210	平5	5	昭55. 5
3,243	8,562	3,433	15,238	4	1	1	1	1	2	1	1	1		2		211	平13	6	昭49. 3
5,129	8,181	1,950	15,260	12	2	1	1	1	1		1	1	1	1			平4	8	
9,778	13,089		22,867	10	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平2	7	
14,117	26,800	231	41,148	29	2	2	1	2	2		1	1	0	1		446	平3	7	
14,136	15,870		30,006	18	1	1	1	2	2		1	1		2		284	平4	7	
11,152	15,094	1,138	27,384	17	2	1	1	2	2		1	1		2		300	平4	7	平18. 4
17,141	13,440		30,581	14	2	1	1	2	2		1	1	1	1		304	平5	8	平17. 4
14,462	11,845		26,307	19	2	2	1	2	2		1	1	2	2		346	平5	8	
12,140	19,775		31,915	9	2	1	1	1	2		1	1		1			昭50	8	昭58. 8
12,866	14,213	1,698	28,777	19	2	2	2	1	2	1	1	1	1	4	2		平22	8	
16,209	12,676		28,885	13	2	1	1	1	2		1	1	1	2			平8	8	
8,481	12,405	4,912	25,798	12	2	1	1	1	2		1	1	3	1	1		平10	8	
10,112	11,496	4,600	26,208	6	2	1	1	1	2		1	1	3	1			昭61	7	
441,196	585,116	51,248	1,077,560	680	84	59	50	69	84	9	45	44	49	75	9	3,513			

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨、W＝木造

ウ 幼稚園施設の現況

番号	園 名	園児数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)				
					園 舎				
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造
1	碩 台	53	8	3	809	8		817	R
2	一 新	83	7	5	896	18		914	R
3	向 山	73	5	3	434	177	12	623	R・S
4	古 町	40	5	3	731	8		739	R
5	川 尻	69	5	3	765	23		788	R
6	楠	64	5	3		595		595	S
7	熊本五福	49	11	3	808	14		822	R
8	隈 庄	130	8	6	875			875	R
合 計		561	54	29	5,318	843	12	6,173	

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨

(平27.5.1現在)

番号	園 名	敷 地 面 積 (㎡)				保 有 室 数		
		建物敷地	運動場	その他	計	保育	遊戯	その他
1	碩 台	673	599		1,272	3	1	2
2	一 新	1,702	1,441		3,143	5	1	2
3	向 山	1,107	1,488		2,595	3	1	1
4	古 町	1,656	700		2,356	3	1	2
5	川 尻	1,100	1,280		2,380	3	1	2
6	楠	1,441	756		2,197	4	1	
7	熊本五福	1,301	1,147		2,448	3	1	9
8	隈 庄	1,567	1,774		3,341	6	1	1
合 計		10,547	9,185		19,732	30	8	19

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

創立104年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成13年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科9クラス（普通科6、国際コース1、芸術コース1、服飾デザインコース1）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい伝統を誇っている。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来58年目を迎えた高等学校であり、平成12年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科2クラス（国際経済コース1、健康スポーツコース1）、情報科3クラス（OA会計コース2、経営情報コース1）のふたつの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路確保を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、コンピュータを利用した学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

番 号	学 校 名	生徒数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎					屋 内 運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造	
1	必 由 館	1,068	70	27	13,694	772	22	14,488	S	1,750
2	千 原 台	604	48	15	7,234	20		7,254	R	3,774
合 計		1,672	118	42	20,928	792	22	21,742		5,524

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数													プール	
建物敷地	運動場	その他	合計	普通	理科	社会	外語	芸術	家庭	情報	視聴覚	図書	総合学習	特別活動	教育相談	進路指導	建設年度	コース
19,525	26,694	一	46,219	27	5	2	0	13	4	2	1	1	0	3	2	2	平 16	7
15,248	18,106	一	33,354	15	2	1	1	1	2	5	0	1	0	3	2	2	昭 46	7
34,773	44,800	0	79,573	42	7	3	1	14	6	7	1	2	0	6	4	4		

学 校 名	学 生 数	教 員 数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					校 地 面 積 (㎡)				
			校 舎					屋 内 運 動 場	建 物 敷 地	運 動 場	そ の 他	合 計
			鉄 筋	鉄 骨	木 造	合 計	構 造					
総合ビジネス専門学校	138	10	3,727			3,727			4,364		35	4,399

保 有 教 室 数														
ビジネス	ＯＡ経理科	準備室	パソコン	ワープロ	ホテル実習	秘書実習	ＬＬ教室	進路指導	研修室	和室	多目的ホール	図書室	学生ホール	視聴覚
6	1	1	2	0	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1

カ 校舎の整備状況

(平27.5.1現在)

区 分		校 舎 面 積 (㎡)				普 通 教 室 数				特 別 教 室 数			
		学 校 数	基 準 面 積	保 有 面 積	過 不 足 面 積	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 不 足 数	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 不 足 数
小 学 校	基 準 未 満	65	318,737	264,237	Δ 54,500	39	877	718	Δ 159	58	598	434	Δ 164
	基 準 以 上	30	126,535	144,472	17,937	56	803	875	72	37	309	373	64
	合 計	※95	445,272	408,709	Δ 36,563	※95	1,680	1,593	Δ 87	※95	907	807	Δ 100
中 学 校	基 準 未 満	25	156,345	132,340	Δ 24,005	10	218	197	Δ 21	21	300	256	Δ 44
	基 準 以 上	18	82,757	93,252	10,495	33	459	483	24	22	285	321	36
	合 計	※43	239,102	225,592	Δ 13,510	※43	677	680	3	※43	585	577	Δ 8

※学校数は分校を含む

キ 屋内運動場の整備状況

(平 27.5.1 現在)

区 分		学 校 数	基 準 面 積 (㎡)	保 有 面 積 (㎡)	過 不 足 面 積 (㎡)
小 学 校	基 準 未 満	84	93,297	68,422	Δ 24,875
	基 準 以 上	11	10,601	11,031	430
	合 計	※95	103,898	79,453	Δ 24,445
中 学 校	基 準 未 満	34	43,424	32,888	Δ 10,536
	基 準 以 上	9	10,580	12,285	1,705
	合 計	※43	54,004	45,173	Δ 8,831

※学校数は分校を含む

(5) 特別支援学級設置状況 (総合支援課)

(平27.5.1現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	100	410	130	43	160	55	143	570	185
自閉症・情緒障害学級	112	538	157	54	251	89	166	789	246
肢体不自由学級	22	31	22	6	6	6	28	37	28
院 内 学 級	3	6	5	5	10	5	8	16	10
病 弱 学 級	20	22	20	2	2	2	22	24	22
弱 視 学 級	4	4	4	3	3	3	7	7	7
難 聴 学 級	11	15	11	2	5	2	13	20	13
合 計	272	1,026	349	115	437	162	387	1,463	511

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(平27.5.1現在)

区分 進路別			男	女	合計	比率（％）
卒 業 生 総 数			3,541	3,230	6,771	100
進 学 者	高等学校 の本科	全日制	3,326	3,147	6,473	95.60
		定時制	24	12	36	0.53
		通信制	55	41	96	1.42
	高等専門学校		94	7	101	1.49
	合計		3,499	3,207	6,706	99.04
	専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等		13	4	17	0.25
就職者（含自家営業）		9	5	14	0.21	
無 業 者		4	1	5	0.07	
未 定		16	13	29	0.43	

(7) 熊本市奨学金制度(学務課)

目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等(高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程)に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付(高等学校等就学支援金、熊本県奨学のための給付金を除く。)を受けていないこと。

貸付金額及び定数

区 分	定数(人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額(月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	380	国・公立 私 立	18,000円 30,000円	—	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校(専門課程)		国・公立 私 立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

(8) 就学援助費（学務課）

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

年度 区分		22		23		24		25		26	
児童生徒数 (人)	小学校	42,257	62,870	41,863	62,416	41,338	61,755	40,924	61,455	40,934	61,266
	中学校	20,613		20,553		20,417		20,531		20,332	
認定者数 (人)	小学校	5,674	8,733	5,646	8,859	5,689	9,043	5,645	9,067	5,715	9,126
	中学校	3,059		3,213		3,354		3,422		3,411	
認定率 (%)	小学校	13.4	13.9	13.5	14.2	13.8	14.6	13.8	14.8	14.0	14.9
	中学校	14.8		15.6		16.4		16.7		16.8	
援助総額 (千円)	小学校	357,698	664,150	360,125	684,863	363,744	702,171	366,718	715,371	400,147	767,092
	中学校	306,452		324,738		338,427		348,653		366,945	

平成26年度支給実績

(単位 円)

	小学校	援助総額	中学校	援助総額
学用品費等	1年 12,610	79,183,152	1年 23,880	84,123,059
	2～6年 14,780		2・3年 26,050	
補助教材費	1年 4,400	22,722,253	1年 7,000	17,618,767
	2・5・6年 4,000		2年 4,400	
	3・4年 4,300		3年 4,700	
新入学児童生徒学用品費	19,900	15,800,600	22,900	23,358,000
修学旅行費	実費	21,146,723	実費	62,273,951
通学費	実費	0	実費	356,410
医療費	実費	7,775,793	実費	3,202,748
学校給食費	実費	248,430,833	実費	170,193,721
校外活動費	実費	5,087,795	実費	5,818,007
合計		400,147,149		366,944,663

(9) 私学助成（学務課）

(単位 千円)

年度 区分	22	23	24	25	26
高等学校	32,141	30,722	30,951	31,086	31,251

(10) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア 熊本市からの派遣（平成26年度）

派遣人員	在 籍 校	派 遣 先
高校生 4名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インカーネーションワード高校

イ サンアントニオ市からの受入（平成26年度）

派遣人員	在 籍 校	派 遣 先
高校生 4名	セントアンソニーカトリック高校 インカーネーションワード高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

(11) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況

（平27.5.1現在）

区 分	種 類	実施校数	児童生徒数	給 食 費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師
小学校	完全給食	94校	40,790人	1食単価243円	43人	151人
中学校	完全給食	42校	20,271人	1食単価295円	25人	10人

（注）昭和40年4月4日 全市標準献立及び給食物資共同購入（一般物資）開始
昭和55年4月1日 週1回の米飯給食を開始
昭和58年4月1日 週2回の米飯給食を開始
平成5年1月11日 週3回の米飯給食を開始（旧飽託4町は昭和60年から週3回）
平成17年4月 共同調理場の2施設において、平成17、18年度の2ヵ年で民間委託のモデル事業を実施
平成19年4月 藤園、日吉共同調理場で民間委託を本格開始
平成20年4月 出水南、井芹、長嶺共同調理場を民間委託
平成20年10月6日 共同調理場17施設（合併により1施設増加）、給食室71施設
平成21年4月 東、託麻、武蔵、龍田共同調理場を民間委託
平成22年3月23日 共同調理場18施設（合併により1施設増加）、給食室81施設（合併により10施設増加）
平成22年4月 城西、西原、京陵、城南共同調理場を民間委託
平成25年4月 共同調理場16施設（2施設閉鎖）、給食室86施設（給食室新設により5施設増加）
平成26年4月 共同調理場15施設（1施設閉鎖）、給食室88施設（給食室新設により2施設増加）
平成27年4月 給食室87施設（1施設閉鎖）、白坪小、清水小、御幸小、帯山小、高平台小、託麻東小、出水南小、託麻南小、長嶺小の単独調理場を民間委託

イ 学校給食共同調理場

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

施設名 開設年月	所在地	延床面積 (㎡)	給食開始年月日	現在の給食数		対象校
東共同調理場 昭和 48 年 4 月	東区東町 3 丁目 3 番 2 号	1,169.37	昭和 48 年 5 月 15 日	2,710	556	東野中
					1,030	錦ヶ丘中
					531	東町中
					593	桜木中
西原共同調理場 昭和 53 年 4 月	東区保田窪 4 丁目 9 番 1 号	467.09	昭和 53 年 6 月 1 日	1,861	792	西原中
					1,069	帯山中
藤園共同調理場 昭和 53 年 4 月	中央区千葉城町 5 番 2 号	369.9	昭和 53 年 6 月 1 日	1,179	362	藤園中
					622	白川中
					195	桜山中
城西共同調理場 昭和 53 年 4 月	西区小島 8 丁目 17 番 1 号	368.27	昭和 53 年 6 月 1 日	877	243	城西中
					634	三和中
京陵共同調理場 昭和 54 年 4 月	中央区京町本丁 1 番 14 号	459	昭和 54 年 6 月 1 日	1,322	784	京陵中
					438	竜南中
					100	県立かがやきの森支援学校
日吉共同調理場 昭和 54 年 9 月	南区日吉 1 丁目 4 番 50 号	450	昭和 54 年 10 月 15 日	1,442	461	花陵中
					592	力合中
					389	鮑田中
託麻共同調理場 昭和 54 年 9 月	南区出仲間 6 丁目 4 番 1 号	368.47	昭和 54 年 10 月 11 日	1,725	1,069	託麻中
					337	江原中
					319	江南中
武蔵共同調理場 昭和 56 年 4 月	北区武蔵ヶ丘 4 丁目 19 番 1 号	519.1	昭和 56 年 5 月 11 日	1,046	394	武蔵中
					652	清水中
出水南共同調理場 昭和 58 年 4 月	中央区出水 7 丁目 86 番 1 号	612.39	昭和 58 年 5 月 9 日	2,027	530	出水南中
					1,016	出水中
					481	湖東中
井芹共同調理場 平成 2 年 6 月	西区上熊本 3 丁目 28 番 25 号	472.82	平成 2 年 6 月 1 日	1,679	330	井芹中
					623	西山中
					726	北部中
長嶺共同調理場 平成 5 年 4 月	東区長嶺南 7 丁目 21 番 40 号	569.39	平成 5 年 4 月 26 日	1,915	1,042	長嶺中
					403	二岡中
					470	東部中
龍田共同調理場 平成 6 年 4 月	北区龍田 7 丁目 9 番 16 号	520.08	平成 6 年 4 月 18 日	1,069	580	龍田中
					489	楠中
城南共同調理場 平成 8 年 4 月	南区八幡 8 丁目 1 番 1 号	471.04	平成 8 年 5 月 1 日	1,166	435	城南中
					466	日吉中
					265	天明中
富合共同調理場 平成 11 年 3 月	南区富合町清藤 472 番地	582.019	平成 11 年 4 月 1 日	911	272	富合中
					639	富合小
植木共同調理場 平成 19 年 3 月	北区植木町広住 342 番地 1	1,188.74	平成 19 年 4 月 11 日	1,876	375	鹿南中
					334	五霊中
					158	植木北中
					416	植木小
					252	菱形小
					341	桜井小

(12) 熊本市学校給食会 (健康教育課)

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区花畑町3番1号
設 立 年 月 日	平成8年4月2日
目 的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事 業	学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進 ・ 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催 ・ 市産品導入の推進 ・ 特別栽培 (減農薬) 農産物等の導入推進 ・ 学校給食交流会の支援 ・ 学校給食用物資の生産地視察 学校給食の普及・奨励 (改善・充実) ・ 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催 ・ 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催 学校給食の実施に必要な調査研究 ・ 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査 その他目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	100,000千円

(13) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所 在 地	中央区千葉城町2番35号
建 築 規 模	敷地 1,500.92㎡ 駐車場 自動車 20台分 鉄筋コンクリート4階建 延床面積 2,020㎡
総建築事業費	815,000千円
工 期	昭和61年7月18日～昭和62年7月27日
施 設 内 容	5階 機械室 4階 大研修室 3階 第1研修室 第2研修室 第3研修室 e-n-e-t 支援室 2階 第4研修室 中研修室 図書・資料室 I C T 研修室 (サーバ2台・P C 50台) 1階 第5研修室 第6研修室 第7研修室 多目的研修室 所長室 事務室 地階 機械室

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

全体テーマ 「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」

- ・ 平成26年度委嘱研究員 17部会55人（委嘱期間 平成26.4～平成28.8）
- ・ 検証授業の実施
- ・ 派遣研修の実施

② 研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- ・ 提出期間 平成28年1月7日～1月14日
- ・ 各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・ 指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- ・ 教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・ 拡大印刷機、カラーコピー機、ラミネート加工等による教材作成
- ・ プロジェクター、スクリーン、ビデオ教材等の貸出

③ Web版教育論文集の配信

- ・ 応募論文・実践研究一覧及び入選論文・実践研究をe-net教育センターWebページに掲載する。

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

- ・ 熊本県主催教科書展示会 平成27年6月19日～7月2日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ 少人数学級・少人数指導推進に関する事業

- ・ 少人数指導モデル校（５校）による公開授業と授業研究会
- ・ 「学び合いたくなる学習課題設定の工夫」と「子どもの実態に合わせた課題解決の手立ての工夫」を柱とした授業づくり研修
- ・ パッケージ研修による校内研修支援
- ・ ホームページや広報紙をととしての広報活動の実施

エ 研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。

ＯＪＴ推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

- ・ 研究指定校、研究モデル校、研究員活動
- ・ 派遣（パッケージ）研修
- ・ 教育情報の配信・提供

ＳＤ（自己啓発）活性化支援研修

- ・ 教科・領域等研修（８講座）
- ・ カウンセリング研修（２講座）
- ・ 情報化専門研修（４講座）
- ・ 授業づくりセミナー（１講座）
- ・ 特別支援教育研修（４講座）
- ・ トワイライト研修（１８講座）
- ・ 教師塾「きらり」、ＯＢ・ＯＧ講座

ＯＦＦ－ＪＴ（学校外）研修

- ・ 経年者研修
 - 初任者研修（１５講座） 初任校（２年目）研修（３講座）
 - 初任校（３年目）研修（２講座） １０年経験者研修（１１講座）
 - 養護教諭１０年経験者研修（１１講座） 教職員１年目研修（５講座）
 - １５年経験者研修（４講座） ２０年経験者研修（３講座）
 - 新規臨採研修（３講座） ２年目臨採研修（３講座） ３年目臨採研修（２講座）
 - ４年目以上臨採研修（１講座）
- ・ 教育講演会（１講座）
- ・ 熊本市情報モラル教育セミナー（１講座）
- ・ 課題別研修（３講座）
- ・ 職能研修（１１講座）
 - 情報教育担当者研修（１講座）
 - 幼児教育研修（１講座） 新任管理職研修（７講座）

社会教育関係研修

- ・ ネットトラブルから子どもを救う（１講座）
- ・ 校区老人クラブ研修（１講座）
- ・ 子育て支援研修（１講座）

オ 教育情報ネットワークに関する事業

安定性・高速性及びセキュリティが確保された熊本市地域教育情報ネットワークを企画・管理・運営することで、学校からの活用を推進し、教育の情報化を進めている。

特に、ＩＣＴ（情報通信技術）活用による「わかる授業」を目指し、「かわる」をキーワードにして、「授業がかわる」「子どもがかわる」「学校がかわる」の３つの側面から教育の情報化に取り組んでいる。

①教員のＩＣＴ活用指導力の向上、児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育の推進

～熊本市地域教育情報ネットワークシステム（e-net）の活用～

○教育の情報化推進のための研究・開発

- ・教育情報及び指導法等の情報提供システムの開発
- ・情報モラル教育の推進のための指導法等の研究
- ・研究モデル校（ＩＣＴ活用３校）研究指定校（教育の情報化２校）による研究
- ・校務の情報化推進のための調査研究

○研修プログラムの開発

- ・電子黒板、デジタル教科書等ＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・情報活用能力育成のための研修開発
- ・情報モラル教育の啓発と普及研修開発
- ・専門家による出前講座（情報モラルキャラバン）
- ・情報モラル教育推進リーダー研修

②教育の情報化研修講座

- ・教育の情報化に関する研修講座の実施 ※注）「エ 研修に関する事業」参照
- ・パッケージ研修による教科等指導におけるＩＣＴ活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

③教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・ネットワーク及びＩＣＴ環境整備
- ・ネットワーク等の管理
- ・情報端末管理及び学校対応
- ・教育センターホームページ運営
- ・教育の情報化に向けたＩＣＴ活用の推進
- ・ＩＣＴ支援員による授業及び校内研修等の支援、メンテナンス

3 図書館

熊本市立図書館では、昭和57年11月の開館以来、本館、植木図書館、城南図書館、とみあい図書館、くまもと森都心プラザ図書館及び16の公民館図書室等の情報と物流のネットワーク化を図り、それに移動図書館の運用を一体化した熊本市立図書館ネットワークシステムを構築し、利用者サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成27年3月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。

主な平成26年度実施事業

資料の充実：本館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、

各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集

サービスの充実：図書管理システムの改修により検索機能やWeb予約等の操作を改善

議会図書室での予約本の受け取り・返却サービスを開始

子どもの読書推進：第三次子ども読書活動推進計画（H27～H31）を策定

子ども向け良書を紹介した冊子等の作成・配布や掲載図書の学校へのセット貸出の実施等

図書館施設の整備：本館の空調や照明設備等の大規模改修を実施し、利用者の安全かつ快適な環境を整備

ア 施設

所在地	中央区大江6丁目1番74号
開館年月	昭和57年11月
敷地面積	3,867.95㎡
建築面積	2,665.85㎡
延床面積	5,230.76㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階（一部地下）
建設費	1,311,000千円
施設の概要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵 書 数

(平27. 3. 31現在)

	0 : 総記	1 : 哲学	2 : 歴史	3 : 社会	4 : 自然	5 : 技術	6 : 産業	7 : 芸術
市立図書館	17, 274	17, 552	50, 460	66, 107	32, 834	29, 083	14, 477	41, 156
市立BM	62	382	499	662	604	981	355	428
植木図書館・BM	1, 172	2, 622	5, 249	9, 001	4, 479	4, 767	2, 171	4, 371
城南・BM	1, 155	3, 799	5, 380	9, 012	7, 943	6, 897	2, 719	6, 213
富合	1, 195	1, 992	3, 611	5, 572	5, 173	5, 859	2, 006	4, 981
プラザ図書館	7, 206	15, 974	22, 274	49, 797	24, 130	26, 593	13, 685	24, 801
東部	445	732	2, 118	2, 060	2, 294	2, 670	752	2, 308
龍田	409	775	2, 579	2, 406	2, 471	2, 441	810	2, 720
託麻	487	720	2, 057	1, 992	2, 590	2, 450	800	2, 691
幸田	432	729	1, 871	2, 060	2, 147	2, 859	801	2, 072
中央	554	784	2, 555	2, 470	2, 406	2, 536	680	2, 597
清水	394	852	2, 022	2, 001	2, 112	2, 463	740	2, 465
秋津	403	894	2, 109	2, 140	2, 155	2, 534	768	3, 092
南部	368	886	1, 706	2, 123	2, 361	3, 092	679	2, 286
花園	218	596	1, 866	1, 410	1, 908	2, 428	542	1, 946
北部	334	489	1, 133	1, 216	1, 312	1, 788	430	1, 176
河内	315	586	1, 238	1, 674	1, 745	2, 315	686	1, 723
天明	309	586	1, 150	1, 554	1, 465	2, 196	622	1, 535
鮑田	496	871	1, 929	1, 994	2, 072	2, 882	990	2, 300
西部	297	609	1, 517	1, 584	2, 107	2, 568	768	1, 613
五福	204	405	889	980	1, 140	1, 395	370	936
はあもにい	分類方法が異なるためその他に集約							
合計	33, 729	52, 835	114, 212	167, 815	105, 448	110, 797	45, 851	113, 410
比率 (%)	2. 3	3. 6	7. 8	11. 5	7. 2	7. 6	3. 1	7. 8

※BM・・・移動図書館

	８：語学	９：文学	F：小説	E：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,605	97,894	85,183	58,227	2,937	2,265	101	524,155
市立BM	100	887	2,413	857	31	0	0	8,261
植木図書館・BM	953	8,246	14,478	9,139	668	192	0	67,508
城南・BM	2,150	8,893	15,285	8,106	205	0	16	77,773
富合	1,005	18,418	9	6,860	155	697	141	57,674
プラザ図書館	6,530	30,869	32,559	12,161	0	7	1,111	267,697
東部	401	4,411	7,601	7,452	24	3	1	33,272
龍田	455	5,347	7,662	5,844	0	5	0	33,924
託麻	452	5,246	7,515	5,111	0	0	0	32,111
幸田	378	4,251	8,682	5,855	70	0	0	32,207
中央	408	6,222	8,737	5,671	0	0	0	35,620
清水	332	4,203	7,888	5,556	0	1	0	31,029
秋津	349	4,788	8,453	4,753	49	0	0	32,487
南部	383	4,759	9,915	5,517	31	0	0	34,106
花園	382	4,574	8,690	4,495	250	1	0	29,306
北部	232	3,103	6,659	4,348	0	0	0	22,220
河内	266	2,775	6,663	3,749	0	3	1	23,739
天明	283	2,606	7,077	3,666	121	0	0	23,170
飽田	456	3,838	7,152	4,953	95	0	0	30,028
西部	346	3,098	7,502	4,592	74	0	0	26,675
五福	215	1,948	4,546	3,118	0	0	0	16,146
はあもにい	分類方法が異なるためその他に集約						18,002	18,002
合計	24,681	226,376	264,669	170,030	4,710	3,174	19,373	1,457,110
比率（％）	1.7	15.5	18.2	11.7	0.3	0.2	1.3	100

※視聴覚資料の蔵書数（13,676冊）、雑誌（6,232冊）は含まない。

※その他 新聞11紙 雑誌194誌（寄贈分含）

ウ 利用案内

図書の貸出

区 分	貸 出 冊 数		貸出期間	登 録 要 件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合 わせて一人10冊 以内	2週間	市内に居住し、通勤し又は通学する者 登録者数 211,779人 (平成27年3月31日現在)
	移動図書館		次回巡回日まで	
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、学校 等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個人視聴	個 人	ビデオソフト・DVD	視聴コーナーにて視聴
団体貸出	市内の幼稚園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリフィルム ビデオソフト 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数	貸出期間3日間 5巻以内

エ 利用状況

図書の利用状況

(平成26年度)

区 分	市立図書館 (BM含)	植木図書館 (BM含)	城南図書館 (BM含)	プラザ 図書館	公民館図書室		
					東 部	龍 田	託 麻
登録者数(人)	105,836	7,846	4,059	23,608	9,532	5,974	6,484
貸出者数(人)	110,787	47,688	53,646	147,726	51,844	26,289	28,339
貸出冊数(冊)	512,899	238,084	273,674	604,150	209,345	108,625	123,728

区 分	公民館図書室							
	幸 田	中 央	清 水	秋 津	南 部	花 園	北 部	河 内
登録者数(人)	6,637	2,067	6,639	4,622	5,208	4,560	2,934	768
貸出者数(人)	19,435	14,108	26,675	22,999	16,344	22,123	9,545	2,794
貸出冊数(冊)	84,199	49,096	111,150	103,930	64,279	88,815	37,381	10,278

区 分	公民館図書室					議会図書室	はあもにい	計
	天 明	飽 田	西 部	富 合	五 福			
登録者数(人)	1,230	2,462	4,810	3,985	1,701	0	817	211,779
貸出者数(人)	4,593	8,878	20,496	22,066	11,561	522	6,972	675,430
貸出冊数(冊)	15,836	35,392	83,686	104,645	35,481	988	20,837	2,916,498

(注) ・団体貸出冊数を含む。

- ・市立図書館は、平成26年9月～平成27年2月まで改修工事の為休館。その間臨時窓口を設置。
- ・議会図書室は、平成26年10月から予約本の貸出、返却のみの業務開始。

視聴覚コーナー利用状況

(平成26年度)

区 分	ビ デ オ	D V D	合 計
利用者数 (人)	435	175	610
保有数量 (枚・本)	1,814	586	2,400

視聴覚機材貸出状況

(平成26年度)

区 分	16 ミ リ		ビ デ オ	
	フィルム	映 写 機	テーブ・DVD	映 写 機
利用者数 (団体)	85巻	32台	110本	18台

4 熊本博物館

熊本博物館は、昭和27年に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門を加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、郷土熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行ってきた。

しかし、開館から30数年が経過し、常設展示物や資料の展示環境について、社会の変化と資料保存や展示技術の向上に的確に対応した新たな展開が必要となったため、政令指定都市にふさわしく、市民や県民、さらに熊本を訪れる観光客にも親しまれる総合博物館を目指し、平成25年4月からリニューアルの準備に入ったところである。

(1) 施設の概要

ア 本 館

所 在 地	中央区古京町3番2号		
敷 地 面 積	14,000㎡		
建 物 面 積	3,754㎡		
建物延面積	6,108㎡		
構 造	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階		
開 館	昭和53年4月1日		
建 設 費	主体工事	1,086,300千円	
	展示、プラネタリウム工事	343,500千円	
	その他	106,622千円	
	用地購入費	271,745千円	
	合 計	1,810,187千円	
	※プラネタリウム機器更新	426,805千円	

イ 面積内訳

(単位 ㎡)

番号	主要室名	面積	番号	主要室名	面積	番号	主要室名	面積
1	正面入口		15	収蔵庫	270.0	26	音響資料室	75.0
2	団体・身障者入口		その他	切符売場・案内・倉庫・WC(一般・多目的・職員)		27	音響室	
3	エントランス室	250.0	16	資料搬入口・荷解き室	270.0	28	スタジオ	
4	プロログ室	90.0	17	研修室		その他	くん蒸室・暗室・エレベーター室・WC(一般・多目的・職員)	
5	エレベーター室		18	リフト	30.0	29	収蔵庫	105.9
6	地質展示室	210.0	19	考古展示室	270.0			
7	生物展示室	335.0	20	歴史展示室	130.0			
8	理工展示室	734.3	21	民俗展示室	325.0	30	特別収蔵庫	104.6
9	理工展示室					31	制御室・電気室・機械室・ボイラー室・ボンベ室	614.5
10	特別展示室	303.5	22	情報センター室・エピソード室	75.0	32	プラネタリウム室	201.0
11	屋外展示場(3ヶ所)	300.0	23	作業室	200.0	33	プラネタリウム前室	383.8
12	館長室・応接室	200.0	24	図書室		その他	更衣室・用度品庫・WC(一般・多目的・職員)	
13	事務室		25	学芸室				
14	警備員室・宿直室							

熊本城分館

所 在 地 中央区本丸1番1号(熊本城天守閣内)

ウ 資 料

(平27.4.1現在)

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	20,067
動 物	58,132
植 物	16,662
理 工	137
考 古	10,215
歴 史	15,045
民 俗	13,130
合 計	133,388

人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料ほか近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑠禅師倚像（寄託品）などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。

また、哺乳類・鳥類・魚類の標本・古生物化石類・植物・昆虫標本など熊本県産の動・植物を中心とした資料がある。

理工学関係

屋外展示場に、9600型蒸気機関車の実物がある。

プラネタリウム

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノス2」と全天周映像システム「バーチャリウム2」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出す。また、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

(2) 活動状況(平成26年度)

ア 企画展示会(自由観覧)

展 示 会 名	期 間
のぞいてみよう! 身近な草花	4/26～ 6/ 1
南洋への憧れ～熊本博物館収蔵海外資料展～	6/13～ 7/13
ここが面白い! 昆虫いろいろ	7/19～ 8/31
鳩太郎がゆく! ～肥後藩士 吉田鳩太郎が見た幕末維新～	9/ 6～10/13
江戸の化粧術～武家婚化粧道具を中心に～	10/25～11/24
稲荷山古墳の出土遺物	12/ 2～ 1/18
博物館のお仕事展	1/24～ 2/22
しってるカイ? くまもとの軟体動物化石展	2/28～ 4/ 5

イ ロビー展示会

展 示 会 名	期 間
熊本博物館と黒川紀章	4/26～ 6/29
藤崎台のクスノキ群	7/ 1～ 9/28
特別史跡 熊本城跡	10/ 1～12/28
熊本城跡と熊本博物館	1/ 6～ 3/31

ウ 定例展示会・共催展

展 示 会 名	期 間	参観者(人)
肥後しゃくやく展	5/ 5～ 5/ 6	131
肥後朝顔展	9/ 5～ 9/ 7	292

エ 開設講座

講 座 名	回 数	参加者(人)
動物学講座	10回	204
考古学講座	6回	128
古文書講座	9回	288
民俗学講座	9回	212

オ 教室・その他の行事

行 事 名	内 容	期 日	対 象	参加者(人)
子ども科学・ものづくり教室 (本館・塚原歴史民俗資料館の2会場)	「宙返りバードを作って飛ばそう」他	4月～3月	小中学生(一般)	1,033
天文講演会	今、考えられている宇宙の姿についての講演	3/14	小中学生・一般	32
字幕付きプラネタリウム	星空解説と投映番組を字幕付きで実施	①6/7 ②2/21	小中学生・一般	①93 ②27

カ プラネタリウム入館者数

有 料 入 館 者 (人)												無料入館者 (人)			総計
個 人			団 体			年度観覧券			小 計						
大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	
17,692	11,091	28,783	664	2,664	3,328	-	-	-	18,356	13,755	32,111	2,015	9,165	11,180	43,291

※常設展示はリニューアルのため閉館中

(3) 熊本博物館リニューアルの概要

ア 目的

子どもから大人までワクワクして何度も訪れたい魅力ある総合博物館、政令市にふさわしい熊本地域の中核博物館になることを目的として、県との連携のもと県が收藏する貴重な資料の活用も図りながら、リニューアルを行う。

イ 概要

①スペースの拡張

旧理工展示室の吹き抜け部分を2層化

②展示環境の改善

- ・公開承認施設（重要文化財等の展示に適した施設）への改修
温湿度管理できる展示室の整備
- ・3つの特別展示室の整備
重要文化財等の展示に対応した特別展示室1・2及びフレキシブルな展示を行う特別展示室3

③展示内容の一新

- ・8分野の展示のうち、
－人文分野（考古・歴史・民俗）を2階から1階に移して展示スペースを拡張
－自然分野（地質・動物・植物）を2階に移動
－理工分野は実験室等の活用により、体験型の教室や講座の充実などの展示エリアの見直しにより、分野間連携の効果的な演出を図る。
- ・吹き抜け部分の2層化により展示スペースを拡張するとともに、今まで眠っていた收藏資料の展示や定期的な展示替えにより、展示の充実を図る。

④県との連携展示

熊本県との連携のもと、県の博物館ネットワークセンターに保管する貴重な資料を活用し、熊本を代表しうる博物館として、市内外・県内外へ向けた展示を行う。

⑤細川家舟屋形（波奈之丸）の展示

現在、熊本城天守閣に展示している国指定重要文化財「細川家舟屋形」を修復し、博物館に移築することにより、展示の核として位置づける。

⑥收藏環境の改善

増床により生み出されたスペースを活用して收藏庫の再構築を行い、これまで收藏庫内で混在していた資料を分野ごとに整理し、適切な保存管理を行う。

⑦情報システムの再構築

- ・展示コーナーごとの解説や資料のより詳細な情報が得られるキオスク端末の設置
- ・わかりやすい館内案内用のデジタルサイネージの設置

ウ リニューアルイメージ図

